

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特定措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能にする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：10、回収数：9）

都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗段階 Q1	効果の発現 Q2	効果の内容 Q2-2	進捗と予定 Q3
宮城県	多賀城市	多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
東京都	練馬区	練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
愛知県	日進市	日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
三重県	名張市	名張市ばりっ子発達支援給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
大阪府	泉南市	泉南市児童発達支援センター安心安全給食特区	平成28年8月自園給食に移行	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	—
大阪府	阪南市	阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	—
鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	2. 発現していない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
大分県	大分県	大分県児童発達支援センター安心安全給食特区	4. 準備段階にも入っていない	—	—	3. 特区計画認定時の予定より遅れている
鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

Q 2. 発現効果の内容

＜ポイント＞

- ・ 経費削減及び削減分を財源としたサービスの充実
- ・ 給食メニュー多様化

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 経費削減によって得られる資源により療育サービスを充実させ、手厚い支援が提供できる。
- ・ 練馬区 外部搬入による経費節減。
通所児の障害状況に応じた形態、多様なメニューでの給食提供の実現。
- ・ 日進市 自園調理の場合必要になる人件費の削減効果
- ・ 名張市 本特定事業により、児童発達支援センターどれみに、当該センターを運営する社会福祉法人名張育成会の本体施設で調理した給食を外部搬入することができ、給食調理業務の効率化・安定化及び経費の削減が図られ、法人の経営の安定やサービス水準の維持向上につながることができました。
- ・ 泉南市 児童発達支援センターとしての事業が実施できた。
- ・ 伊佐市 安定した給食提供、調理業務の効率化による障害児支援施策の充実（予算配分化）、食育（特に保護者向け）情報提供の充実

Q 2-4. 地域活性化の効果（経済的效果・産業への波及効果）

＜ポイント＞

- ・ 経費削減と削減分を財源としたサービスの充実や療育スタッフの安定雇用
- ・ 食材調達の一元化・安定化による地産地消の推進

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 経費削減によって得られる資源により療育サービスを充実させ、手厚い支援が提供できる。
- ・ 練馬区 給食提供事業者が区外事業者のため、地産地消等の対応はできていない。
- ・ 名張市 児童発達支援センターどれみに、当該センターを運営する社会福祉法人名張育成会の本体施設で調理した給食を外部搬入することにより、食材調達が一元化・安定化され地元畜産物の使用にもつながり、ひいては「地産地消の推進」に寄与することができた。
- ・ 鳥取県 地産地消の推進、民間事業者の参入
- ・ 伊佐市 給食にかかる人件費削減により、それらを財源の一部として、療育スタッフ安定雇用（パートから月給制への切り替え）や、新たな子育て支援施策（スタッフ増員し親子教室の充実や保育園・幼稚園発達支援研修等）に取り組んでいる。

	雇用創出	費用削減
多賀城市		500 万円
練馬区	1 人	695 万円
日進市		約 600 万円
名張市	2 人	200 万円
泉南市		500 万円
阪南市		1,800 万円
伊佐市	1 人	631 万円
合計	5 人	4,926 万円

Q 2-4. 地域活性化の効果（社会的効果）

＜ポイント＞

- ・ サービス水準の維持向上につなげることができ、地域の障害児支援の中核施設として機能
- ・ 子どもたちが学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活につながる

＜個別の内容＞

- ・ 練馬区 児童発達支援センターの指定を受け、地域における障害児支援の中核的な施設として機能をはたしている。
- ・ 名張市 児童発達支援センターどれみを運営する社会福祉法人名張育成会の経営の安定やサービス水準の維持向上につなげることができ、地域の拠点的・中核的な療育支援施設として障害児サービスの実現ができています。
- ・ 伊佐市 細かくカットするなどの配慮は行っているが、小学校と同じようなメニューの給食を、少人数体制で丁寧な支援ができる療育の場で食べることで、感覚過敏や食へのこだわりを持つ子どもたちも学校給食に慣れ、就学後のスムーズな学校生活へつなげることができています。

Q 2-5. 効果が発現しているか分からない理由

＜個別の内容＞

- ・ 鳥取県 対象施設において給食提供を行い始めて期間があまりないため、十分な効果が検証できないため

Q 3-3. 遅延の理由

＜個別の内容＞

- ・ 大分県 特定事業を実施する予定だった施設において実施の必要がなくなったため。

Q 4. 地方公共団体として果たしている役割

＜ポイント＞

- ・ 関係機関間の連絡調整

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 経費削減によって得られる資源により療育サービスを充実させ、手厚い支援を提供。
- ・ 日進市 関係機関同士の情報共有のための連絡調整等
- ・ 名張市 子どもの発達支援を関係機関と連携し総合的にサポートする体制をとっており、療育を担う児童発達支援センターへも施設の無償提供や施設管理に係る一部保守管理業務委託料を市で負担するなどにより支援。
- ・ 泉南市 本特定事業の実施施設が公立施設のため、事業実施にあたっての事務手続き等を実施。
- ・ 大分県 特に支援は行っていないが、事業者からの要望を受けて特定事業の認定手続きを行うこととしたもの。
- ・ 伊佐市 市が運営する児童発達支援センターのため、児童発達支援センタースタッフと協議しながら、全ての手続き・調整は市で行っている。

Q 5. 特定事業が成功するための鍵

＜ポイント＞

- ・ 行政、外部搬入事業者等の関係機関間の連携
- ・ 安全・安心な給食を提供できる外部搬入事業者の確保

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 安心・安全な給食を提供できる外部搬入事業者の選定
- ・ 練馬区 関係者、事業者への周知により本特定事業の意義および効果が広く理解されること。
- ・ 日進市 関係機関の連携・情報共有を円滑に行うこと。
- ・ 名張市 本特定事業を実施する社会福祉法人与行政との連携

- ・ 鳥取県 事業者の確保と質の向上
- ・ 大分県 手続きの簡素化
- ・ 伊佐市 市が運営する児童発達支援センターへの学校給食センターからの搬入のため、市長部局と教育委員会部局の連携が鍵となる。小規模市町村の場合は、提供事業者を探すのが難しいと思われる。

Q 6. 地域特有の条件による効果等

〈個別の内容〉

- ・ 練馬区 都市部（特別区内）のため、事業形態に応じた最良の業者を選定できること。
- ・ 名張市 本市のような小規模な地方都市では、地域資源である社会福祉法人が運営する福祉施設との共同化を図ることにより子どもの発達支援の取組を推進することができている。

Q 7. 特定事業活用への工夫

〈個別の内容〉

- ・ 泉南市 児童の発達段階や体調、アレルギー等に対応するため毎月献立を元に栄養士と調整をおこなった。
- ・ 大分県 県全域で認定を受けており、必要に応じて県が変更申請手続きを行うことについて周知を行った。

Q 8. 特定事業の将来に向けての展望等

〈ポイント〉

- ・ 特定事業により、児童発達支援センターの運営の合理化が図られスタッフと療育の充実が可能となるので全国展開が望まれるところ。

〈個別の内容〉

- ・ 練馬区 平成24年度の児童福祉法改正により、施設内調理実施の有無で指定が左右されるというのは、制度の趣旨に沿っているとは考えられない。本特定事業がより活用しやすくなり児童発達支援センターの指定が拡大することが望ましいと考える。
- ・ 名張市 本特定事業により、児童発達支援センターが厳しい財政状況の中、運営の合理化が図られ、今後もきめ細やかな療育の提供と安定的なサービスの提供が期待できる。
- ・ 泉南市 特定事業の活用により児童発達支援センターの認可を受けることができたため、地域の療育事業の発展につながった。
- ・ 鳥取県 引き続き特区の継続若しくは、一般事業化を希望する。
- ・ 大分県 早い時期での全国展開が望まれる。
- ・ 伊佐市 食は療育の中でも重要な項目ですが、小規模な児童発達支援センターでは、自園調理の給食提供は経済的にも人材確保の面でも負担が大きい。安心安全な給食の外部搬入が可能となれば、スタッフや療育内容の充実に力を注ぐことができるので、規制の特例措置が全国展開されることは大きな意味がある。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

Q 9. 障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図るための取組（地方公共団体）

〈ポイント〉

- ・ アレルギー対応のためのマニュアルの作成
- ・ 外部搬入事業者や施設との連携

〈個別の内容〉

- ・ 多賀城市 本市では「第三期健康たがじょう21プラン」という計画を策定しており、プランの中にある食育分野では「健全な食生活と心身の健康増進を目指します」「食を通して豊かな人間形成を目指します」を重点目標として掲げ、そのためには、
 - 1 健全な食生活に必要な知識の習得と実践する能力を育成します
 - 2 食を通じて豊かな心を育み、食べる楽しさを普及します

	3 地産地消や体験活動などを通して、食材への理解と関心を高めます
	4 家庭や地域で培われた食文化を継承します
	5 多様な期間の連携、協力により、食育を推進します
	という5つの視点に着目し、食育に関する取り組みを行っている。
・ 練馬区	保育園等における給食提供に係る所要栄養量やアレルギー対応のためのマニュアルの提供。外部搬入事業所所管部署による衛生管理等の指導、契約に係る仕様書による指示を行っている。
・ 日進市	・ マニュアルの作成 ・ 市の管理栄養士と施設、外部搬入事業者との連携
・ 名張市	発達段階に応じた対応とアレルギー児への対応を施設と事業者徹底している。
・ 泉南市	外部搬入業者と市の栄養士で、毎月、献立を受けての調整をおこなった。
・ 阪南市	施設への助言、連携
・ 鳥取県	外部搬入事業所の指導監査を行っている。
・ 大分県	認定後、特定事業を実施していない。
・ 伊佐市	市の運営する学校給食センターからの搬入のため、学校給食のマニュアルに従い実施

Q10. 事業所・施設・市町村等の連携体制構築のための取組（地方公共団体）

＜ポイント＞

- ・ 関係機関による定期的な会議の開催
- ・ 連絡・調整を行うためのマニュアル等の共有

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 台風等による急な休園などでも、連携について特に課題はない。
- ・ 練馬区 必要に応じて、搬入業者と連絡、調整を行っている。
- ・ 日進市 外部搬入事業所、施設、市の療育担当、市の管理栄養士といった関係機関が必要に応じ迅速に連携できるよう、担当が連絡し合うマニュアルを共有している。
- ・ 名張市 緊急時（給食も含む）に対応できるよう、施設と市とで定期的に会議をしている。
- ・ 泉南市 特に連携体制についての問題点が見当たらなかった。
- ・ 阪南市 定期的な連絡、調整
- ・ 鳥取県 外部搬入事業所と施設が定期的に会議を行っている。
- ・ 大分県 認定後、特定事業を実施していないが、認定申請前に適用対象事業所の所在する市との意見調整を行い、実施後の協力を依頼した。
- ・ 伊佐市 市学校給食センターの行う衛生指導や連絡会、献立委員会等に、毎年度、市児童発達支援センターも参加して、連絡調整、情報共有を行うよう取り決めをしている。
市児童発達支援センターでは、子どもたちに応じた加工や配膳等が行えるよう、給食補助員2名を雇用している。

Q11. 公立保育所と比較しての外部搬入についての効果・課題及び対応（地方公共団体）

＜個別の内容＞

	＜効果＞	＜課題＞	＜課題に対する対応＞
日進市	公立保育園と同じメニューで栄養面や食育等の配慮を受けられる。	保育園の給食調理の委託先と、児童発達支援センターの指定管理先が異なるため、それぞれの施設の栄養士・調理員の連携が課題。	公立保育園の献立を一括管理している市の管理栄養士と、児童発達支援センターの担当、市の療育担当が普段から連絡を取り合うようにしている。

Q12. 外部搬入元事業者が児童発達支援センターに搬入する場合の他の搬入先と比較した問題点（地方公共団体）

＜ポイント＞

- ・ 特になし

＜個別の内容＞

	＜他の搬入先＞	＜他の搬入先と比較した問題点＞
--	---------	-----------------

練馬区	高齢者施設、障害者生活介護施設への給食提供。特別支援学校（肢体不自由児）の校外活動時の給食提供	
泉南市	幼稚園等	
鳥取県	公立障害児入所施設、公立特別支援学校、公立小学校、私立幼稚園	
伊佐市	公立小学校、公立幼稚園	

Q13. 費用等削減（地方公共団体）

＜ポイント＞

- ・ 人件費の削減効果大きい

＜個別の内容＞

	削減額の費目と内訳		
	費目	削減額	施設別内訳
多賀城市	人件費	400 万円	多賀城市児童発達支援センター太陽の家
	調理器具等	40 万円	
	光熱水費	60 万円	
練馬区	調理費人件費	695 万円	練馬区立こども発達支援センター
日進市	人件費	600 万円	日進市子ども発達支援センターすくすく園
名張市	人件費（調理師）	200 万円	児童発達支援センターどれみ
泉南市	委託費	500 万円	児童発達支援センター
阪南市	人件費	1000 万円	阪南市立たんぽぽ園
	需用費	800 万円	
伊佐市	人件費	631 万円	伊佐市子ども発達支援センター
合計		4,926 万円	

	職員の純減数	
	施設名	純減数
多賀城市	児童発達支援センター	2 人
練馬区	練馬区立こども発達支援センター	1 人
伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター	2 人
合計	合計	5 人

Q13-2. 福祉サービス向上（地方公共団体）

＜ポイント＞

- ・ 児童の通所日数の拡大などサービスの充実

＜個別の内容＞

	＜取組＞	＜児童増加＞	＜雇用増加＞
多賀城市	経費削減によって得られる資源により保育士等を基準以上に配置し、療育サービスを提供できており、利用保護者の満足度も非常に高い。 また、栄養士や調理員を直接雇用しないだけでなく、調理以外の洗浄、殺菌、保管など自施設での設備管理の労力も軽減され、より手厚い利用者の支援につながっている。		
練馬区	重度肢体不自由児の通所日数の増加	5 人	0.5 人
名張市	受入児童一人ひとりの発達段階やアレルギーに対応した給食を提供している。きめ細やかな対応の結果、給食を提供できる児童が増えている。		2 人
伊佐市	児童発達支援センターでは、短時間パート雇用であった児童指導員や保育士をフルタイムの月給制職員に変更し、課		1 人

	題であった2歳・3歳の毎日通園グループをつくることができ、こども支援・保護者支援が充実した。児童発達支援センター以外の親子教室は、スタッフを1人増員し、月1回×1グループだった開催回数が週1回×4グループできるようになった。		
--	---	--	--

Q14. 地域への波及効果（地方公共団体）

＜ポイント＞

- ・ 地域食材の使用による地産地消の推進

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 委託している外部搬入事業者は「安心・安全」を基本理念とし、「地産・地消」を前面に掲げているため、地産地消の推進に貢献していると考えられる。
- ・ 練馬区 発注職数が少ないため、地域経済への影響は少ない。
- ・ 名張市 児童発達支援センターどれみに、当該センターを運営する社会福祉法人の本体施設で調理した給食を外部搬入することにより、食材の調達が一元化され、地元畜産物の使用にもつながり、地産地消の推進に寄与することができた。
- ・ 泉南市 特定事業の実施により、児童発達支援センターとして認可が早まり、児童発達支援センターとして、地域内外における研修会の実施など、地域における療育事業が発展した。
- ・ 阪南市 明確に関連した波及効果があったと断定できるものはない。
- ・ 鳥取県 地産地消の推進
- ・ 伊佐市 食材の一括購入で、市立学校給食センターの行う地産地消の推進

Q15. 給食の外部搬入を行っている施設の概要（施設の所長）

	施設名称	外部搬入事業者	登録児童数	給食提供児童数	うち給食提供に配慮が必要な児童数	1日あたり通所児童数	職員数
多賀城市	多賀城市児童発達支援センター太陽の家	民間企業	27	27	3	27	29
練馬区	練馬区立こども発達支援センター	民間企業	210	9	9	75	54
日進市	日進市子ども発達支援センターすくすく園	公立保育所	164	128	5	50	45
名張市	児童発達支援センターどれみ	民間企業	70	48	48	16	3
泉南市	泉南市子ども総合支援センター	民間企業	53	45	53	9	60
阪南市	阪南市立たんぼぼ園	民間企業	13	12	4	9.2	19
鳥取県	医療型児童発達支援センターきらり（鳥取療育園）	民間企業	20	6	6	5	14
	鳥取県立中部療育園	民間企業	28	23	4	3～7	16
伊佐市	伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ	学校給食センター	69	49	2	48	17

●給食を提供していない児童がいる場合その理由

・ 日進市	公立保育園と比べて対応できるアレルギーの品目が限定されるため、除去食で対応できない場合に、保護者に弁当持参を依頼している。
・ 名張市	3人については外部搬入元の保育園で対応していないアレルギーのため
・ 阪南市	アナフィラキシーの恐れのあるアレルギーがある児については、給食提供していない。
・ 鳥取県	食物アレルギーの児童は、保護者からの聴きとりをした上で、医療機関への確認を保護者から行った上で、給食開始としているが、医療機関の確認が取れていないため現在のところ未提供。
・ 伊佐市	＜医療型児童発達支援センターきらり（鳥取療育園）＞ 経管栄養を行っているため。摂食状況により給食利用にはまだ早いと思われるため。 ＜鳥取県立中部療育園＞ 1歳未満児で離乳食時期のため 午後からの通園グループであり、給食提供の必要がないため

Q 16. 障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図るための取組（施設の所長）

＜ポイント＞

- ・ アレルギーの子どもには別献立（特別食）で対応
- ・ 偏食がある子どもには、様子をみながら慣れさせたり、食べやすい食材等を工夫

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 偏食や食べる経験が少ない食材については、なめるだけでも挑戦することから進めている。様子を見ながら無理強いせず、食べることの楽しさを意識して支援を行っている。
- ・ 練馬区 給食衛生マニュアルの作成。保護者との食事形態の打合せ。外部搬入事業者への食形態の指示など。
- ・ 日進市 ・市こども課の管理栄養士の他に、施設に栄養士を配置し、個々の児童の発達段階に応じた刻みやミキサー調理等、きめ細かな対応が可能な体制を取っている。
- ・ 名張市 所長（言語聴覚士）が食事の評価を行い食事箋を作成し、個々に応じた食事の大きさでの提供をしている。
- ・ 泉南市 アレルギーについては、特別に用意した食事（別献立）を提供していることがある。障害の特性による偏食が多くみられるので、食べやすい食材、メニューとなるように、またアレルギー児も含めてみんなが同じものを食べることができるようにと考えている。そのために事前に保育士、看護師、栄養士で献立会議を行い、除去する食材の確認、食べやすいメニューへの変更を行い事業所に伝えている。
- ・ 阪南市 食物アレルギーの子どもには外部搬入業者より特別食を納品してもらっている。食育活動として、園内にミニ菜園をつくり、種まきや水やり等野菜を育てることから始めたり、秋には近隣の畑でサツマイモの収穫体験を行ったりしている。また、季節毎に野菜や果物の絵本の読み聞かせを事前に行い、近隣のスーパーへ出かけ実物を手にとったり等のソーシャルスキルトレーニングの実施や保護者向けに食育講演会（外部搬入事業者の栄養士を呼んで）を行っている。
- ・ 鳥取県 ＜医療型児童発達支援センターきらり（鳥取療育園）＞
給食導入にあたり、言語聴覚士の評価により食形態を選択し、実際の摂食状況を確認しながら柔軟に対応している。メニューを確認し、日によって食形態を変えられるよう対応している。
＜鳥取県立中部療育園＞
事業者に一任している（個への配慮内容については施設職員が評価している）
- ・ 伊佐市 アレルギーについては、事前に保護者に必要書類の記入と面談で確認している。子どもの状況に応じて、給食補助員や保育士が食べやすい大きさにしている。

Q 17. 事業所・施設・市町村等の連携体制構築のための取組（施設の所長）

＜ポイント＞

- ・ 日頃から連絡を密にし、定期的な会議による情報共有と連絡・調整

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 外部搬入事業者へは注文数の確認のため、毎日連絡を取っている。状況に合わせた対応も、日頃のやり取りによりスムーズに行えており、特に課題はない。

・ 練馬区	必要に応じて、連絡、調整を行う。
・ 日進市	何か問題があれば施設から市こども課の管理栄養士に電話等で報告し、毎月の献立検討会で検討する等、連絡を密にするよう心がけている。
・ 名張市	月1回、食事提供者と施設側（所長、栄養士）が参加する会議を実施
・ 泉南市	児童への食事提供前に、職員が検食を行う。また検食を2週間冷凍保存している。事故などで配達の遅延することや異物混入などで食事が提供できないこともあることを考え、保存食を常備している。
・ 阪南市	現状では、当施設が外部搬入事業者と情報の共有や連絡調整を定期的な給食会議で行っているが、給食搬入時の時点で、その日の担当職員が配達員と検品し、疑義が生じた場合はその場で配達員から事業者の責任者へ確認する体制をとっている。市町村へは、食中毒の症状等、著しく子どもの健康状態に変化が見られた場合に情報共有と連絡をする体制を整えている。
・ 鳥取県	＜医療型児童発達支援センターきらり（鳥取療育園）＞ 隣接する養護学校栄養士と連携するとともに、定期的に給食事務担当者会を行い、事業者と情報共有を行っている。 ＜鳥取県立中部療育園＞ 給食会議を定期的に開催している。
・ 伊佐市	小中学校と同じように緊急連絡体制がとられている。給食センターの給食担当者会等に参加し、連絡や情報共有を行っている。

Q18、18-2. 給食業務の外部搬入の実施により給食サービスの質について良くなった点・悪くなった点（施設の所長）

※外部搬入前自施設調理の施設

＜個別の内容＞

	＜良くなった点＞	＜悪くなった点＞
伊佐市	管理栄養士により工夫されたメニューで、よりバランスのとれた食事ができるようになった。子どもたちの偏食も減ってきた。	

※外部搬入前弁当持参の施設

＜ポイント＞

- ・ （良くなった点）食べず嫌いの解消等食の改善、衛生管理の向上
- ・ （悪くなった点）時折濃い味付けや食べにくい食材がある

＜個別の内容＞

	＜良くなった点＞	＜悪くなった点＞
練馬区	自宅から持参するお弁当では、本人の摂食レベルに合っていない食形態であることがある。本人に合わせた食事を提供できるようになった。 お弁当の衛生管理が難しい部分もあったが、外部搬入により衛生管理が適切にできるようになった。	
阪南市	いろいろな食材を日替わりで食べる機会が増え、食べず嫌いが改善し、好き嫌いも若干ではあるが改善しつつある。 適温給食の実施で温かいものを食べれるようになった。	味付けが濃い場合が見られたり、食べにくい食材が時折みられる。

Q19. 給食サービスの質以外の変化（施設の所長）

＜ポイント＞

- ・ （メリット・効果）開園時間延長など療育サービスの向上

＜個別の内容＞

	＜メリット・効果＞	＜悪くなった点＞
多賀城市	専門設備の充実した調理施設で調理された給食を供与することにより、衛生面や安全面を確保でき、さらに経費削減によって得られる資源により療育サービスを	

	充実させ、保護者が安心して子供を通所させられる環境を提供することで、保護者の労働意欲の高まりと収入の確保を図るとともに地域経済への活性化に繋げることができる。	
練馬区	当施設が児童発達支援センターに位置づけられることにより、地域支援、関係機関との連携、各種研修への講師派遣などしやすくなった。	
日進市	公立保育園と同じメニューで栄養面や食育等の配慮を受けられる。	
名張市	(外部搬入業者が配膳や下膳もして下さるので) 交流をしながら食事をとること(おかわりや下膳時の挨拶など)	
泉南市	給食搬入により、開園時間を長くすることができ、療育の充実を図れた。 また、家庭での悩みも多い食事についての相談を、食事の実態をもとに保護者とともに考えたりアドバイスすることができた。	
阪南市	職員がアレルギー食にも敏感になり、食の大切さを再認識するようになった。	外部搬入事業者の搬入時に職員がその都度、食数と内容確認(アレルギー食)を行う必要があり、また、消費税が外税なので請求額の誤差が多く、請求書のやり直しを求める等の事務作業が増えた。
鳥取県	<医療型児童発達支援センターきらり(鳥取療育園)> 隣接する養護学校と同じ業者を利用しており、就学時の摂食情報提供がスムーズに行える。	
	<鳥取県立中部療育園> 地域の特別支援校と同じ食形態を提供できる。	
伊佐市	効率的に給食が提供できるようになり、給食に係る人件費を削減できた。代わりに、直接支援に携わる職員の雇用時間を増やし、雇用形態も安定化でき、子ども支援・保護者支援が充実した。	

Q20. 要件や手続きの問題点(施設の所長)

<個別の内容>

- ・ 阪南市 内閣府に申請し、通れば次に厚生労働省へと書類が回るので、仕方がないと思うが、申請から認可まで半年もかかるのは是正を望みたい。

Q21. 本特定事業の実施にあたっての、更なる規制緩和の提案(施設の所長)

<ポイント>

- ・ 児童発達支援センターの活動機会の拡大のため、給食提供自体を指定の要件から外すことも検討されるべき。

<個別の内容>

- ・ 多賀城市 児童発達支援センターは自施設調理が原則であり、児童発達支援事業所はそうではないことで、センター設置を検討している事業所にとって、この規制はひとつの壁であると感じる。本市のセンターは、保護者の方を初め、幼稚園や保育所の先生方にも大変評判も良く、障害や発達に関する相談件数が右肩上がりに増え、本市の地域療育の中核施設となりつつある。食育も大事だと思うが、その規制のために困っている住民が相談や早期療育が受けられなくなることの無いよう緩和を望む。

練馬区

児童発達支援センターは、障害児の通園施設性格から、増加している発達障害児等への専門的な施設の役割への期待が大きくなる。在宅児のみならず、保育所、幼稚園の児童を短時間、個別あるいは小集団で指導する等の形態により多数の児童に対応していくのも一つの運営形態であると思われる。この場合必ずしも昼食を挟まない利用となり給食提供自体を指定の要件から外すことも検討されるべきと思われる。

Q22, 22-2. 給食業務の外部搬入の実施により良くなった点・悪くなった点（施設の児童指導員又は保育士）

※以前自園給食を提供していた施設

＜ポイント＞

- ・（良くなった点）食事内容や支援が充実した

＜個別の内容＞

	＜良くなった点＞	＜悪くなった点＞
名張市	子どもたちに合った食事内容が提供される。 給食提供者と顔の見える関係になった	エレベーターの使用についてやりとりが煩雑（調理室やランチルームが5階にある）。 忘れ物をすると大変。
伊佐市	常勤の職員が増え、支援が充実した。郷土料理を食べる機会が増えた。献立表だけでなく、毎日食育につながる一口メモがあったり、保護者への食育情報満載の給食だよりや、給食レシピが配られるようになった。就学時の配慮事項（給食を食べられるか）が減った。	

※以前弁当持参していた施設

＜個別の内容＞

	＜良くなった点＞	＜悪くなった点＞
阪南市	外部搬入事業者のサービスでお味噌汁が付き、子どもたちにも好評で、脱水予防にも役立っていると思える。	給食が導入されて、保護者の負担軽減が来ている反面、お弁当づくりが苦手な保護者には軽減の一方で作る機会を奪っているのではないかと思える。

Q23, 23-2. 給食業務の外部搬入の実施により良くなった点・悪くなった点（児童の保護者）

※以前自園給食を提供していた施設

＜個別の内容＞

	＜良くなった点＞	＜悪くなった点＞
伊佐市	・ 献立以外に、季節の野菜やのことやメニューのことなど教えてもらう情報が増えた。 ・ 配られる「家庭でつくれる給食レシピ」を見ながら家で作っている。 ・ 小学校に入学するときの給食の心配をしなくてよくなった。	

※以前弁当持参していた施設

＜ポイント＞

- ・（良くなった点）偏食防止
- ・（悪くなった点）費用がかかる

＜個別の内容＞

	＜良くなった点＞	＜悪くなった点＞

練馬区	ミキサー食をお弁当として持たせていたため衛生面で安心できるようになった。毎日お弁当を作る手間が減り、子どもに対応する時間ができるようになった。あたたかい物を食べられるようになった。	
阪南市	お弁当の場合、どうしても自分の子どもの好きなものを入れることが多く、食の偏りがあったので、給食が導入されて助かっている。	費用がかかるようになった。

Q24. 障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図るための取組（外部搬入事業所）

＜ポイント＞

- ・ アレルギー児への除去食の提供や発達年齢に応じた食形態による提供

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 基本的におかず毎の提供とし、盛り付けを施設側が行うことにより、園児の障害特性に応じた対応をしている。
アレルギー除去食は個別対応し、安全を図っている。
発達年齢に応じた対応（ごはん→おかゆ）や嗜好（ごはん→パン）なども対応している。
- ・ 練馬区 調理現場での形態食の研修。
- ・ 日進市
 - ・ 外部搬入導入時に、市こども課の管理栄養士、施設、外部搬入事業者で、アレルギー対応や刻み・ミキサー調理等についてのルールを協議し、マニュアル化して共有している。
 - ・ マニュアルにない対応が必要になったときは、市こども課の療育担当者、管理栄養士、施設、外部搬入事業者で集まり、連絡調整や情報共有を行っている。
- ・ 名張市 施設の栄養士が献立を作成し個々の対応をしている。
施設の保育士、ご家庭と連携し進めている。
アレルギー食に関しては、除去食代替え食のメニューを提供している。
個々の食形態（刻み食・ペースト食）、発達に応じて提供している。
- ・ 阪南市 施設の求めにより栄養士が伺い、保護者向けの食育講演会を実施している。アレルギーのあるお子さんには特別食を用意して対応させていただいている。
- ・ 鳥取県
 - ＜医療型児童発達支援センターきらり（鳥取療育園）＞
 - 事前に栄養士と献立および食材の確認を行い、季節を感じられるメニューを提供できるようにしている。
 - ＜鳥取県立中部療育園＞
 - 給食形態の調理方法を仕様書で細かく確認。個別対応等は給食会議等で随時相談・検討している。
- ・ 伊佐市 アレルギーや体調不良等の把握については、児童発達支援センターが行い、情報共有を図っている。食育については、学校給食の資料を児童発達支援センターにも提供している。

Q25. 事業所・施設・市町村等の連携体制構築のための取組（外部搬入事業所）

＜ポイント＞

- ・ 日頃から連絡を密にし、定期的な会議による情報共有と連絡・調整

＜個別の内容＞

- ・ 多賀城市 状況に応じ、施設との連絡を密に行っている。
- ・ 練馬区 要望に応じて、緊密に連携をして対応したい。
- ・ 日進市
 - ・ 外部搬入導入時に、市こども課の管理栄養士、施設、外部搬入事業者で、アレルギー対応や刻み・ミキサー調理等についてのルールを協議し、マニュアル化して共有している。
 - ・ マニュアルにない対応が必要になったときは、市こども課の療育担当者、管理栄養士、施設、外部搬入事業者で集まり、連絡調整や情報共有を行っている。
- ・ 名張市 食事サービス会議で対応等の情報共有をしている。
- ・ 阪南市 市町村と直接に連携体制の構築はなく、施設との情報共有や連絡調整は、通常は給食会議がメインですが、問題が生じた場合は、施設と担当者と直接電話にて連絡ができる体制を整えています。
- ・ 鳥取県
 - ＜医療型児童発達支援センターきらり（鳥取療育園）＞
 - 適宜、学校栄養士と連絡を取り合い、定期的開催される給食担当者会での意見や要望を確認し、よりよい給食を提供できるようにしている。

＜鳥取県立中部療育園＞

月1回の給食会議に加え、随時電話等で相談している。

伊佐市

児童発達支援センターや担当である市こども課とは、こまめに情報共有・情報交換を行っている。障害の特性等に応じた適切な配慮は、主に児童発達支援センターの給食補助員が行っている。緊急時は、市内小中学校と同じ対応を児童発達支援センターに行う体制になっている。小中学校と行う給食担当者会議等には児童発達支援センター職員にも参加してもらっている。

Q26. 外部搬入元事業者が児童発達支援センターに搬入する場合の他の搬入先と比較した問題点（外部搬入事業所）

＜ポイント＞

- ・ アレルギー児への対応が難しい

＜個別の内容＞

	＜他の搬入先＞	＜他の搬入先と比較した問題点＞
多賀城市	私立幼稚園、私立小学校、私立保育園	
練馬区	社会福祉施設、特別支援学校等	食事の形態（固さや形状）の要望があれば極力対応していきたい。
阪南市	公立幼稚園・私立幼稚園・老人ホーム等の社会福祉施設に納品させていただいている。	食材の入荷状況に応じて、給食のメニューをやりくりしていますが、アレルギーが多いお子さんへの対応が難しい。
鳥取県	＜医療型児童発達支援センターきらり（鳥取療育園）＞ 公立小学校、私立幼稚園	
	＜鳥取県立中部療育園＞ 公立障害児入所施設、公立特別支援学校	
伊佐市	公立小中学校、公立幼稚園	

平成28年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	939
3. 特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入委託を行うにあたり、安全性の確保や障害児の発達状況に応じた食事提供の配慮がなされているかどうか等について、状況を把握するもの。																																								
② 調査方法	構造改革特別区域の認定に係る地方公共団体(都道府県、市町村)及び児童発達支援センターに対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。																																								
③ 調査対象	構造改革特別区域の認定に係る地方公共団体(都道府県、市町村)及び児童発達支援センター ・地方公共団体(都道府県、市町村)・・・10か所(特区未実施は1か所) ・児童発達支援センター(施設)・・・12か所 ・外部搬入事業者・・・11か所																																								
④ 実施スケジュール	調査票の配布 平成29年2月2日 調査票の回答 平成29年2月13日																																								
	特区実施自治体等からの回答内容(抜粋)は以下のとおり。 〈外部搬入の実施理由〉 Ⅰ 外部搬入の実施理由 1 給食の外部搬入を実施することとした(しようとした)理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】 (回答数:9自治体) 【結果の概要】 ・外部搬入の実施理由については、「業務の効率化を図るため」が7自治体、「人件費の削減を図るため」が5自治体などであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 業務の効率化を図るため</td><td>7</td></tr> <tr> <td>2. 給食メニューの多様化を図るため</td><td>2</td></tr> <tr> <td>3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため</td><td>0</td></tr> <tr> <td>4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため</td><td>3</td></tr> <tr> <td>5. 人件費の削減を図るため</td><td>5</td></tr> <tr> <td>6. その他</td><td>3</td></tr> </tbody> </table> Ⅱ 外部搬入の実施方法 2 (6)事業者とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。 (回答数:8自治体) 【結果の概要】 ・契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で「取り交わした」が6自治体、「取り交わしていない」が2自治体であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 取り交わした</td><td>6</td></tr> <tr> <td>2. 取り交わしていない</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> (7)において、「1 取り交わした」と答えた都道府県、市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面(以下「契約書等」と言います。)にはどのような条件を付していますか。 (回答数:6自治体) 【結果の概要】 ・契約書等で付した条件については、「給食の提供回数」が5自治体、「アレルギー児への対応の義務づけ」などが4自治体であった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>自治体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発達段階に応じた対応の義務づけ</td><td>2</td></tr> <tr> <td>2. アレルギー児への対応の義務づけ</td><td>4</td></tr> <tr> <td>3. 体調不良児に対する対応の義務づけ</td><td>2</td></tr> <tr> <td>4. 食材に関する内容</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5. 食育の推進</td><td>2</td></tr> <tr> <td>6. 給食の提供回数</td><td>5</td></tr> <tr> <td>7. 外部搬入の対象とする年齢</td><td>0</td></tr> <tr> <td>8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催</td><td>4</td></tr> <tr> <td>9. その他</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		自治体	1. 業務の効率化を図るため	7	2. 給食メニューの多様化を図るため	2	3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため	0	4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため	3	5. 人件費の削減を図るため	5	6. その他	3		自治体	1. 取り交わした	6	2. 取り交わしていない	2		自治体	1. 発達段階に応じた対応の義務づけ	2	2. アレルギー児への対応の義務づけ	4	3. 体調不良児に対する対応の義務づけ	2	4. 食材に関する内容	4	5. 食育の推進	2	6. 給食の提供回数	5	7. 外部搬入の対象とする年齢	0	8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催	4	9. その他	2
	自治体																																								
1. 業務の効率化を図るため	7																																								
2. 給食メニューの多様化を図るため	2																																								
3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため	0																																								
4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため	3																																								
5. 人件費の削減を図るため	5																																								
6. その他	3																																								
	自治体																																								
1. 取り交わした	6																																								
2. 取り交わしていない	2																																								
	自治体																																								
1. 発達段階に応じた対応の義務づけ	2																																								
2. アレルギー児への対応の義務づけ	4																																								
3. 体調不良児に対する対応の義務づけ	2																																								
4. 食材に関する内容	4																																								
5. 食育の推進	2																																								
6. 給食の提供回数	5																																								
7. 外部搬入の対象とする年齢	0																																								
8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催	4																																								
9. その他	2																																								

(4) 外部搬入後の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階や障害の特性等に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

(回答数:12施設)

【結果の概要】

・施設における子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供では、「個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている」が11施設、

「個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている」が1施設であった。

	施設
1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている	11
a. 給食の量を調整している	11
b. 食材の種類(繊維の多い食材等)や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している	9
c. 味を薄くするなど味付けを調整している	1
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている	5
e. その他	0
2. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしていない	1

(5) (4)の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

【回答数:12施設】

【結果の概要】

・施設において、個々の利用児童の発達段階に応じた対応を行っている者については、「施設の調理員」が3施設、「その他の保育士」・「施設の栄養士」が2施設であった。

	施設
1. 対象児童の担当児童指導員	1
2. 対象児童の担当保育士	0
3. その他の児童指導員	0
4. その他の保育士	2
5. 施設の栄養士	2
6. 施設の調理員	3
7. その他	4

(6) 外部搬入の実施期間中において、各児童発達支援センターで発達状況や障害の特性等に応じた適切な食事の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起こりましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

(回答数:12施設)

【結果の概要】

・外部搬入に起因した問題については、「何らかの問題が発生した」が1施設、「何らかの問題は発生していない」は11施設であった。

「何らかの問題が発生した」の具体的な内容は、アレルギー除去食の取り扱いであった。

	施設
1. 何らかの問題が発生した	1
2. 何らかの問題は発生していない	11

〈食物アレルギー児への対応〉

VII 食物アレルギー児への対応

(6) 外部搬入実施後の状況に対応した食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル(食物アレルギー児の把握、外搬事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

(回答数:12施設)

【結果の概要】

・食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルの作成については、「作成している」が7施設、「作成していない」が5施設であった。

	施設
1. 作成している	7
2. 作成していない	5

〈体調不良児への対応〉

VIII 体調不良児への対応

(6) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル(体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

(回答数:12施設)

【結果の概要】

・体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアルの作成については、「作成している」が1施設、「作成していない」が11施設であった。

	施設
1. 作成している	1
2. 作成していない	11

〈食事内容の評価〉

Ⅲ 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

(回答数:11施設の職員)

【結果の概要】

・給食の献立等の変化については、「変化があった」が8施設の職員、「変化がなかった」が3施設の職員、未回答が1施設の職員だった。

	職員
1. 変化があった	8
・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 給食の献立そのもの(メニュー)が多様化した	3
b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった	2
c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった	1
d. 療育内容が豊かになった	1
e. 給食の献立そのもの(メニュー)が画一化した	0
f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった	1
g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった	0
h. 冷たいものをそのまま食べるようになった	1
i. 療育内容が乏しくなった	0
j. その他	3
2. 変化がなかった	3

2 障害児の食事の内容、回数及び時期に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発達状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

(回答数:12施設の職員)

【結果の概要】

・障害児の食事の内容、回数及び時期に応じた給食の評価については、「行われた」が8施設、「行われなかった」が4施設であった。

	職員
1. 行われた	8
・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 施設内調理の時よりも、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた適切なメニューとなった	2
b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない	2
c. その他	5
2. 行われなかった	4
・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。	—
a. 小学校の給食の量を減らしただけの食事となった(障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に対応した食事ではなく、量を変化させただけの画一的な食事となった)	1
b. 障害児には不向きな調理(きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等)となった	2
c. 延長支援等を行う場合の対応が以前より困難になった	1
d. その他	1

〈総合評価〉

Ⅳ 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、各児童発達支援センターのコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

(回答数:8自治体)

【結果の概要】

・経営の効率化については、「つながった」が8自治体、「つながらなかった」が0自治体、未回答が1自治体であった。

	自治体
1. つながった	8
a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。(コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。	—
ア. 3割以上	3
イ. 2割以上3割未満	0
ウ. 1割以上2割未満	1
エ. 0.5割以上1割未満	2
オ. 0.5割未満	1
b. その他	1
2. つながらなかった	0

	2 外部搬入の総合評価 (1)各児童発達支援センターにおいて、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】 (回答数:8自治体、12施設、12施設の職員) 【結果の概要】 ・外部搬入の総合評価では、「メニューが多様化した」との回答が多かった。 <table><thead><tr><th></th><th>自治体</th><th>施設</th><th>職員</th></tr></thead><tbody><tr><td>a. 体調不良児、アレルギー児への対応が容易になった</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td></tr><tr><td>b. メニューが多様化した</td><td>4</td><td>7</td><td>5</td></tr><tr><td>c. コストが削減された</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>d. 味が良くなった、残食が少なくなった</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>e. 各児童発達支援センターと小学校・中学校など一環的な給食の提供ができるようになった</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>g. 体調不良児、アレルギー児への対応が困難になった</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>h. メニューが画一化した</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>i. 味が悪くなった、残食が多くなった</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>j. 量が少ない又は多い</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>k. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>l. 配膳などの時間が自由にできなくなった</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>m. 食育の活動が十分に行えなくなった</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>n. 保護者への支援が十分に行えなくなった</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>o. その他</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>p. 特になし</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr></tbody></table> 3 外部搬入の要件について (1)外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】 (回収数:9自治体、12施設、12施設の職員) 【結果の概要】 外部搬入の要件として、「障害児の発達段階に合わせた調理の実施」を要件として追加すべきという回答が多かった。 <table><thead><tr><th></th><th>自治体</th><th>施設</th><th>職員</th></tr></thead><tbody><tr><td>a. 障害児支援に造詣が深い栄養士の配置</td><td>3</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>b. 障害児の発達段階にあわせた調理の実施(離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など)</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化</td><td>2</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>d. 体調不良児への対応のマニュアル化</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>g. 障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか</td><td>2</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>h. その他</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr></tbody></table>		自治体	施設	職員	a. 体調不良児、アレルギー児への対応が容易になった	3	3	6	b. メニューが多様化した	4	7	5	c. コストが削減された	4	4	1	d. 味が良くなった、残食が少なくなった	1	1	1	e. 各児童発達支援センターと小学校・中学校など一環的な給食の提供ができるようになった	1	3	3	f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた	2	0	0	g. 体調不良児、アレルギー児への対応が困難になった	0	0	0	h. メニューが画一化した	0	1	1	i. 味が悪くなった、残食が多くなった	0	0	0	j. 量が少ない又は多い	0	0	1	k. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった	0	0	0	l. 配膳などの時間が自由にできなくなった	0	1	1	m. 食育の活動が十分に行えなくなった	0	0	0	n. 保護者への支援が十分に行えなくなった	0	0	0	o. その他	2	3	3	p. 特になし	1	1	0		自治体	施設	職員	a. 障害児支援に造詣が深い栄養士の配置	3	5	5	b. 障害児の発達段階にあわせた調理の実施(離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など)	7	8	9	c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化	2	4	5	d. 体調不良児への対応のマニュアル化	0	1	1	e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化	2	4	4	f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置	2	3	2	g. 障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか	2	5	5	h. その他	0	1	1
	自治体	施設	職員																																																																																																						
a. 体調不良児、アレルギー児への対応が容易になった	3	3	6																																																																																																						
b. メニューが多様化した	4	7	5																																																																																																						
c. コストが削減された	4	4	1																																																																																																						
d. 味が良くなった、残食が少なくなった	1	1	1																																																																																																						
e. 各児童発達支援センターと小学校・中学校など一環的な給食の提供ができるようになった	1	3	3																																																																																																						
f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた	2	0	0																																																																																																						
g. 体調不良児、アレルギー児への対応が困難になった	0	0	0																																																																																																						
h. メニューが画一化した	0	1	1																																																																																																						
i. 味が悪くなった、残食が多くなった	0	0	0																																																																																																						
j. 量が少ない又は多い	0	0	1																																																																																																						
k. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった	0	0	0																																																																																																						
l. 配膳などの時間が自由にできなくなった	0	1	1																																																																																																						
m. 食育の活動が十分に行えなくなった	0	0	0																																																																																																						
n. 保護者への支援が十分に行えなくなった	0	0	0																																																																																																						
o. その他	2	3	3																																																																																																						
p. 特になし	1	1	0																																																																																																						
	自治体	施設	職員																																																																																																						
a. 障害児支援に造詣が深い栄養士の配置	3	5	5																																																																																																						
b. 障害児の発達段階にあわせた調理の実施(離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など)	7	8	9																																																																																																						
c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化	2	4	5																																																																																																						
d. 体調不良児への対応のマニュアル化	0	1	1																																																																																																						
e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化	2	4	4																																																																																																						
f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置	2	3	2																																																																																																						
g. 障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか	2	5	5																																																																																																						
h. その他	0	1	1																																																																																																						
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	○食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー除去食の取り違えが1か所あった。 ○施設の職員から以下のような弊害が発生しているとの回答を得ている。 ・小学校の給食の量を減らしただけのような食事となった(障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に対応した食事ではなく、量を変化させただけの画一的な食事となった)(1施設の職員) ・障害児には不向きな調理(きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等)となった(2施設の職員)																																																																																																							
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	○ 特別区域計画を策定し、万全の準備を行っている自治体・児童発達支援センターでさえ、「アレルギー除去食の取り違え」という命に関わるような重大な事案が生じていることから、全国展開に耐えられる状況にない。 ○ また、現在、特区の認定がされている自治体は10自治体(うち1自治体は未実施)と非常に少なく、全国展開へのニーズはあまりないと考えている。 ○ 食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。障害のある子どもへの食事提供を行うにあたり、外部搬入の要件が十分に認識されていない中で全国展開を行えば、障害児支援の現場において適切な対応が期待出来ない。																																																																																																							

特例措置番号2001の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 1 3
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表・・・・・・ 2 3
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・・・ 2 4
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 2 7
- ⑦ 参考：平成29年度の評価意見・・・・・・ 2 8
- ⑧ 参考：評価・調査委員による調査結果（平成28年度実施分）・・・・・・ 2 9
- ⑨ 参考：関係府省庁による調査結果（平成28年度実施分）・・・・・・ 4 1

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号2001） （平成27年8月措置）

＜これまで＞

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項

＜取り巻く環境の変化＞

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

＜主な要件等＞

- 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数： 8件（累計）
7件（令和3年7月末現在）

◎実際の取組事例

～加東市はぐくみ給食特区～
（平成27年11月認定）

実施主体：兵庫県加東市

特例措置を活用し、一元調理した給食を搬入することにより、調理設備等の集約と作業の効率化による経費削減を図るとともに、調理員間の連携を深め、食材の選択、給食メニューの研究、研修会への参加による調理員のスキルアップと園児の食育の充実を図る。



調査計画案の概要

特例措置の番号	2001
特例措置の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
過去の評価時期	H28、H29（H28 から継続）

1. 過去の評価結果の概要

平成 29 年年度の評価においては、

- 関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。
- 評価・調査委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。
- 評価・調査委員会は、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置 920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により、地域活性化につながる効果（こども園における運営の合理化等）が発現しているかを確認する。
- 本特例措置を活用するにあたり、子どもの発達段階や喫食状況を把握し、個に応じた給食の提供を実施することができているかを確認する。
- 本特例措置を活用するにあたり、調理する者と子どもの関わり等、こども園における食育を推進することができているかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 評価・調査委員会の調査計画案：食事提供に関するガイドラインの取組状況と効果を自治体、認定こども園に対して調査する項目を追加。 等

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票 1**と**質問票 2**により構成されています。
- ・ **質問票 1**は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票 2**は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	公立幼保連携型認定こども園の給食について、園外で調理し搬入することを可能にする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 8 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 9 に進んでください。Q 19～Q 26 についてはこども園の園長から、同様に Q 27～Q 28 はこども園の職員（できるだけ全員となるようご配慮ください）、Q 29～Q 30 は園児の保護者（各施設、3 歳未満児の子供を持つ保護者 5 人以上となるようご配慮ください）、Q 31～Q 34 は給食の搬入元からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入ください。

《必ずお読みください》

- ・本質問票は、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入事業のうち、3 歳未満児に関するものについて、活用実績及びその効果等を確認することを目的としております。
- ・したがって、ご回答にあたっては、あくまでも3 歳未満児についての実績等をご記入ください。

Q 9 <地方公共団体 への質問>

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 3 月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴地方公共団体では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 9

Q 10 <地方公共団体 への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成 31 年 4 月に改訂されています。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。

2. 新たな取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 1 0

Q 1 0 - 2 <地方公共団体 への質問>

※ Q 1 0 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 0 - 2

Q 1 0 - 3 <地方公共団体 への質問>

※ Q 1 0 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 0 - 3

Q 1 1 <地方公共団体 への質問>

3 歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 2 <地方公共団体 への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <地方公共団体 への質問>

3 歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 <地方公共団体 への質問>

本特定事業に取り組む中で、Q 9～Q 13の問い以外に課題がありますか。また、その課題を改善するためにどのような取組を行っていますか。課題及び取組内容を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 14

Q 15 ＜地方公共団体 への質問＞

外部搬入の導入による費用節減額と、その内訳をご記入ください。特に、人件費の減少については、削減された人数についても記入ください。導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較することにより回答ください。

⇒ 回答欄 15

Q 15-2 ＜地方公共団体 への質問＞

本特定事業の実施による効果として、福祉サービスの向上（開園時間の延長、児童への処遇の向上など）が図られていれば、その内容を具体的にご記入ください。受入児童数や雇用の増加を伴う場合は、増加人数についてもご記入ください。また、当該取組と、Q 15で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係について具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 15-2

Q 16 ＜地方公共団体 への質問＞

本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたか（地域産業の育成・振興、地産地消の推進等）。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 16

Q 17 ＜地方公共団体 への質問＞

※ 同一の市町村内に、自園調理を行っている公立保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園が混在している市町村のみお答え下さい。

自園調理を行っている保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園を比較して、特に外部搬入に関し、問題点がありますか。

問題点があれば具体的にご記入ください。また、その問題に対しどのように対応していますか、具体的にご記入ください。

（例）園の運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、園児・保護者の声、職員の士気等

⇒ 回答欄 17

Q 18 ＜地方公共団体 への質問＞

貴地方公共団体において、公立幼保連携型認定こども園以外に、3歳未満児に外部搬入により給食を提供している施設はありますか。ある場合、何らかの問題となる事態が生じたことはありますか。また、問題となる事態が生じた際に、どのような措置を取られましたか。

⇒ 回答欄 18

Q 19 ＜園長への質問＞

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 19

Q 20 ＜園長への質問＞

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成31年4月に改訂されています。

当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 20

Q 20-2 ＜園長への質問＞

※ Q 20で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 20-2

Q 20-3 ＜園長への質問＞

※ Q 20で2又は3を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 20-3

Q 21 ＜園長への質問＞

3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴園では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 1

Q 2 2 <園長への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 3 <園長への質問>

3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。

貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <園長への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか。また、貴園にとってどのようなメリット・効果がありましたか（児童の増加、職員の増加等）。具体的にご記入ください。

また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 4

Q 2 5 <園長への質問>

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 5

Q 2 6 <園長への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 6

Q 2 7 <こども園の職員への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思いますか。次の選択肢から近いものを1つだけ選び、その選択理由について具体的にご記入ください。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

⇒ 回答欄 2 7

Q 2 8 <こども園の職員 への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 8

Q 2 9 <園児の保護 者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思いますか。次の選択肢から近いものを1つだけ選び、その選択理由について具体的にご記入ください。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

⇒ 回答欄 2 9

Q 3 0 <園児の保護 者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0

Q 3 1 <外部搬入事業 所への質問>

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1

Q 3 2 <外部搬入事業 所への質問>

3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や取組を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2

Q 3 3 <外部搬入事業所 への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 3

Q 3 4 <外部搬入事業所 への質問>

3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 4

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	内閣府、文部科学省、厚生労働省
2. 特例措置番号	2001
3. 特定事業の名称	公立の幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	給食の外部搬入による弊害を明らかにするために、以下の事項について調査を行う。 ・外部搬入の実施理由 ・外部搬入の実施方法 ・食事内容の評価 ・外部搬入の総合評価
②	調査方法	アンケート調査を行った上、必要に応じて適宜ヒアリング、現地調査を行う。
③	調査対象	①市町村担当者、②外部搬入事業者、③認定こども園園長、④保育従事者
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和3年11月上旬 調査票の回収 令和3年11月下旬 調査結果とりまとめ 令和4年1月下旬

5. 担当連絡先

①	所属	内閣府子ども・子育て本部(認定こども園担当)
②	役職	係員
③	氏名	佐藤 康貴
④	TEL	03-6257-3095
⑤	FAX	03-3581-2808
⑥	メールアドレス	koki.sato.y7t@cao.go.jp

【記載要領】

①	調査内容	※どのような弊害を想定し、何を明らかにするための調査かを記入してください。具体的には以下のとおり。 ・特定事業の実施状況について ・特定事業を実施できていない原因について ・規制の特例措置の実施に支障がないかについて
②	調査方法	※原則書面の送付による調査とします(電子メールを含む)。 ※書面調査を行った上で、ヒアリング、現地調査等、必要に応じて追加的に行う調査方法があれば記入してください。
③	調査対象	※調査の対象となる全ての主体を具体的に記入してください。 (認定地方公共団体、事業者の他、利用者等にも調査を行う場合等、全ての対象を記入願います。)
④	実施スケジュール	※特段の事情がない限り、実施スケジュールは以下のとおりお願いします。 調査票の配布 令和3年11月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 なお、ヒアリング・現地調査を行う場合も、令和4年1月中にとりまとめを終えるようにしてください。

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 業務の効率化を図るため
 2. 給食メニューの多様化を図るため
 3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
 4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などの一貫的な体制の確保を推進するため
 5. 人件費の削減を図るため
 6. その他
- 具体的に記入（ ）

II 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各施設における入所児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
 2. 離乳期初期の年齢（おおそ5月齢）から実施
 3. 離乳期の途中の年齢（おおそ5月齢から15月齢の間）から実施
 4. 離乳期後の年齢（15月齢以上）から実施
 5. その他
- 具体的に記入（ ）

2 施設に給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 搬入元はどのような事業者ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
 2. ケータリング業者
 3. 他の保育所、認定こども園
 4. その他
- 具体的に記入（ ）

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士又は栄養教諭（以下栄養士等という。）が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に配置されている
2. 施設に配置されている
3. 事業者に配置されている
4. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。【市町村】

1. 学校給食での実績
 2. 病院給食等での実績
 3. 企業規模又は事業者の経営状況
 4. 施設との距離の近接状況
 5. 市町村との契約の際の料金
 6. 調理設備
 7. 外部搬入の実施体制の充実度
 8. 栄養士等の有無
 9. 食材の購入に係る契約締結内容
 10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容
 11. その他
- 具体的に記入（ ）

(4) 搬入元は、調理業務従事者に対し、定期的に健康診断及び検便を実施していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 実施している
2. 実施していない

(5) 搬入元に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(6) 搬入元とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(6-a) (6) において、「1 取り交わした」と答えた市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
 2. アレルギー児への対応の義務づけ
 3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
 4. 食材に関する内容
 5. 食育の推進
 6. 給食の提供回数
 7. 外部搬入の対象とする年齢
 8. 給食内容等について定期的に検討する施設と事業者側で構成する会議に係る内容
 9. その他
- 具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- A. 献立の決定について
- a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

- B. 給食材料の決定について
- a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

d. 事業者と施設が相談して決定

e. その他

具体的に記入（ ）

(2) 施設は、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準等を、事前に搬入元に対し明示していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。(事業者側の栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。) 【施設】

1. 明示している

・誰が明示していますか

a. 市町村保育担当部局

b. 施設

c. その他

具体的に記入（ ）

・何を明示していますか(複数回答可)

a. 栄養基準

b. 献立の作成基準

c. 食材の購入基準

d. 年齢に応じた調理加工基準

e. アレルギー児への対応

f. 体調不良児への対応

g. その他

具体的に記入（ ）

2. 明示していない

・明示していない理由は何ですか

a. 事業者の栄養士等が作成することとしているため

b. 事業者の栄養士等以外の事業者の職員が作成することとしているため

c. 明示することはそもそも考えていないため

d. その他

具体的に記入（ ）

(2-a) (2)において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 確認を行っている

2. 確認を行っていない

(2-b) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

a. 栄養基準

b. 献立の作成基準

c. 食材の購入基準

d. 年齢に応じた調理加工基準

e. アレルギー児への対応

f. 体調不良児への対応

g. その他

具体的に記入（ ）

2. 事前に確認していないが、事後に確認している

3. 確認していない

(2-c) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(2-b)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立表が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認を行った

2. 事前に確認を行っていない

(3) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している

・誰が会議に参加していますか。aからjのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。

a. 市町村保育担当部局

b. 施設の長

c. 施設の保育従事者

d. 施設の栄養士等

e. 施設の調理員

f. 事業者の長

g. 事業者の栄養士等

h. 事業者の調理員

i. 事業者のその他の職員

j. その他

具体的に記入（ ）

2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 外部搬入の実施期間中において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のひやりはっと事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのひやりはっと事例が発生した

具体的に記入（ ）

2. 特になし

(2) 外部搬入の実施期間中において、実際に、食中毒や異物混入等の事故は起こりませんでしたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した

2. 事故は発生していない

5 施設における給食の配膳方法等

(1) 延長保育等の実施により1日の給食回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている
2. 搬入後、保管された給食を施設において温め直している
3. 搬入後、保管された給食(本来温めるなどの必要のないもの)をそのまま配膳している
4. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが人員の問題からそのまま配膳している
5. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが設備の問題からそのまま配膳している
6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している
7. その他
具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

- (1) 離乳食について、月齢・発達に応じて、何段階で外部搬入による給食を提供していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。
(注) 離乳食初期、離乳食中期、離乳食後期、離乳食完了期で分けて、給食を作って提供している場合には、4段階となります。【施設】

1. 1段階
2. 2段階
3. 3段階
4. 4段階
5. 5段階以上
6. 離乳食は外部搬入をしていない。(自園で作っている。)
7. 離乳する月齢の入所児童に対して特別に離乳食を提供していない。(通常の給食を提供している。)
8. その他
具体的に記入（ ）

- (2) 搬入元は、当該施設のほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の認定こども園、保育所等
2. 幼稚園
3. 小学校
4. 中学校
5. 高校
6. その他の児童福祉施設
6. 児童福祉施設以外の社会福祉施設
7. 病院
8. その他
具体的に記入（ ）

- (3-a) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事も同時に提供している場合、これらの者と同じ構成の食事内容ですか。若しくは、何らかの食事内容を変更して提供していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。※3歳未満児に対し、外部搬入の給食を提供している場合のみお答えください。【事業者】

1. 変更している
・変更している場合、つぎのaからfのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。
a. 給食の量を調整している
b. 食材の種類(繊維の多い食材等)や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
c. 味を薄くするなど味付けを調整している
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
f. その他
具体的に記入（ ）
2. 変更していない

- (3-b) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事も同時に提供している場合、食事内容を変更しなかった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、設備的に困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
2. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、人員的に困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
3. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、1、2以外の理由で困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
4. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、そもそも検討しなかった
5. その他
具体的に記入（ ）

- (3-c) 3歳未満児の給食について、外部搬入による給食について、個々の入所児童の発達段階に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしている
a. 給食の量を調整している
b. 食材の種類(繊維の多い食材等)や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
c. 味を薄くするなど味付けを調整している
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
e. その他
具体的に記入（ ）
2. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしてない

- (3-d) 3歳未満児の給食について、(3-c)のa～eの対応を行っている者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- a. 対象児童の担任
- b. その他の保育従事者
- c. 施設の栄養士等
- d. 施設の調理員
- e. その他
具体的に記入（ ）

7 食物アレルギー児への対応

- (1-a) このアンケート記入日において、3歳未満児のアレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

- (1-b) このアンケート記入日において、3歳以上児のアレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(2) (1-a) 又は (1-b) でアレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。従来、食物アレルギー児の給食はどのように実施していましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・食物アレルギー児の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握していた
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させていた
3. 保護者の自己申告に委ねていた
4. 特段把握していなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
4. 特に対応を異ならせていなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、食物アレルギー児の給食はどのように実施していますか。【施設】

・食物アレルギー児の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握している
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させている
3. 保護者の自己申告に委ねている
4. 特段把握していない
5. その他

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
3. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
4. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
5. 特に対応を異ならせていない
6. その他

具体的に記入（ ）

(4) 食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル（食物アレルギー児の把握、事業所への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(5) 生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。
2. 使用を検討中もしくは使用していない
- ・ 2の場合、aからhのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）
 - b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）
 - c. 医師の診断書や血液検査結果を使用
 - d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない。
 - e. 使用したいが、活用方法がわからない。
 - f. 使用する必要性を感じない。
 - g. 生活管理指導表を知らなかった。
 - h. その他（ ）

8 体調不良児への対応

(1) 年平均で、1週間あたり3歳未満の体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) 従来、体調不良児に対する給食はどのように実施していましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
3. 特別な対応はしなかった
3. 原則帰宅させていた
4. その他

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、体調不良児の給食はどのように実施していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ施設内の調理機能を活用し、施設において別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
3. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う(消化の悪いものを除き、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変える)
4. 特別な対応はしなかった
5. 原則帰宅させている
6. その他

具体的に記入（ ）

(4) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル(体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。また、事業者はその内容を把握させていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

9 食育への取組み

(1) 外部搬入実施前の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 給食センターの見学等)
3. 調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 地元産等、食材の選び方に配慮している
7. 施設と調理事業者で構成する定期的な連絡会を設けている

(2) 外部搬入実施後の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 給食センターの見学等)
3. 調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 保護者が給食を見ることができるよう、展示している
7. 地元産等、食材の選び方に配慮している
8. 施設と調理事業者で構成する定期的な連絡会を設けている

(3) (1)で行っていた取組であって、(2)で行わなくなった取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 自園調理を行わなくなったため
2. コストを削減するため
3. その他

具体的に記入（ ）

10 事後確認と改善に向けた取組み

(1) 施設や市町村等の栄養士等により、献立等につき必要な事項を搬入元に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 2. 行っていない
- ・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
- a. 献立表は提出させるのみで栄養士等によるチェックは行っていない
 - b. 栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
 - c. その他

具体的に記入（ ）

(2) 毎回、検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている
2. 行っていない

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施
 - ・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 保護者からの聞き取り調査
 - b. 児童からの聞き取り調査
 - c. 日々の観察
 - d. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施
 - ・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
 - b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
 - c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
 - d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
 - e. 定期的に、巡回して観察し記録
 - f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
 - g. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されることが予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求めるなど）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
 - b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った（器具の消毒等につき点検表で確認など）
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 器具の消毒等につき点検表で確認
 - b. 食材検収表の記録
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行っていない

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施など、保護者の要望を反映させる取組みや保護者への情報提供を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからdのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 給食の展示
 - b. 給食だより等の発行
 - c. 給食の試食会の実施
 - d. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、施設において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 講じた
2. 講じていない

(8) 外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）
 - b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(9) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある
 - ・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている
 - b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. ない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 変化があった
 - ・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した
 - b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった
 - c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった
 - d. 保育内容が豊かになった
 - e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した
 - f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった
 - g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった
 - h. 冷たいものをそのまま食べるようになった
 - i. 保育内容が豊かにならなかった
 - j. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発育状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 施設内調理の時よりも、年齢・月齢ごとの発育状況に応じた適切なメニューとなった
 - b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 小学校の給食の量を減らしただけの食事となった（年齢ごとに対応した食事ではなく、年齢を通じて量を変化させただけの画一的な食事となった）

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

- b. 乳幼児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった
 - c. 低年齢児への対応がなおざりになった
 - d. 延長保育、夜間保育等を行う場合の対応が以前より困難になった
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー児に対する給食

(1) II 7 (1-a) 又は (1-b) で、アレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

- 1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
 - b. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
 - b. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）

4 体調不良児に対する給食の評価

(1) 体調不良児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

- 1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
 - b. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、a、bのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 原則帰宅させていたため、特に対応していない
 - b. その他
- 具体的に記入（ ）

IV 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、公立施設のコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

- 1. つながった
 - a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。（コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - ア. 3割以上
 - イ. 2割以上3割未満
 - ウ. 1割以上2割未満
 - エ. 0.5割以上1割未満
 - オ. 0.5割未満
 - b. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. つながらなかった
 - 具体的に記入（ ）

2 外部搬入の総合評価

(1) 施設において、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【市町村、施設、保育従事者】

- 【外部搬入した結果 良くなった点】
 - a. 体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が容易になった
 - b. メニューが多様化した
 - c. コストが削減された
 - d. 味が良くなった、残食が少なくなった
 - e. 小学校・中学校などと一環的な給食の提供ができるようになった
 - f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた
 - g. その他
- 具体的に記入（ ）
- h. 特になし
- 【外部搬入した結果 悪くなった点】
 - i. 体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が困難になった
 - j. メニューが画一化した
 - k. 味が悪くなった、残食が多くなった
 - l. 量が少ない又は多い
 - m. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった
 - n. 配膳などの時間が自由にできなくなった
 - o. 食育の活動が十分に行えなくなった
 - p. 保護者への支援が十分に行えなくなった
 - q. その他
- 具体的に記入（ ）
- r. 特になし
- t. 保護者への支援が十分に行えなくなった
- u. その他
- 具体的に記入（ ）
- v. 特になし

3 外部搬入の要件について

(1) 外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設、保育従事者】

- a. 乳幼児専門の栄養士等の配置
- b. 乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）
- c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化
- d. 体調不良児への対応のマニュアル化
- e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化
- f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

g. 乳幼児期の「食」の重要性を十分に考慮できているか

h. その他

具体的に記入（ ）

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。 一 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。 3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

幼保連携型認定こども園においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入が原則認められていませんが、一定の要件を満たす場合、公立の幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、次の要件に該当する場合、当該公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

この場合において当該公立幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ

ること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立幼保連携型認定こども園」

迅速かつ的確な指揮・監督を行い、衛生面等における安全性を担保するため、当該認定を受ける主体である市町村が設置主体である公立幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

②「当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により」

他の施設とは、公営の給食調理場等を想定しています。本事業は、公立幼保連携型認定こども園についてその運営の合理化を進める等の観点から、公営の給食調理場等を活用することにより、公立幼保連携型認定こども園及び給食調理場相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

③「食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること」

食育に関する計画とは、市町村が策定している食育の計画等や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき各幼保連携型認定こども園に作成が求められている食育の計画等を指します。

④「調理機能を有する設備」

再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない設備を想定しています。

⑤「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件」

「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」を指しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

下記の点についてそれぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと思います

- ・ 保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示

すため、有する設備、衛生管理や防火への対応等

- ・ 当該特例に係る公立幼保連携型認定こども園の管理者が衛生面、栄養面等の注意を果たし得るような体制及び契約、受託者が園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示す食事の提供体制等

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

委託契約書の写し、設備を備える部屋の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
##	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
##	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回 平成19年11月22日認定
##	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	常滑市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。 このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
##	三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	伊賀市の区域の一部(阿山及び大山田地区)	伊賀市では、現在、山間部において過疎化により保育所児童が減少している。また、施設の老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。このため、公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の公立保育所の運営の合理化を図る。また、合理化により節減された経費を財源として児童福祉の充実を図る。さらに、学校給食とともに地産地消と食育に取組み、安心安全な給食の提供を行う。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
##	大阪府	柏原市	元気でにこにこ柏原給食特区	柏原市の全域	本市の公立保育所は、建築年が昭和40年代から昭和50年代と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により、自園調理の実施が困難な状況にある。一方保育所では、よりきめ細やかな保育サービスに対する取り組みと、親の子育ての負担を軽減するための施策を図る必要がある。 公立保育所における給食の外部搬入の実施により、安全衛生面、食育等に十分配慮しながら、調理員の人件費の節減や給食材料の一元購入など経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスの向上及び、子育て支援施策の充実に活用することが可能となる。	920 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
##	兵庫県	市川町	市川町安心安全給食特区	兵庫県神崎郡市川町の全域	市川町は、現在、公立保育所3園において、市川町安心安全給食特区として学校給食共同調理所から外部搬入を行っているが、少子高齢化の進行に伴い、公立の子育て支援施設の再編を行うこととし、その一環として就学前施設再編計画により、平成31年3月に公立保育所3園と幼稚園1園を廃止し、4月に幼保連携型認定こども園を2園開設することとしている。幼児期の食育について、地産地消、栄養士による指導、料理教室など、安心安全な食の提供を継続するためには、衛生面安全面で設備の整った学校給食調理所から給食を外部搬入するほうが効果的であることから、新たに設置される認定こども園でも給食を外部搬入することとし、引き続き、働く親のニーズに添ったサービスの提供に努める。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定
##	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	綾川町内の一部地域(山田保育所・令和2年4月に認定こども園へ移行予定)の給食について、町立学校給食共同調理場(民間委託)で調理し、外部搬入方式とすることにより効率化し、経費の節減に繋げるとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校と一貫した給食の提供を可能とし、調理施設を活かした幅広い献立作成や地域の特産物を活用し「食育」の推進を図る。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回 令和元年8月14日認定

評価意見

①	別表1の番号	2001
②	特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	政令・省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。
⑤	評価	その他(特例措置 920 の評価結果を踏まえ評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。 評価・調査委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。 このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特定措置の内容	公立幼保連携型認定こども園の給食について、園外で調理し搬入することを可能にする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：6、回収数：6）

都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗段階 Q 1	効果の発現 Q 2	効果の内容 Q 2-2	進捗と予定 Q 3
岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
静岡県	伊豆市	伊豆市人あつたか・子供いきいき給食特区	4. 準備段階にも入っていない	—	—	—
愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなとこなめっ子給食特区	未実施 (3歳未満児がいない)	—	—	—
兵庫県	加東市	加東市はぐくみ給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	1. 特区計画認定時の予定より進んでいる
兵庫県	福崎町	福崎町健康づくり給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる
岡山府	高梁市	みんなワクワク給食特区	1. 現在本特定事業を実施中	3. わからない	—	2. 特区計画認定時の予定通りに進んでいる

Q 2. 発現効果の内容

〈個別の内容〉

- ・ 加東市 調理業務の合理化と地元食材の活用

Q 2-4. 地域活性化の効果（雇用創出・費用削減）

〈個別の内容〉

- ・ 加東市 地元食材の活用による市内農産物生産者の収入増

	雇用創出	費用削減
加東市	-	146 万円
合計	-	146 万円

Q 2-5. 効果が発現しているか分からない理由

＜ポイント＞

- ・ 該当園児が少なかったり、具体的に数値を算定していない

＜個別の内容＞

- ・ 恵那市 該当園児が1名のためその効果は不明
- ・ 福崎町 外部搬入を町営の給食センターで行っているため、経済効果が見えにくい。
- ・ 高梁市 経費節減にはつながっていると思われるが、具体的に数値を算定していないため。

Q 3-2. 要件や法制度の問題点

＜個別の内容＞

	＜要件・手続き＞	＜法制度＞
高梁市	要件には、児童の安全確保が必要。	

Q 3-3. 遅延の理由

＜個別の内容＞

	＜区分＞	＜内容＞
伊豆市	3. 現場での事業運営上の問題	搬入元が3歳未満児に対する給食に対応できなかった。

Q 4. 地方公共団体として果たしている役割

＜ポイント＞

- ・ こども園の要望や問題点を迅速に外部搬入事業所へ伝える

＜個別の内容＞

- ・ 恵那市 山間部にある園のため、小中学校と一体となった給食を提供することで、効率化を図っている。特定事業者は、同じ教育委員会管轄の学校給食センターのため特段支援は行っていない。
- ・ 加東市 特定事業申請事務のサポート。
- ・ 福崎町 各園での外部搬入による給食についての、要望や問題点を迅速に給食センター職員へ伝える。支援は特に行っていない。
- ・ 高梁市 市立の給食センターから市立の保育園等への搬入であり、通常は両施設のみで運営しているが、必要に応じて諸問題の解決等に本課（保育園担当課）や学校教育課（給食センター担当課）が関わっている。

Q 5. 特定事業が成功するための鍵

＜ポイント＞

- ・ 保護者の理解
- ・ 搬入元と搬入先の緊密な連携

＜個別の内容＞

- ・ 伊豆市 未満児への細かな対応。
- ・ 恵那市 保護者の理解と施設の整備
- ・ 加東市 搬入元事業者と搬入先事業者の連携。
- ・ 福崎町 安心、安全な給食の提供
- ・ 高梁市 特定事業を行う意義を搬入先（保育園等）・搬入元（給食センター）が理解し、日頃から双方が連携を密にしていること。

Q 6. 地域特有の条件による効果等

〈個別の内容〉

- ・ 恵那市 山間部のため、小中学校の給食の配送に合わせることで効率的な給食の提供ができる
- ・ 福崎町 外部搬入の業者が町営の給食センターであるため、情報交換を密にすることができ、よりよい給食の提供につなげることができる。

Q 8. 特定事業の将来に向けての展望等

〈個別の内容〉

- ・ 恵那市 人数が極端に少ないため大きな展望は望めない
- ・ 高梁市 保育現場の専門家は「保育」の観点から自園給食を重視しており、行政職員は行政運営の観点から外部給食を評価する。この両視点のすり合わせを行い、その上で価値をどこに置くかといった判断が求められる。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

Q 9. 9-2. 搬入事業者の種類・場所（地方公共団体）

	〈施設名〉	〈搬入事業者種類〉	〈搬入事業者場所〉
恵那市	串原こども園	学校給食センター	市町村内
加東市	米田こども園	他の保育所、認定こども園	市町村内
福崎町	田原幼児園	学校給食センター	市町村内
	八千種幼児園	学校給食センター	市町村内
	福崎幼児園	学校給食センター	市町村内
	高岡幼児園	学校給食センター	市町村内
高梁市	川上こども園	学校給食センター	市町村内

Q 10. 10-2, 11, 11-2. アレルギー児、体調不良児対応に関する事業者との契約（地方公共団体）

	〈施設名〉	〈契約〉	〈契約内容〉	〈対応者〉
恵那市	串原こども園	契約中に該当条項を盛り込んだり、覚書を締結したりしていない	-	すべて外部搬入事業者が対応している
加東市	米田こども園	契約中に該当条項を盛り込んだり、覚書を締結したりしている	「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第68号）」及び「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」の留意事項の遵守	すべて外部搬入事業者が対応している

福崎町	田原幼稚園	契約中に該当条項を盛り込んだり、覚書を締結したりしていない	-	一部こども園が対応している
	八千種幼稚園	契約中に該当条項を盛り込んだり、覚書を締結したりしていない	-	一部こども園が対応している
	福崎幼稚園	契約中に該当条項を盛り込んだり、覚書を締結したりしていない	-	一部こども園が対応している
	高岡幼稚園	契約中に該当条項を盛り込んだり、覚書を締結したりしていない	-	一部こども園が対応している
高梁市	川上こども園	契約中に該当条項を盛り込んだり、覚書を締結したりしていない	-	すべて外部搬入事業者が対応している

Q 12. 12-2, 12-3. 事業所・施設・市町村等の連携体制構築のための取組（地方公共団体）

＜ポイント＞

- 定期的な会議の開催による緊密な連携

	＜取組＞	＜課題の克服状況＞
恵那市	市内の公立園全てが幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園になっているため、保育所担当者との連携は必要ない	・ 分からない
加東市	毎月開催の施設長会を通じ、市内こども園、保育所等（以下「こども園等」という。）との連携を密にしている。また、こども園等の連絡箱を市役所内に設置しているため、定期的にこども園等の職員が市役所に来庁し、保育担当者等と面談している。	・ 克服された 外部搬入事業者、こども園、市保育担当者の情報交換等の機会を増やすことで連携を強化することができた。
福崎町	毎月の園長会でこども園からの給食センターへの意見や要望等を確認し、その都度給食センターへ報告している。	・ 克服された 幼児向けに調理方法が改善された。
高梁市	給食センターに専任の栄養士を置き、保護者との個別面談に栄養士と保育士が同席、つき1回の給食会議、年2回の学校給食会議のほか、常時保育士と栄養士で連携している。	・ 分からない

Q 13. 外部搬入による費用削減（地方公共団体）

＜ポイント＞

- 人件費の削減

＜個別の内容＞

	＜こども園名＞	＜費目＞	＜削減額＞
加東市	米田こども園	給食調理員人件費	1,458,240 円
高梁市	川上こども園	算定していないため不明であるが人件費、高熱水費、施設維持管理費等が考えられる。	

Q 14. 外部搬入による費用増加（地方公共団体）

＜個別の内容＞

	＜こども園名＞	＜費目＞	＜増加額＞
--	---------	------	-------

高梁市	川上こども園	算定していないため不明であるがないと考えられる。	-
-----	--------	--------------------------	---

Q 16. 経費削減を充て実現した保育サービス（地方公共団体）

〈個別の内容〉

- ・ 加東市 地元食材の活用による給食の充実

Q 17. 地域への波及効果（地方公共団体）

〈ポイント〉

- ・ 地元の食材の積極的な使用による地産地消の推進。

〈個別の内容〉

- ・ 恵那市 該当者が1名のため波及効果はないと考える
- ・ 加東市 特定事業の実施から1年未満であり、地域への波及効果までは把握していない。
- ・ 福崎町 給食センターでは地元の食材を積極的に使用しているため、地産地消を推進できている。
- ・ 高梁市 把握していない。

Q 18. 自園調理施設と比較した問題点（地方公共団体）

〈個別の内容〉

	〈外部搬入特有の問題点〉	〈問題点に対する取り組み〉
高梁市	自園給食の園では調理員・栄養士が配膳まで行うが、外部搬入の園では配膳は保育士が行うことに、保育士の不満がある。	保育士で配膳するようお願いしている。

Q 19. 19-2, 19-3. 年齢や発達の段階に応じた対応の困難さへの取組（こども園の園長）

〈ポイント〉

- ・ 発達段階に応じ小さく刻んだり、食べやすいように工夫
- ・ 食べられない場合家庭より持参
- ・ 保護者や調理師と緊密な連絡、情報共有

〈個別の内容〉

	〈取組〉	〈課題の克服状況〉
恵那市	該当児童は、特別な支援を要する児童であり、1対1で担当保育教諭を配置している	・ 分からない
加東市	3歳未満児では、調理師との交換ノートを準備し、給食担当者との情報交換・情報共有のための連携を密にしている。 また、給食だよりを利用して食品チェックを行い、（食べたことのないもの等を）除去して給食を提供している。	・ 克服された 外部搬入導入前と同様の個別対応が可能となった。
福崎町	〈田原幼児園〉 搬入された物を小さく刻んだり、特に0歳児には献立によってつぶして与えたりしている。	・ 克服されていない 離乳食が始まったばかりの乳児には、まだ与えられない献立もあるので、市販の離乳食を購入して与えている。
	〈八千種幼児園〉 過去3年ほどは離乳食の必要な園児は入園していない。必要ならば、具材をスプーンでつぶす等しか対応していない。献立表を前もってもらい、全く食べられないものの献立ならば、家庭からかわりのものを持って来てもらっている。	・ 克服されていない アレルギー児へは全く対応できず必要に応じた個別の対応が難しい。

	<福崎幼稚園> 刻んだり、つぶしたり、未満児が食べやすいように配慮している。	・分からない
	<高岡幼稚園> 保護者に、事前に、献立表や成分表をお渡しし、食材等の確認をしていただいて、与えても良いか悪いかを確認している。大きさや柔らかさについては、ハサミやすりこぎ等で食べやすくして提供している。食べられないものは、持ってきていただいている。	・分からない
高梁市	保護者面談による聞き取り、離乳対応票によりセンターに対応してもらっている。	・克服された 月齢にあった初期食から完了食を提供してもらっている。

Q20. 20-2, 20-3. アレルギー児のための取組（こども園の園長）

<ポイント>

- ・ 保護者との面談の実施
- ・ 献立表の保護者による確認

	<取組>	<課題の克服状況>
恵那市	医師の診断書に基づき、保護者との個別面談にて対応を個別協議	・克服された 具体的なアレルギー食物を除去できる
加東市	・ 調理師、保護者、保育教諭と三者懇談によるアレルギー児の情報共有。 ・ 職員間で給食配膳のルールを共有を徹底する。	・克服された 職員間の声掛け確認、配膳ルールの共有等により、外部搬入導入前と同様に、誤配等の事故の発生を防ぐことができた。
福崎町	<田原幼稚園> アレルギー児の保護者に毎月成分表を配布し、アレルギー材料にチェックを入れて返却してもらい、代替食を持参していただいている。	・分からない
	<八千種幼稚園> 給食の成分表とアレルギー献立表を保護者に渡し、食べられないものをチェックしてもらい、除去している。	・克服されていない 代替食が用意されていないため、除去するしかない
	<福崎幼稚園> アレルギーのある子の保護者に前もって献立表（材料名詳細分）を配布して確認していただき、アレルギー食材の入ったものは食べさせないようにしている。	・分からない
	<高岡幼稚園> 現在、アレルギー児はいないが、保護者に、事前に、献立表や成分表をお渡しし、食材等の確認をしていただいて、与えても良いか悪いかを確認してもらう。アレルギー児専用のトレーを用意し、他児と区別している。アレルギー食材がつかわれている日は、代替食を持ってきていただいている。	・分からない
高梁市	アレルギー管理指導票に基づき保護者面談やアレルギー会議を設ける。年2回のアレルギー検査を実施している。	・克服された 一人一人に合った代替食や除去食対応をもらっているの で、アナキラフィシーなどの重篤なケースは発生していない。

Q21. 21-2, 21-3. 体調不良等への配慮に関する取組（子ども園の園長）

<ポイント>

- ・ 必要に応じ、個別に対応

	＜取組＞	＜課題の克服状況＞
恵那市	特別な支援を必要とする園児のため、1対1で保育教諭を配置しているので体調の変化は常に把握できるとともに保護者との連携も密接である	・分からない
加東市	午前9時の給食人数の報告時に、体調不良時の情報を搬入元の調理師に連絡する。さらに搬入時に再度伝え、配膳への工夫を依頼する。	・克服された給食の配膳量、ご飯のかたさの調整等を体調不良時の状況に合わせ、個別対応できた。
福崎町	＜田原幼稚園＞ 特に体調不良児への対応はしていないが、保護者から連絡があった場合には食べさせないなどの配慮をしている。	・分からない
	＜八千種幼稚園＞ 量を加減することしかできていない。	・分からない
	＜福崎幼稚園＞ その日のメニューの中で、食べられそうなものを体調に合わせて加減するよう配慮している。	・分からない
	＜高岡幼稚園＞ 常に子どもの体調を確認した上で、家庭と連絡を取りながら個別に対応している。	・分からない
高梁市	取り組んでいない。	－

Q22、22-2. 代替食提供の有無と取組（こども園の園長）

＜ポイント＞

- ・ 代替食の提供を受けているところは、医師の診断書等によって対応

	＜代替食提供＞	＜取組＞
恵那市	1. 代替食の提供を受けている	医師の診断書等を添えて給食代替食・除去食を提出し、代替食が可能な場合は代替食を提供してもらう。
福崎町	＜田原幼稚園＞ 2. 代替食の提供を受けていない	－
	＜八千種幼稚園＞ 2. 代替食の提供を受けていない	－
	＜福崎幼稚園＞ 2. 代替食の提供を受けていない	－
	＜高岡幼稚園＞ 2. 代替食の提供を受けていない	－
高梁市	1. 代替食の提供を受けている	なし

Q25、25-2、25-3、25-4. 食育への取組（こども園の園長）

＜ポイント＞

- ・ 保護者からの相談に、保育教諭等が対応
- ・ 園児の給食センター見学や保護者向けの給食試食会や講演会を開催

	＜取組＞	＜課題の克服状況＞
--	------	-----------

恵那市	指摘のように外部搬入では、調理員、栄養士と子どもの関わりを持つことは困難であるので特別な取り組みはしていない	・分からない
加東市	搬入元のこども園の調理師が搬入しているため、当園の保育教諭による保護者、調理員間の仲介が可能である。保護者からの食に関する相談には、保育教諭、主幹教諭、園長が調理員との仲立ちとして保護者支援を実施している。	・克服された アレルギー児の保護者の不安が一番大きかったが、搬入元こども園との連携、搬入元こども園が工夫していることを保護者に情報提供し、保護者の安心につなげた。
福崎町	＜田原幼児園＞ 食に関する面でも、個別懇談、アンケート、日々の送迎児の会話等で、保護者とコミュニケーションをとり、保育教諭ができるだけ保護者の相談に応じることができるようにしている。	・分からない
	＜八千種幼児園＞ 園児には給食センターへの見学を実施し（3才未満児は実施していない）、栄養士から給食・食育に関する話を聞いている。保護者には、給食試食会を実施し親子で一緒に給食を食べ、栄養士の給食・食育に関する話を聞いてもらい、詩食時に各クラスをまわってもらい保護者と話をしてもらっている。	・克服されていない 園児と調理師・栄養士とのかかわりを持てる機会が限られている
	＜福崎幼児園＞ 町全体で食育を推進しているので、園としても年間計画を立て、保育のなかでも食育を進めると共に保護者へも講演会を開くなど食育への関心を高めるようにしている。	・分からない
	＜高岡幼児園＞ 年に1回、給食センターの見学をしたり、センターからも訪問があり、話をしてもらっている。配膳表に、その日のコメントがあるので、担任が読んでいる。給食について園長会で話し合い、意見交換をしている。	・克服された 意見を取り入れ、献立等に反映されている。
高梁市	給食試食会に栄養士を招き、食育指導を行う。	・分からない

Q25-5. 新たに始めた食育への取組（こども園の園長）

＜個別の内容＞

- ・ 福崎町 ＜高岡幼児園＞
町特産のもちむぎを使った献立や、デザートがあり、そこから、園でももちむぎへの興味・関心を持たせるようにしている。

Q25-6. できなくなった食育への取組（こども園の園長）

＜個別の内容＞

- ・ 加東市 調理現場を見ることができない。また、調理の際の「におい」を感じることができなくなった。
- ・ 高梁市 野菜栽培からの調理ができにくい。給食室からのおいしそうな香りが身近に感じられない。

Q26, 26-2, 26-3. 事業所・施設・市町村等の連携体制構築のための取組（こども園の園長）

＜ポイント＞

- ・ 関係者による定期的な会議により情報共有

	＜取組＞	＜課題の克服状況＞
恵那市	医師の診断書等を添えて給食代替食・除去食申請書を提出し、代替食が可能な場合は代替食を提供してもらう。	・克服された 代替食が可能な場合は、代替食で対応できる
加東市	毎月開催の施設長会を通じ、市内こども園、保育所等（以下「こども園等」という。）との連携を密にしている。また、定期的に市役所に行き、保育担当者等と面談している。	・克服された 外部搬入事業者、市保育担当者等との情報交換により、連携を密にできた。
福崎町	＜田原幼稚園＞ 町営の給食センターからの搬入であるため、給食運営協議会、給食担当者が設置され、各園から給食担当者が出席し情報交換を行っている。	・克服された 就職センターの仕組みや様々な情報を得ることができる。また、毎月の園長会で給食に関して話し合った内容を給食センターに伝え、その都度問題点を改善をしてもらっている。
	＜八千種幼稚園＞ 検食結果を月1回の園長会で話し合い、給食センターへ報告し、それに対する回答をもらっている。給食に関して何かあれば、直接給食センターへ問い合わせができる。	・克服された 連携はできていると感じる。
	＜福崎幼稚園＞ 月に一度、園長会で給食について気づいたことを話し合い、まとめたものを給食センターへ報告することで、またそれに対する意見や改善内容など給食センターから回答をもらっている。	・分からない
	＜高岡幼稚園＞ 町の給食センターなので、不都合を感じた事がない。	・克服された 同じ学校教育課の管轄であり、不都合を感じた事がない。
高梁市	給食会議を月一回実施して情報交換を行っている。	・分からない

Q28. 本特定事業の実施にあたっての、更なる規制緩和の提案（こども園の園長）

＜個別の内容＞

- ・ 恵那市 3歳未満児の給食は自園調理方式が望ましい

Q29. 給食業務の外部搬入の実施により生じていると思われる効果。気づきの点。（保育教諭）

＜ポイント＞

- ・ 安価で安全な給食の提供が可能
- ・ 離乳食やアレルギーの対応ができない

＜個別の内容＞

- ・ 恵那市 3歳未満児の給食は自園調理方式が望ましい
- ・ 加東市
 - ・ 外部搬入されることで、搬入元のこども園と当園との配分量の調節が難しいのではと感じる。効果としては、食材の購入が一括ででき、合理的である。
 - ・ 離乳食の進行度合いの話し合いは自園調理の方がよい。
 - ・ 0、1歳児の給食時間が遅くなり、園児を待たせるのが大変だった。
 - ・ 給食の量の調節が難しいため、量が少ないように感じられる。
- ・ 福崎町
 - ＜田原幼稚園＞
 - ・ 町営の給食センターからの搬入であるため、安全で安価な給食を提供してもらえる。
 - ・ 幼稚園・小学校・中学校で同じ食材の給食を提供でき、家庭での共通の会話を持てる。
 - ・ 給食のための作業が配膳のみで、負担が少ない。
 - ・ 離乳食に対応できない。
 - ・ アレルギー児への対応ができない。
 - ＜八千種幼稚園＞
 - ・ 幼稚園・小学校・中学校で同じ給食を食べることにより、家庭での給食に対する会話が増える。

- ・安い金額で安全でおいしい給食が食べられる。
- ・幼稚園から小学校へ進学しても、同じ給食なので学校生活に馴染み易い。
- ・幼稚園から中学校まで味付けが同じなので、少し無理がある。
- ・離乳食に対応できない。

＜福崎幼稚園＞

- ・地産地消で福崎町の食材を使用し低年齢から様々な食材に触れ給食を楽しむことができる。
- ・福崎町の食育計画に沿った給食を食べることで低年齢児から食育ができる。
- ・兄弟で同じメニューを食べることにより、給食の話題を共有できてよい。
- ・給食センターでの調理の工夫により、0歳児でも食べられる。
- ・アレルギー児への対応ができない。

＜高岡幼稚園＞

- ・町営の給食センターからの搬入のため、安い金額で安心、安全な給食を食べることができる。
- ・給食に関わる職員の負担が軽減される。
- ・離乳食に対応できない。
- ・幼稚園・小学校・中学校で全て同じ食材での献立であるため、3歳未満児には食べにくい時がある。

- ・ 高梁市 非常食や、国際色豊かな食育活動ができる。

Q30. 給食に関する気づきの点（園児の保護者）

＜ポイント＞

- ・ 違ったメニュー、栄養バランス等工夫された給食に子どもたちも喜んで食べ安心

＜個別の内容＞

- ・ 加東市
 - ・ 特に問題なし（子どもが喜んで食べてくれることが一番大切であり、子どもは喜んで食べている。）
 - ・ 大きな変化なし（みんなと喜んで食べている様子。給食の工夫もされているので安心。）
 - ・ 完食し、喜んで帰ってくるのでOK。0歳児ということで、給食（素材）チェックを保護者ができるようにしてくださっているので安心。
 - ・ 連携が取れているので、自演調理でないことは気にならなかった。事前に今までに食べている、食べていないをチェックできているので安心。
- ・ 福崎町
 - ＜田原幼稚園＞
 - ・ 給食献立表のメニューが家庭での献立の参考になっている。
 - ・ 和食中心で、野菜が多いので、子どもはもう少し洋食のメニューが増えたらいいと言っています。
 - ・ アレルギーがあるので、代替食を持って行っていますが、できれば、代替食も用意して欲しいです。
 - ＜八千種幼稚園＞
 - ・ 限られた予算の中で、栄養バランスのとれた給食を提供していただき、とてもありがたいことだと思いました。家庭で献立に迷ったときは、給食献立表を参考にさせていただいています。
 - ・ 特産のもちむぎを使ったパン、食材の味付け、切り方など今後のおうちでの食事の参考になりました。なにより、子ども自身が良い顔で食事が出来ていたのが嬉しかったです。
 - ・ 苦手な物が出たときは細かくして食べやすいようにして下さっているのを知り、食べやすくする工夫が大切だということ、とても参考になりました。
 - ＜福崎幼稚園＞
 - ・ おいしかった。
 - ・ 毎日違ったメニューが食べられて良い。
 - ・ 温かい物が食べられるのがいい。
 - ・ 福崎町特産のもち麦を使用した献立は地産地消でよいと思います。
 - ＜高岡幼稚園＞
 - ・ 毎日栄養のバランスのとれた給食を食べられるのでいいと思います。
 - ・ 除去している食品が連日続く時があるのはさけてほしい（作る負担と、子どももみんなと同じ物を食べたいと言っている）
- ・ 高梁市
 - ・ 「給食はおいしい。」と子どもは言っている。
 - ・ 園で努力してくれているので、何も不満は無い。

- ・成長発達に必要な栄養などのほかに、給食について何がいいのか分からない。
- ・自園調理と外部搬入の違いが分からない。（自園給食時代を知らない。）
- ・自分の子どもはアレルギーはないが、アレルギーがあれば心配である。（同類意見は統一）

Q30. 自園調理との比較（園児の保護者）

＜個別の内容＞

	＜良くなった点＞	＜悪くなった点＞
加東市	・変わらない ・給食で「こんにやくは与えていない」など、情報提供してくださるので安心。（0歳児）	

Q31, 31-2, 31-3. 年齢や発達の段階に応じた対応の困難さへの取組（外部搬入事業所）

＜ポイント＞

- ・ 必要に応じ個別に対応

＜個別の内容＞

	＜取組＞	＜課題の克服状況＞
恵那市	原則、3歳未満児は自園調理方式とされており、現在は1こども園の2歳児1名のみを対象となっている	・ 分からない
加東市	同じ公立幼保連携型認定こども園であり、当園と同様に月齢、園児ごとに個別の対応を行っている。	・ 克服された 園児の咀嚼、嚥下等の能力、実情にあった給食の提供ができた。
福崎町	小・中学校の給食とは分けて幼児園（0歳～5歳児）は食材も小さく切り味付けも薄味に調理している。また園児には固い食材については柔らかいもので代用している。 センター方式での給食により乳幼児期からの正しい食生活の定着、栄養面でバランスのとれた食事提供、幼・小・中の一貫した食育推進や安全安心な地元食材を使用した献立による給食の提供ができ、経費の削減にもつながる。子どもの成長に応じた栄養指導もでき、次の学年へのスムーズな移行もできる。	・ 克服された センター栄養士の一貫した栄養管理により、乳幼児期からの発達段階に応じた食習慣について現状把握・指導ができ、園児の健やかな成長につながっている。
高梁市	0歳児は個別に対応し、1、2歳児は基本的に3歳以上児と同じメニューにしている。	・ 分からない

Q32, 32-2, 32-3. アレルギー児のための取組（外部搬入事業所）

＜ポイント＞

- ・ 代替食等個別対応
- ・ 献立表や面談等による保護者への情報提供

＜個別の内容＞

	＜取組＞	＜課題の克服状況＞
恵那市	医師の診断書を添えて、給食代替食・除去食申請書を提出してもらい情報を共有して対応できる範囲内で代替食を提供している	・ 克服された 代替食の提供又は該当食品の除去
加東市	公立認定こども園では、これまでからアレルギー除去食、離乳食を提供してきたため、当園の園児と同様に対応している。また、当園で調理した給食を調理スタッフが運搬、配膳している。	・ 克服された 園児の実情に応じた給食の提供と事故防止。
福崎町	学校からのアレルギー報告書によりアレルギー児全員に対して、毎月印を付けた献立表及び成分表を該当保護者に配布。	・ 克服された 配布した成分表により、各家庭・各学校が共通認識し注意する事で大きな事故を防いでいる。

高梁市	保育所等とともに保護者と面談し対応している。	・分からない
-----	------------------------	--------

Q 3 3, 3 3-2. 代替食提供の有無と取組（外部搬入事業所）

＜個別の内容＞

	＜代替食提供＞	＜取組＞
恵那市	2. 一部代替食の提供を行っている	給食代替食・除去食申請書を医師の診断書を添えて提出を義務付け、対応できる場合は代替食を対応できない場合は除去している。
福崎町	3. 代替食の提供を行っていない	-
高梁市	2. 一部代替食の提供を行っている	こども園とは、専門の栄養士を通じて、連携を密にしている。

Q 3 4, 3 4-2, 3 4-3. 事業所・施設・市町村等の連携体制構築のための取組（外部搬入事業所）

＜ポイント＞

- ・ 定期的な会議の開催による情報提供

＜個別の内容＞

	＜取組＞	＜課題の克服状況＞
恵那市	給食代替食・除去食申請書を医師の診断書を添えての提出時に打ち合わせを行う	・克服された 代替食の提供又は該当食品の除去
加東市	同じ公立の幼保連携型こども園であり、これまでから共通メニュー、食材の一括購入を実施しており、園長会、給食担当者会等で給食について協議している。また、共同で研修、調理実習を行い、職員間の交流も十分に行っている。	・克服された 給食に関する情報交換、情報共有ができた。
福崎町	毎月の園長会での給食についての意見・感想を共有している。	・克服された
高梁市	給食センターに専任の栄養士を置き、保護者との個別面談に栄養士と保育士が同席、つき1回の給食会議、年2回の学校給食会議のほか、常時保育士と栄養士で連携している。	・分からない 前月の献立についての味や量・大きさ等の感想に対して検討し、少しでも美味しく食べやすいようにと配慮している。

平成28年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	内閣府
2. 特例措置番号	2001
3. 特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を実施するにあたり、園児の発達過程等に応じた配慮等がされているかどうか、外部搬入によりできなくなったことや生じた弊害はあるか等について、状況を確認した。
②	調査方法	特例措置により外部搬入を実施している幼保連携型認定こども園に対して、アンケートを配布した。
③	調査対象	特区認定を受けている6市町の内、実際に特例措置を実施している全ての幼保連携型認定こども園(4市町7施設全園より回答有)
④	実施スケジュール	2月3日…調査票発出 2月中～下旬…回答提出 3月中旬…結果とりまとめ
⑤	調査結果	①発達段階に応じた食事の提供について ・ 6施設が、離乳時期の子どもに対して外部搬入による食事の提供をしていた。1施設は、0～1歳の子どもが入園していなかった。 ・ うち、2施設は、搬入元事業者が離乳食を含む発達段階に応じた食事の調整をしていたが、4施設は3歳以上児と同様の食事で、担任の保育者が、量の調整、刻む・つぶすなどの形状の調整、窒息の恐れのあるものを除去する等を行っているのみであった。 ・ 1施設は、外部搬入により発達段階に応じた柔軟な対応が難しくなったと回答している。 ②アレルギー、体調不良児への配慮について ・ 7施設中3施設が、搬入元事業者がアレルギー対応食を調理し、4施設が当該園児については家庭から弁当を持参させるという対応をとっていた。 ・ 食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは3施設であり、うち1施設は施設独自に作成し、2施設は自治体が作成しているものを活用しており、いずれも施設又は自治体が外搬事業者に内容を把握させていた。 ・ 4施設はアレルギー対応に係るマニュアルを作成していなかった。 ・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は、全ての施設が活用していた。 ・ アレルギーを持つ子どもに対応するための委員会を設置しているのは2施設であり、いずれも外部搬入事業者も参加していた。 ・ 体調不良児に対するマニュアルを作成し、食事を別に調理し提供しているのは、1施設のみであった。 ③食育の取組について ・ 全ての施設において食育の計画が作成され、教育・保育の計画に位置付けられていた。 ・ 1施設が、外部搬入を実施して自園調理がなくなったことにより、調理実習や季節食の提供等が困難になったと回答している。 ・ 一方で、1施設が、外部搬入を行うことで地産地消の取組み(地元食材の活用等)が拡大したと回答している。 ④搬入元事業者との連携について ・ 6施設が市営の給食調理場(うち1施設は民間事業者に業務委託)からの搬入であり、1施設が近接する他の公立幼保連携型認定こども園からの搬入であった。 ・ 搬入元と契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしている施設は、1施設のみであった。 ・ 搬入元事業者に対し改善の要求をした施設は6施設あり、うち5施設は全体的又は部分的に改善されたが、1施設は改善されなかった。
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	今回の調査において、外部搬入により質の低下があったと回答した施設は1施設のみであったが、質の低下がないと回答した施設についても、アレルギーを持つ子どもに対する対応や、発達段階に応じた食事の提供が綿密にできていない実態が確認できた。 このような状況を踏まえると、保育の中で重要な位置を占める食事の提供について、質の低下をもたらさずに外部搬入方式による給食を全国展開するには、依然として解決しなければならない課題が多く、子どもの健やかな成長の観点から、慎重に検討を進める必要があると考える。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	上記⑥の通り満3歳未満児の食事を外部搬入するにあたっては課題が見られ、また本事業の実施施設も7施設と規模が小さいことから、全国展開にあたっては、より多くの施設での事業展開及び課題の解消状況を踏まえた上で検討する必要があると考えられる。

特例措置番号834(835)の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 10
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表・・・・ 25
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・ 26
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 29
- ⑦ 参考：平成27年度の評価意見・・・・・・ 30
- ⑧ 参考：評価・調査委員による調査結果（平成28年度実施分）・・・・ 32
- ⑨ 参考：関係府省庁による調査結果（平成28年度実施分）・・・・ 41

**地方公共団体の長による学校等施設の管理及び
整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834（835））
（平成19年4月措置（平成21年5月変更））**

<これまで>

公立学校及び社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、第24条等

<取り巻く環境の変化>

少子高齢化や過疎化に伴う社会福祉（児童、高齢者、障害者等）に係るニーズや都市部における働く人達の学習ニーズなど、地方公共団体が、地域における様々な需要に対応していく必要が高まっている。

地域における総合的な視野をもった首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となる。
（耐震化やバリアフリー化の計画的な整備、余裕教室の活用、施設の利用や管理の効率化など、学校施設や社会教育施設と、社会福祉施設など他の公の施設との複合化などが促進され、住民の便宜も向上する。）

<主な要件>

- 学校等施設及び公の施設の一体的な利用、又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること。
- 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- あらかじめ、教育委員会の意見を聴くこと。

認定計画数： 1 件（累計）
1 件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例



～遠野市民センター 学びのプラットフォーム特区～
（平成21年11月認定）

実施主体：遠野市

遠野市は、昭和46年から市民センター構想の下、地域づくりと社会教育との連携により行政運営を行ってきた。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。

本特例措置により、効率的な行財政運営を図るとともに、一体的な施設の管理・整備により、教育活動と地域づくりとの更なる一体的な取組みを進め、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。

調査計画案の概要

特例措置の番号	834 (835)
特例措置の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H24 下、H27

1. 過去の評価結果の概要

H27 年度の評価においては、

- 評価・調査委員会による調査では、学校等施設の管理・整備について概ね実施済みであること、本特例措置の活用により教育委員会部局の人員削減やコスト削減等の効果があることが確認された。
- 関係省庁の調査では、構造改革特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備が学校施設等で一部未措置であること、特区計画に記載された小学校への児童館併設事業が未着手であること、社会教育施設の利用者数が大幅に減少、施設管理費が増加しており少なくとも効果は見られないこと、地方公共団体の長が管理、執行することとされた事務について、実態上、教育委員会事務局の職員が補助執行や、市長部局との兼務発令により従来どおり行っており、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとのことであった。
- 以上により、今後の対応方針として、関係府省庁及び事務局は認定地方公共団体に規則の整備を促すこと、小学校への児童館併設事業に係る実施見込みを確認すること、どのようにすれば全国展開の可能性があるかの検討、他の地方公共団体の活用ニーズ、地方公共団体の総合教育会議における本特例措置に係る議論について確認すること、確認・整理事項については、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告することとされた。
- 確認が必要とされた項目について、事務局及び関係府省庁から平成 29 年 3 月、平成 31 年 3 月に報告があり、2021 年度に改めて評価を行うこととされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 平成 27 年度時点では特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備が出来ておらず、また、特区計画上の事業が一部実施されていなかった。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用による社会・経済的效果、教育活動における支障・安全管理上の課題の発生状況、関係機関間・学校・地域における合意形成等の課題の有無、教育委員会が担うよりも効率的・効果的となった点について確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 綾織小学校の遊休施設（旧綾織中学校特別教室棟）の取扱い状況について。
- 市長部局の職員が学校、公民館、図書館、博物館等を一体的に管理することに伴う、事務効率化の状況。（業務増に伴う市長部局職員の態勢、教育委員会における業務減、業務態勢の見直し状況など。）
- 利用者の満足度。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、質問票 1と質問票 2により構成されています。
- ・ 質問票 1は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票 2は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	834（835）
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 8 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 9 に進んでください。Q 22～Q 25 については教育委員会からご意見を聴取の上、地方公共団体でご記入ください。

Q 9 ＜地方公共団体への質問＞

事業を実施にするに当たって必要とされる規則の整備は、平成 31 年 3 月時点で終えたものと承知していますが、その後当該規則の改正等が行われている場合には、改正時期、改正された規則、改正内容をご回答ください。

⇒ 回答欄 9

Q 10 ＜地方公共団体への質問＞

貴市の特区計画には、計画の実施により期待される経済的社会的効果が記載されておりますが、特区計画に示された以下の①～④に関し、現時点における実際の効果の有無について、下記の A～D の中で最も当てはまるものを選択するとともに、そのように考える理由を回答欄に記入願います。その際、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り定量的にご回答ください。

- A 特区計画通りの効果が得られた
- B 特区計画通りの効果があったとはいえないが、ある程度の効果は見られた
- C 特に効果は得られなかった
- D 分からない（計画の事業が未実施であるため効果を検証できない場合を含む）

- ①学校等施設を含む公の施設の一体的な管理による効果
- ②学校等施設を含む公の施設の一体的な整備による効果
- ③耐震化等施設整備の計画的な検討及び計画管理の集中による効果
- ④効率的な行財政運営（二重行政の解消等）による効果

⇒ 回答欄 10

Q 1 1 <地方公共団体への質問> (P)

学校等施設管理費について、①小学校・中学校、②調理場、③図書館、④博物館、⑤幼稚園、⑥公民館の別に平成 21 年度から令和 2 年度まで年度別の推移を回答下さい。

(注) 平成 27 年度に貴市から回答いただいた数字につき、直近の状況も含め確認するものです。

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 2 <地方公共団体への質問> (P)

社会教育施設の利用者数等について、①図書館、②博物館、③公民館の別に平成 21 年度から令和 2 年度まで年度別の推移を回答下さい。

(注) 平成 27 年度に貴市から回答いただいた数字につき、直近の状況も含め確認するものです。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <地方公共団体への質問> (P)

社会・経済的効果について、①学校施設、②学校給食センター、③図書館・博物館、④公民館の別に回答下さい。

(注) 平成 30 年度に貴市から回答いただいた内容につき、直近の状況も含め確認するものです。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 <地方公共団体への質問>

綾織小学校整備事業について、「計画策定当初は学校の改築に併せて綾織児童館を併設する予定だったが、地域を交えた検討の結果、小学校への併設は取りやめる方針となった」(平成 3 1 年 3 月時点)ものと承知しています。その後の状況(「方針どおり、児童館の併設は行なっていない。児童館については、既存の建物を継続して利用。」など)についてご回答ください。

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

綾織小学校の遊休施設(旧綾織中学校特別教室棟)は、「地元の地域づくり団体などからの活用希望を踏まえ、平成 3 1 年度から地域振興団体等へ貸し出しができるように環境整備を進めて行く予定」(平成 3 1 年 3 月時点)と承知しています。その後の状況について、具体的に何に活用されているのか、活用実績も含め令和元年度、2 年度及び 3 年度上半期の状況についてご回答ください。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <地方公共団体への質問>

現行制度では、教育委員会が所管する施設等の管理を首長部局が行う場合、その権限は、首長部局の職員等に委任されますが、当該特例措置においては首長が権限を持つこととなります。権限が首長部局の職員に委任される場合と比較して、首長の権限として明確化されることによる利点、本特例措置の活用により生じた市行政の変化（改善点等）について、具体的に記載してください。

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <地方公共団体への質問>

教育委員会から市長部局に担当職員を異動し、市長部局が管理（施設整備、修繕等）する態勢を平成 30 年 4 月からとっているものと承知しています。これにより、どのような事務の効率化が図られているか、職員定数の変化、異動前と異動後における業務処理の流れの相違、具体的に教育委員会事務局から市長部局に移管された業務・作業内容、市長部局において他の行政財産も含め一体的に管理することで効率化された作業時間（書類の作成、連絡調整に係る時間の短縮など）についてご回答下さい。

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 8 <地方公共団体への質問>

教育における政治的中立性を担保するため、構造改革特別区域法第 29 条第 2 項では、「学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」については、「認定地方公共団体の長はあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない」とされています。貴市では、どのように運用しているのか、具体的な内容をご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 8

Q 1 9 <地方公共団体への質問>

貴市では、学校等施設の目的外使用の許可、管理、整備についてどのような手続で対応、判断していますか。教育委員会の意見と相違する場合はありましたか。相違した場合には、どのように調整して対応しましたか。

⇒ 回答欄 1 9

Q 2 0 <地方公共団体への質問>

貴市では、施設の一体的な管理・整備について、首長と教育委員会両者の合意形成を円滑に実施する工夫として、実施している対策はありますか。具体的な内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 0

Q 2 1 <地方公共団体への質問>

学校等の施設と他の公共施設との管理・整備を首長が一体的に実施すること

で、利用者の利便性の向上は図られましたか。また、施設を利用する市民の方々の評判は良くなりましたか。施設利用者へのアンケートを実施するなどにより、その結果も含め具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 1

Q 2 2 <教育委員会への質問>

教育における政治的中立性を担保するため、構造改革特別区域法第 29 条第 2 項では、「学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」については、「認定地方公共団体の長はあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない」とされています。政治的中立性を担保する上で、現行の規定だけでは不十分と感じる点がありますか。仮に不十分と感じる点がある場合には、具体的にどのような要件（措置）が必要と考えますか、具体的な内容をご記入下さい。

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 3 <教育委員会への質問>

教育委員会から出された意見と市の考えが相違する場合はありましたか。その場合、どのような調整が行われましたか。

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <教育委員会への質問>

学校等の施設の管理・整備を教育委員会が担わなくなったことにより、教育活動や学校の安全面などへの配慮の観点から、本特例措置を改善すべきと考えられる点がありますか。その内容について具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 4

Q 2 5 <教育委員会への質問>

学校等施設の管理・整備の事務作業を首長部局で行うことにより、教育委員会の業務が教育内容に特化され、教育内容を充実させる取組みが容易になった等の効果はみられたでしょうか。その効果について具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 5

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	834(835)
3. 特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
4. 弊害の発生に関する調査	

①	調査内容	・特定事業の実施状況について ・特定事業を実施できていない場合、その原因について ・規制の特例措置の実施に支障がないかについて ※特に、これまでの評価意見等で指摘された点への対応状況について
②	調査方法	・電子メールによる書面調査 ・必要に応じ、ヒアリング
③	調査対象	認定地方公共団体
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和3年 11 月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 ※予定

5. 担当連絡先

①	所属	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
②	役職	専門官
③	氏名	弓岡 美菜
④	TEL	03-6734-4678
⑤	FAX	03-6734-3731
⑥	メールアドレス	yumioka@mext.go.jp

【記載要領】

①	調査内容	※どのような弊害を想定し、何を明らかにするための調査かを記入してください。具体的には以下のとおり。 ・特定事業の実施状況について ・特定事業を実施できていない原因について ・規制の特例措置の実施に支障がないかについて
②	調査方法	※原則書面の送付による調査とします(電子メールを含む)。 ※書面調査を行った上で、ヒアリング、現地調査等、必要に応じて追加的に行う調査方法があれば記入してください。
③	調査対象	※調査の対象となる全ての主体を具体的に記入してください。 (認定地方公共団体、事業者の他、利用者等にも調査を行う場合等、全ての対象を記入願います。)
④	実施スケジュール	※特段の事情がない限り、実施スケジュールは以下のとおりお願いします。 調査票の配布 令和3年11月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 なお、ヒアリング・現地調査を行う場合も、令和4年1月中にとりまとめを終えるようにしてください。

**令和３年度 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置に係る評価
岩手県遠野市「学びのプラットホーム特区」について【調査票】**

- 貴市において現在取り組んでいる構造改革特区に係る事業に関し、以下の質問にご回答下さい。
- 令和３年●月１日時点で御回答ください。
- 回答期限は令和●年●月●日（●）（厳守・必着）とさせていただきます。
- 調査票の内容についてご不明な点があれば、お問い合わせください（03-6734-4678）。

＜担当者について＞※本件に関する総括・窓口担当者を御教示ください。

担当部署名	
担当者氏名	
連絡先	直通電話番号：xxxx-xx-xxxx 内線 xxxx E-mail：xxx@xxxxxx

＜調査事項＞

１．特区計画（特区事業）の実施状況について

※ 本項目では、貴市の構造改革特区計画（特例措置番号 834・835）の達成状況についてうかがいます。構造改革特区計画で掲げられている各事業等に関し、以下の（１）～（６）の設問について、調査時点である令和●年●月１日現在における達成状況等について回答願います。

※ 事業の実施に当たり、貴市において制定された条例・規則等があれば資料として提出願います。

(1) 学校施設の管理・整備に係る市長部局への権限の移管に関する規則の整備状況
及び図書館・博物館に関する規則の整備状況

- ① 平成 31 年 3 月時点において、整備が遅れていた条例・規則を整備した旨を確認したところですが、あらためて現在の条例・規則をご提出ください。(その際、本特区の関連箇所に下線を引いて提出してください。)

また、当該条例・規則の改正状況及び運用状況について、具体的かつ網羅的に記載願います。

【提出いただきたい条例・規則】

1. 遠野市行政組織条例
2. 遠野市市長部局行政組織規則
3. 遠野市教育委員会行政組織規則
4. 遠野市民センター所長等に対する事務委任規則
5. 市民センター管理運営規則
6. 構造改革特別区域法第 29 条第 2 項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則
7. 遠野市立小中学校管理規則
8. 遠野市立学校施設の開放に関する規則
9. 遠野市立学校施設使用に関する条例

【条例・規則の改正状況】

【条例・規則の運用状況】(運用上発生した疑義・課題及びその解消策等)

- ② 平成 30 年 4 月より担当職員を教育委員会から市長部局に異動し、市長部局において管理する体制を取ったとのことですが、平成 27 年度評価意見では、実態上、教育委員会事務局職員が兼務等しており、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとの指摘がなされています。当該指摘を受けて、人員体制をどのように整備し、どのような効果が生じたのか、定量的指標を示しながら具体的に記載願います。

- ③ 学校施設の管理及び整備について、平成 31 年 3 月時点では、市長部局の管理の範囲が建物に限られるなど、特例措置の一部のみが運用されている状況であったため、特例措置の目的を達成する効果は出ていないが、平成 30 年 4 月の規則改正において事務分掌を見直し、役割分担を明確にしたことにより、今後効果が現れてくると想定されていたところです。

規則等の整備後に、教育活動・安全管理等や事務負担・管理コスト軽減の面でもたらされた効果や、生じた支障・課題等について、定量的指標を示しながら具体的に記載願います。

- ④ 市長部局で学校施設を管理するにあたり、教育委員会が使用する際の手続き（施設の一次利用許可や包括利用許可などを行っているか等）について、具体的に記載願います。

- ⑤ 今回の市長への権限移譲により、教育委員会が整備に関する事務を担当していた場合に生じていた制度的支障をどのように改善する効果が生じたのか、定量的指標を示しながら具体的に記載願います。

(2) 小学校への児童館併設事業（特区計画記載事業）及び保育園整備について

平成 31 年 3 月時点において未着手・整備予定となっていた綾織小学校への児童館併設事業については、児童館の小学校への併設は取り止め、綾織保育園については旧綾織小学校校庭に整備することが決定したと報告されていますが、この事業の調査時点での以下の事項の状況について回答願います。

- ① 上記 2 箇所の整備に関し、当初計画を達成できなかった理由と、現在の活用状況について具体的かつ定量的指標を示しながら記載願います。

※定量的な評価が可能となるよう、コスト削減効果や利用人数等の指標を示しながら記載して下さい。

【綾織児童館】（既存の建物を継続して利用し、小学校への併設は計画を取り止め）

【綾織保育園】（旧綾織小学校校庭に整備、整備時期は平成 31 年度を予定）

- ② 今回の市長への権限移譲により、児童館及び保育園の整備に関連して、教育委員会が学校等に係る整備に関する事務を担当していた場合に生じていた制度的支障をどのように改善する効果が生じたのか、定量的指標を示しながら具体的に記載願います。

(3) 総合教育会議等の場における本特例措置の位置づけについて

平成 31 年 3 月時点において、「総合教育会議では、本特例措置に関してこれまで議論されていないが、条例改正に伴う運営体制の変更に伴い、状況に応じて協議をする場を設けることは必要であると捉えている」とされています。

上記に関し、その後何らかの協議の場が設けられたかについて、具体的かつ網羅的に記載願います。また、もし設けられていない場合は、その理由についても具体的に記載願います。

--

(4) 社会教育施設の利用者数の減少及び施設管理費の増加について

平成 31 年 3 月時点において、図書館・博物館の入館者数が東日本大震災の発災により大幅に減少し、その後も減少傾向が続いていると報告されています。

改修後から調査時点までの間における入館者数及び施設管理費の状況について、定量的に記載願います。また、もしその他に本特区措置の効果を計測可能な定量的指標があれば、記載願います。

※図書館と博物館は分けて記載願います。

【記載例】

平成●年度から平成●年度までの入館者数実績（各年度●月●日時点）

項 目	H●	H●	H●	H●	H●	H●	R●
入館者数 (人)							
施設管理費 (円)							

(5) 教育における政治的中立性の担保等について

本特例措置の運用にあたり、構造改革特別区域法第 29 条において、教育の政治的中立性の担保や、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすことのないよう、認定地方公共団体の長は教育委員会の意見を聴かなければならない旨定められています。これを受けて、貴市においては規則を定め、運用していると承知しています。

- ① 当該規定及び貴市の規則に則り行われた教育委員会からの意見聴取について、下記の欄に網羅的に回答願います。あわせて、各回における教育委員会からの意見、及び議事録等の意見聴取の関連書類等あれば資料として提出願います。

意見聴取を行った時期	意見聴取の内容
平成 22 年 3 月 26 日	構造改革特別区域法第 29 条第 2 項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則の制定に関し意見を求めることについて (過去の回答)
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
令和 年 月 日	

※欄が不足している場合は、お手数ですが適宜追加してください。

- ② 本特例措置の実施に当たり、政治的中立性の担保や学校等における教育活動の適切な実施に関し生じた疑義・支障等があれば、具体的かつ網羅的に記載願います。(施設の目的外利用許可の関係等)

--

- ③ 本特例措置の実施に当たり、営利企業等による学校施設の利用等に関し生じた効果(円滑化した等)や疑義・支障等があれば、具体的かつ網羅的に記載願います。

--

(6) 児童生徒や市民の目線に沿った効果的・効率的な行財政運営の実現

- ① 構想改革特別区域の目標として、学校等施設を含めた公の施設の管理・整備の一元化によって、遊休スペースの利活用など、施設の効率的な管理が実現するとあります。

この目標に関する調査時点での達成状況について、定量的指標を示しながら具体的かつ網羅的に記載願います。また、目標を達成できなかった場合は、その理由についても具体的に記載願います。その際、余裕教室や廃校の活用状況、遊休スペースの利活用に当たり、どのような意思決定過程を経たかという点、給食センターの整備以外で、効率的な管理の実現状況（経費面、教育委員会・学校の教職員の負担面など）について記載願います。

--

さらに、上記目標に関連するデータを提出願います。「余裕教室や廃校の活用状況」、「管理権限を教育委員会から市長へ移譲した 40 施設の施設管理費の推移」、「教育委員会・学校の教職員の負担軽減の状況」が分かる資料（いずれも過去 10 年度分程度）は含めてください（これらの項目について該当資料がない場合はその旨上記枠内に記載願います。）。

- ② 構想改革特別区域の目標として、施設整備に関する計画の進行管理の集中化や小規模自治体の身の丈に応じた組織体制を構築するとあります。

この目標に関する調査時点での達成状況について、定量的指標を示しながら具体的かつ網羅的に記載願います。また、目標を達成できなかった場合は、その理由についても具体的に記載願います。その際、「施設整備に関する計画の進行管理の集中化」について、具体的にどのような取組を実施したのか（学校施設を含む公共施設全体の横断的な整備に向けた検討体制の構築、計画の策定など）、学校施設の整備に関する優先順位がどのように変わったのか、教育内容や指導方法と不可分となる学校施設整備の案件について、教育委員会とどのように連携して対応したかという点についても記載願います。

--

さらに、上記目標に関連するデータを提出願います。「域内の学校以外の公共施設整備の予算の推移」「域内の学校施設整備の予算の推移」（過去 10 年度分程度）は含めてください（該当資料がない場合はその旨上記枠内に記載願います。）。

(1) 特区事業に対する外部有識者からの評価について

☐実施した ☐実施していない

☐大学教授等 ☐企業関係者 ☐弁護士、税理士、公認会計士等
☐NPO 関係者 ☐PTA 関係者・保護者 ☐その他（ ）

☐ 評価委員会等を開催
()

☐ 個別にヒアリングを開催

☐ その他

--

☐広報紙 ☐ホームページ ☐ＴＶ ☐新聞
☐その他（ ）
☐公表していない

（２）特区事業に対する住民からの評価について

☐実施した ☐実施していない

☐ アンケート
 ☐ 住民への説明会
 ☐ パブリック・コメント
 ☐ その他（ ）

③ 住民からの意見聴取・評価の結果の概要を回答願います。

④ 意見聴取をした結果の公表方法についてご教示下さい。(複数回答可)

☐ 広報紙	☐ ホームページ	☐ T V	☐ 新聞
☐ その他 ()			
☐ 公表していない			

※住民から聴取した意見についての資料を添付願います。

(3) 特区事業についての政策評価について

① 本特区事業を対象として政策評価を実施しましたか。

☐ 実施した	☐ 実施していない
-------------------------------	----------------------------------

② 政策評価を実施した場合、その評価結果の概要を回答願います。

※政策評価に関する文書等の資料の添付をお願いいたします。

(4) 特区事業に関する遠野市議会における審議

遠野市議会の審議で取り扱われた日時・質疑者を列記願います。

日時	質疑者
平成 21 年 12 月 8 日	菊池 巳喜男 一般質問 (過去の回答)
平成 22 年 3 月 11 日	市民センター条例の一部を改正する条例について、予算等審査特別委員会に付託された審査の結果報告 (過去の回答)

※該当する議事録を資料として添付願います。

(調査は以上です。ご協力ありがとうございました。)

番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校等施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第28条の規定は、適用しない。 2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。 2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

834（835） 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

1. 特例を設ける趣旨

学校及び社会教育機関（以下「学校等」という。）の施設（以下「学校等施設」という。）と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、学校等施設と公の施設との一体的な利用や、耐震化、バリアフリー化等の総合的な整備の検討が促進されることや、複合施設の安全点検や利用許可などの管理業務についても、複数業務を一元的に行うことで、住民の便宜や行政の効率性のより一層の向上ができることから、構造改革特区において、教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校等施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

3. 基本方針の記載内容の解説

（１）「学校等施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校等施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃等の事務が挙げられます。

また、「学校等施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定等）、施設の設計・整備事業の実施、

施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施等の事務が挙げられます。
(学校等施設の設置及び廃止そのものに係る事務並びに人事管理及び運営管理は含まれません。)

(2) 「校舎その他の施設」について

学校に関しては校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設等を、社会教育機関に関しては公民館のほか、図書館、博物館等の施設を指します。

(3) 「利用及び配置の状況」について

「利用の状況」としては、学校等施設については余裕教室等が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているか等が挙げられます。また、「配置の状況」としては、どのような学校等施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されていたりするか等一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているか等が挙げられます。

(4) 「その他の地域の事情」について

例えば、将来的な人口の減少や増加を見越して学校等施設の整備を緊急的に行わなければならない場合等、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる状況が想定されます。

(5) 「学校等施設及び公の施設の一体的な利用」について

例えば、学校等施設に余裕教室等が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校等施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合等において、学校等施設を学校教育及び社会教育の目的に使用することだけでなく、高齢者との交流スペース等教育以外の目的に使用することも想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(6) 「これらの総合的な整備」について

例えば、学校等施設と公の施設について一体的な計画を策定する等総合的な整備を行うことが想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(7) 「学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について

例えば、学校等施設と公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動へ悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校等施設と公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校等施設の整備は、齟齬をきたさないように行われるべきであると考えられます。

(8) 「学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」について

例えば、基本的な施設整備計画の策定等が想定されますが、それぞれの地方公共団体において、地域の実情に応じて主体的に判断されるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 以下の事項については可能な限り詳細に記載するようにしてください。

- ① 移譲の対象となる事務及び施設、並びにその理由
- ② 教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めた理由
- ③ 学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして教育委員会から意見聴取することとするものの内容及び範囲、意見聴取の時期及び手法等

(2) 認定後に策定することとなる地方公共団体の規則の案を可能な限り添付するようにしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	岩手県	遠野市	遠野市民センター 学びのプラットフォーム特区	遠野市の全域	遠野市では、昭和46年から市民センター構想のもと、地域づくりと社会教育とが連携し行政運営を行ってきた経緯がある。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。 そこで、本特例措置により学校等施設と公の施設の一体的な管理・整備を行うことによって、小規模でも効率的な行財政運営を図る。また、一体的な施設の管理・整備により教育活動と地域づくりとの更なる一体感が醸成され、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。	834(835)	・地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	第21回 平成21年11月26日 認定

評価意見

①	別表1の番号	834(835)
②	特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。
⑤	評価	その他(認定地方公共団体において構造改革特別区域法第 29 条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、学校等施設の管理・整備について概ね実施済みであること、本特例措置の活用により教育委員会部局の人員削減やコスト削減等の効果があることが確認された。 関係府省庁の調査によれば、認定地方公共団体においては、構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)第29条の規定に基づく規則の整備が学校施設、図書館及び博物館について未措置であるとのことであった。また、特区計画に記載されている小学校への児童館併設事業については、未だ事業計画の策定が行われておらず、事業自体が未着手段階にあるため効果・弊害の評価自体が不可能であるとのことであった。さらに、社会教育施設の利用者数が大幅に減少していること及び施設管理費が増加していること等から少なくとも効果は見られないとのことであった。加えて、地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務について、実態上、教育委員会事務局の職員が補助執行や市長部局との兼務発令により従来どおり行っているため、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとのことであった。 教育部会の審議において、調査結果等を踏まえて委員より以下のとおり意見が出された。 本特例措置の現時点での全国展開は時期尚早である。再評価を行うにあたり、関係府省庁及び事務局においては以下の点について確認、整理の上、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告すること。 ・認定地方公共団体において特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備を早急に進めるよう、関係府省庁及び事務局から認定地方公共団体に対して引き続き規則の整備を促すこと。 ・特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業について、認定地方公共団体として、今後、実施する見込みがあるか、あるとすればいつ事業計画を策定するかについて、事務局より認定地方公共団体に確認すること。少なくとも、認定地方公共団体においては、遅くとも規則整備までにはその見解を明確にしておきたい。 ・関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。

		・本特例措置に関して、他の地方公共団体の活用ニーズについて事務局において整理すること。 ・平成 27 年4月1日から各地方公共団体においては総合教育会議が始まっているところ。認定地方公共団体の総合教育会議において本特例措置の位置付けがどのように議論されているかについて事務局より認定地方公共団体に確認すること。
⑦	今後の対応方針	認定地方公共団体において特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。 関係府省庁及び事務局においては、認定地方公共団体に対して規則の整備を促すこと。事務局においては、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認することともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理すること。関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。上記の確認・整理事項については、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告すること。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

番号	834(835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。

① 規制の特例措置に共通の質問項目

1. 特定事業の概要など（発送数：1、回収数：1）						
都道府県	認定地方公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
岩手県	遠野市	遠野市民センター 学びのプラットフォーム 特区	1. 現在本特定事業を実施中	1. 発現している	1. 計画当初から期待していた効果	3. 特区計画認定時の予定より遅れている

2. 効果の発現状況	
＜ポイント＞ ● 管理者が異なることによる複合施設の二重投資が解消。 ● 施設管理に伴う予算措置等の事務処理の簡素化および迅速化を実現。	
＜個別の内容＞ 遠野市 ● 以前は、管理者が異なるために、複合施設であっても二重の投資を余儀なくされていたが、本特例措置を活用した学校等施設の整備にあたり、二重の投資については解消された。 たとえば、平成25年4月から供用開始した総合食育センターにおいては、整備における初期投資額が従来方式で整備するよりも減少した。また、学校施設と他の公の施設の市長による一体的管理に伴い、光熱費等のランニングコストも試算の通り削減できていると考えられる。 ● 本特例措置活用により、施設管理に伴う修繕等の予算措置などにおいて、契約事務が市長部局に一本化され、事務処理の簡素化および迅速化を図ることができた。 ● また、これら事務の簡素化等による事務量の削減により市の教育委員会部局の事務が減少し、教育委員会事務局の人員削減に一部寄与した。市の職員削減施策を含めた教育委員会部局の人員変化は以下のとおりとなっている。	
表. 市の教育委員会部局人員数および人件費	

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職員数 (人)	55	55	52	46	43	39
人件費(千 円)	393,715	389,809	373,922	337,986	307,178	282,546

3. 地域活性化の効果（社会的効果）

＜ポイント＞

- 社会教育施設のうち公民館においては、地域づくりと社会教育の連携がしやすくなり、新たな施策展開につながるなどの効果が平成24年度の調査において確認されているが、現在もその効果は継続中。
- 学校施設のうち綾織小学校の整備においては、児童館を併設する施設整備や交流スペースの併設計画があり、計画が実現した際には、新たな交流拠点が創出に伴う地域活性化の効果が期待できる。

＜個別の内容＞

- 遠野市
- 社会教育施設のうち公民館においては、本特例措置を活用することで、地域づくりと社会教育が同一施設で展開できるうえ、市長が所管する健康づくりプログラムと教育委員会が所管する生涯学習プログラムが連携しやすくなり、住民の参加意識の高揚と行動変容につながっているとの効果を平成24年度の調査時点で確認しているが、それらについては、現在も同様の効果が続いている。
 - 学校施設のうち、綾織小学校の整備については、生徒数減少に伴う空き教室の活用策として、児童館を併設する施設整備や交流スペースの併設を計画しており、現在、市長部局において予算化に向け調整を進めており、平成28年度内の整備計画策定等を目指している。本計画が実施された場合、新たな交流拠点が創出されることによる地域活性化の効果が見込まれる。

4. 特区計画認定時の予定より遅れている理由等

＜ポイント＞

- 本特例措置を活用した市長による学校等施設の管理については、特定事業の実施が予定より2年遅れたものの、平成25年度以降、順次、管理を移行している。
- 本特例措置を活用した市長による学校等施設の整備については、綾織小学校整備事業のうち児童館を併設する施設整備および中央公民館施設耐震改修事業が継続中。綾織小学校整備事業の児童館を併設する施設整備は、市長部局において予算化に向け調整を進めており、平成28年度内の整備計画策定等を目指している。中央公民館施設耐震改修事業は、平成27年度中に工事が完了する見込みである。
- 特区計画遅延の理由としては、東日本大震災による影響から事業優先度の精査や全体調整に時間を要した部分が大きく、震災以外の別途の理由はない。なお、これらの全体調整等により当初計画の方向性の変更等が生じているということもない。

＜個別の内容＞

遠野市

- 本特例措置の活用状況は、以下の通り。

【学校等施設の管理について】

- ・ 学校施設 24 施設（幼稚園 3 施設、小学校 11 施設、中学校 8 施設、給食施設 2 施設）については、認定時の計画では、すべての施設において、平成 23 年度から市長による管理を行う予定であったが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による後方支援活動への対応のため、実施が遅れることとなった。

計画の遅延に関し平成 24 年度に検討した結果、平成 22 年 8 月に策定された中学校再編計画の中学校の統廃合計画（中学校 8 施設を 3 施設へ統廃合）の施行に合わせ、平成 25 年度から上記特定事業を実施することとし、学校施設 18 施設（統廃合に伴い、幼稚園 3 施設、小学校 11 施設、中学校 3 施設、総合食育センター1 施設）すべてについて、市長による管理への移行を目指すこととした。

- ・ 平成 25 年度より、順次、市長による管理に移行し、現在は 18 施設すべてについて市長が管理を行っている。例えば、小学校、中学校等の施設に関しては、維持修繕、安全点検、清掃等を行う業者の選定や入札による決定、契約等を市長部局で一括して行うなど、特区計画でも掲げていた「施設の目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃等に関する事務」を市長部局において行っている。また、総合食育センターに関しても、内部部局として、総合食育推進課を設置し、教育委員会と市長部局共通の事務は市長部局が主体で行っている。施設の使用許可等も市長の権限となっており、市長の管理となっている。社会教育施設 16 施設のうち公民館 10 施設については、平成 22 年度から市長による施設の管理を行い、認定時の計画通りに特定事業を実施している。

平成 25 年度以降は、図書館 2 施設、博物館 4 施設についても市長による施設の管理を行うこととしていたが、順次、移行し、現在は 6 施設すべて市長が管理を行っている。

表 遠野市における本特例措置の活用状況（管理）

	学校施設の管理 (特例措置 834)	社会教育施設の管理 (特例措置 835)
平成 24 年度評価時点	本特例措置は活用しておらず、以前として教育委員会による管理。(幼稚園 3 施設、小学校 11 施設、中学校 8 施設、給食施設 2 施設)	本特例措置を活用し、市長による管理を実施。(公民館 10 施設)
平成 25 年度以降	本特例措置を活用し、市長による管理へ移行済み。(幼稚園 3 施設、小学校 11 施設、中学校 3 施設、総合食育センター1 施設) ※学校施設の統廃合により、計画時の 24 施設が 18 施設に変更。 ※平成 22 年度に改築工事が完了している綾織小学校を含む。	本特例措置を活用し、市長による管理へ移行済み。(図書館 2 施設、博物館 4 施設)

【学校等施設の整備について】

- ・ 学校施設のうち総合食育センター整備事業については、本特例措置を活用して、平成 22 年度から平成 24 年度に市長による施設の整備を行った。
- ・ 綾織小学校整備事業については、小学校の改築と児童館等の新設の 2 つの計画があり、うち小学校の改築に関しては、教育委員会により整備が行われ完成している。児童館等を併設する施設整備に関しては、平成 25 年度以降、市長が市民への説明を行うなど市長による整備が進められ、現在、市長部局において予算を策定している段階であり、平成 28 年度内の整備計画策定等を目指している。
- ・ 社会教育施設のうち、中央公民館施設耐震改修事業については、平成 25 年度に市長による施設の整備を行う予定としていたが、現在、整備中であり計画よりもやや遅れている。但し、平成 27 年度中に工事が完了する見込みである。

表 遠野市における本特例措置の活用状況（整備）

	学校施設の整備 (特例措置 834)	社会教育施設の整備 (特例措置 835)
平成 24 年度評価時点	本特例措置を活用し、市長による整備を行ったもの ・ 平成 22 年度～平成 24 年度：総合食育センター整備事業 本特例措置は活用せず、教育委員会による整備を行ったもの ・ 平成 21 年度、平成 22 年度：綾織小学校整備事業のうち小学校改築部分	なし
平成 25 年度以降	本特例措置を活用し市長による整備を進めているもの ・ 平成 25 年度～（継続中）：綾織小学校整備事業のうち、児童館等整備部分	本特例措置を活用し、市長による整備を行っているもの ・ 平成 25 年度～（継続中）：中央公民館施設耐震改修事業（平成 27 年度中に工事完了見込み）

5. 地方公共団体として果たした役割

〈ポイント〉

- 本特例措置は地方公共団体内部の運用に関する事案であり、主体的に取り組んでいる。

〈個別の内容〉

- 遠野市
- 従来から取り組んでいる市民センター構想のもと、市では、地域づくりも含めた社会教育について行政運営を行ってきたことや、また、近年の過疎化に伴う人口減少や少子高齢化の進行など、小規模自治体としてより一層効率的な行財政運営が求められる中で、本事業についても市が主体的に取り組んでいる。

6. 特定事業が成功するための鍵

〈ポイント〉

- 地方公共団体内部の連携による市民理解の促進と市民と一体となつての施策の推進。

〈個別の内容〉

- 遠野市
- 一体的な施設の管理・整備により教育活動と地域づくりとの更なる一体感が醸成され、市民も含めた総合力が発揮される地域づくりとなることから、市の内部における情報共有等の連携は非常に重要である。以下の例のように特に所管のまたがる複合施設の整備・運営等の施策においては、所管を超えた連携、発信力のある首長部局からの方針説明により、市民理解が得やすくなり、施策全体が市民と一体となつて円滑に進められることを実感している。
 - ・ 総合食育センター：所管ごとの玄関の設置が課題となったが、市長部局と教育委員会とが情報共有や連携を重ねた結果、共通の玄関を設置することができた。
 - ・ 綾織小学校整備事業：児童館等を併設する施設整備に関する市民への説明を市長が行った結果、市民の理解を得ることができ、東日本大震災の影響により見通しがたたなかった状況から整備計画策定の目途がつきそうな状況となった。

7. 特定事業の将来に向けての展望等

〈ポイント〉

- 学校等における複合施設の整備に伴う、空き教室の有効活用や地域交流の創出。

〈個別の内容〉

- 遠野市
- 小中学校の生徒数減少に伴い、空き教室が散見されている。有効活用策として、当初から検討を進めている児童館の整備や交流スペースの併設を実現し、その取組を各地に広げて行きたい。
 - 本特例措置の活用により、事務の簡素化や迅速化等の効果が得られた。但し、当初計画にも含まれている、教育委員会が教育の内容に議論を特化できることによる本特例措置も含めた事業の充実や学力向上等のソフト面の施策の推進については、今後さらなる充実が望まれる。

② 各規制の特例措置ごとに異なる質問項目

8. 学校等施設を含む公の施設の一体的な管理による効果（地方公共団体宛の質問）

〈ポイント〉

- 予算措置等、事務の簡素化、迅速化を実現。

〈個別の内容〉

- 遠野市
- 【効果の有無】 特区計画通りの効果が得られた
- 【理由】
- 市内の公民館においては、特例措置の活用前は、教育委員会の所管であったことから、施設の全体管理や取り纏め、市長部局との調整を担当する教育委員会の職員がいた。特例措置を活用後は、市長部局において、施設の全体管理や取り纏めを行っていることから、市長部局との調整も含め教育委員会の担当職員が不要となり、教育委員会部局の人員を削減することができた。
 - 学校施設の管理等における予算措置等、特に施設の修繕等においては、首長部局が主体的に進めることができ、事務が簡素化された。

9. 学校等施設を含む公の施設の一体的な整備による効果（地方公共団体宛の質問）

＜ポイント＞

- 市民への食育推進機能の全てを集約した施設整備を実現し、整備コストおよび運用コストを削減。

＜個別の内容＞

遠野市 【効果の有無】 特区計画通りの効果が得られた

【理由】

- 総合食育センターとして、学校給食センター機能、高齢者への宅配弁当サービス機能、市民への食育推進機能を全て集約した施設整備を実現できたことにより、学校給食センターおよび食育（配食サービス）施設を単体で整備した場合に比べ、整備費用を削減できた。また、光熱費等の施設運用費用についても集約することができ、削減できた。

表. 学校給食センターと食育（配食サービス）の整備費

単体で整備した場合の整備費		総合食育センターの整備費
806,150 千円		764,379 千円
学校給食センター	607,032 千円	
食育（配食サービス）	199,118 千円	

整備の効果

＝（単体で整備した場合の整備費）－（総合食育センターの整備費）

＝41,771 千円

なお、41,771 千円の内訳は、水道設備費 20,000 千円、基礎＋屋根 12,821 千円など。

表. 学校給食センターと食育（配食サービス）を別個に整備した場合のランニングコストの節約効果試算

	別個に整備	複合施設	差額および削減効果
水道代	465,000 円/月	450,000 円/月	差額 15,000 円/月 × 12 月 ＝180 千円
電気代	1,583,333 円/月	1,233,333 円/月	差額 350,000 円 × 12 月 ＝4,200 千円
合計			4,380 千円/年

10. 耐震化等施設設備の計画的な検討及び計画管理の集中による効果 (地方公共団体宛の質問)

〈ポイント〉

- 中央公民館施設耐震改修事業は、平成 27 年度中に工事が完了する見込みであり、整備計画の検討等において業務の効率化が図られた。

〈個別の内容〉

遠野市 【効果の有無】 特区計画通りの効果が得られた

【理由】

- 耐震化等の整備を行う施設は社会教育施設のうち中央公民館のみであり、中央公民館施設耐震改修事業として、平成 25 年度に整備に着手し、平成 27 年度中に工事が完了する見込みである。市長部局においては、平成 25 年度以降も引き続き耐震化等施設整備の計画的な検討及び実施設計の集中化が行われ、業務の効率化が図られた。
- 管理部分においても、当市では、従来より市民センター構想に基づき、行政組織としての地区センターと公民館を併設し、地域づくりと生涯学習に一体的に取り組んできている一方で、1つの建物であっても所管が異なる状況があったが、現在は一括管理となり合理化が図られている。

11. 教育委員会が所管する施設等の管理を首長部局が行う場合の権限が首長の権限として明確化されることによる利点 (地方公共団体宛の質問)

〈ポイント〉

- 市の方針を首長の権限として説明することによる市民理解の得やすさ。

〈個別の内容〉

- 遠野市
- これまで教育委員会の管轄にある施設の整備や管理においては、当該施設が市の計画の中で整備し、管理されるものであったとしても、教育委員会が権限者として説明や調整を行っており、市の方針や計画等を十分に伝えきれない部分があった。しかし、特例措置を活用することにより、市民に対しての方針説明も含め、計画が首長の権限として実施される旨が説明されることから、特に市民理解を得やすくなった。

12. 首長と教育委員会の合意形成を円滑に実施する工夫・対策 (地方公共団体宛の質問)

〈ポイント〉

- 合意形成の得やすい場 (市の 3 役等による情報共有の実施等) の設定。

〈個別の内容〉

- 遠野市
- 遠野市は、職員数 400 人程度の小規模な自治体であることより、市役所内部の相互連携が、大規模な都市と比べて比較的容易である。
 - 週に 1 度、市長、副市長、教育委員長の 3 役と市の教育委員会部局の部長級による情報共有の場を設けている。従前行っていた市長と教育委員長による情報共有の場を拡大したものである。なお、事務局レベルでも意見交換、情報共有を図っている。

13. 管理・整備を首長が一体的に実施することによる利用者の利便性の向上、市民の評判（地方公共団体宛の質問）

＜ポイント＞

- 予算措置等、事務の簡素化、迅速化を実現。
- 施設利用者や学校側からの評価もよい。

＜個別の内容＞

- 遠野市
- 学校施設等の維持修繕工事について、特例措置を活用前は、市長部局で策定し決裁した予算を教育委員会で執行する際、契約事務は教育委員会にて行っていたが、教育委員会だけでは完結せず、市長部局の会計担当でも契約事務を行う必要があった。特例措置を活用後は、この二重となっていた契約事務を市長部局で一括して行うことができるようになり事務の流れも簡単になったことから、迅速な対応が可能となった。
 - 施設利用者や学校側から、修繕の対応等において、以前よりも対応が早くなったという評価を受けている。

14. 教育活動や学校の安全面などへの配慮の観点から、本特例措置を改善すべきと考えられる点（教育委員会への質問）

＜ポイント＞

- 改善すべき事項は特にない。

＜個別の内容＞

- 遠野市
- 本特例措置を活用した教育活動、学校の安全面において支障は出ておらず、改善すべき事項は特にない。

15. 教育委員会の業務が教育内容に特化され、教育内容を充実させる取組みが容易になった等の効果（教育委員会への質問）

＜ポイント＞

- 首長部局との連携により、地域との協議・意思決定等で理解が得られやすくなった。

＜個別の内容＞

- 遠野市
- 中学校の再編を進める際に、学校のみならず、地域も巻き込んだ取組みとなることから、教育委員会、首長部局が連携して教育環境向上に向けて事務を進めることができた。特に、市が説明すべき方針等について首長部局の権限で説明がなされることにより、地域との協議、意思決定等において理解が得られやすくなり、迅速に進むようになった。
 - 現在も教育目標である知育・徳育・体育のバランスの取れた人間形成に向け、充実した研修会、事業等の展開が可能となっている。

平成27年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 規制所管省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	834(835)
3. 特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	1. 本事業による弊害・効果及び本事業の運用状況等について書面による調査 2. 関連資料・データの検証 3. 特区計画の実施状況を実地調査
②	調査方法	書面による調査(調査票及び関連資料・データの収集)及び該当地方公共団体(岩手県遠野市)への実地調査を実施
③	調査対象	認定地方公共団体(1件:岩手県遠野市)
④	実施スケジュール	【書面による調査(調査票の配付・回収)】 ○配付:平成27年11月2日(月) ○回収:平成27年11月12日(木) 【実地調査(ヒアリングの実施)】 平成27年11月18日(水)
⑤	調査結果	構造改革特別区域法第29条第1項における規制の特例措置については、内閣総理大臣の認定の日以後は「学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する」とこととされているが、遠野市における特区計画は未だ完全に実施されていないことが判明した。 例えば、 ①行政組織規則上、公民館については、市長の権限と規定されている一方で、小学校及び中学校施設の管理・整備に関する権限については、教育委員会のままに、総合食育センターについては、市長と教育委員会双方の権限となっていること ②これらの権限に属する事務について、実態上、教育委員会事務局の職員が、補助執行や市長部局との兼務発令により従来どおり行っているため、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は、教育内容に専念できる環境を整える」体制となっていないこと ③綾織小学校に綾織児童館を併設する施設整備について、関係機関の協議が整っていないため、着手されていない状況であることが認められた。 また、市長に施設の管理・整備権限が移譲された公民館や図書館等の利用者については減少傾向にあり、具体的な経済的社会的効果は発現していない。
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	遠野市によれば、特区計画は完全に実施されておらず、特区計画の完全実施及び特区の目標を達成するには、あと3年程度必要とのこと。今後、本特例措置による弊害発生の有無の検証を行うためには、その運用状況を見極めなければならず、これには計画内容が完全実施されてから相当期間を要すると考えられる。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	当該特例措置の適用事例は本件1件のみであり、かつ、上記のとおり現時点では特区計画が完全に実施されていないため、検証できる段階にない。よって、全国展開による弊害発生の有無について判断することはできない。

特例措置番号1219の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 12
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表・・・・ 18
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・ 19
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・ 21
- ⑦ 参考：特例措置の評価・調査経緯・・・・・・ 22
- ⑧ 参考：ニーズ調査（平成20年度実施分）・・・・・・ 23

特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業（特例措置番号1219） （平成17年12月措置）

<これまで>

長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に限り、車両総重量等にかかる保安基準の特例を受けることができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条
基準緩和自動車の認定要領について（平成9年9月19日自技第193号）

<取り巻く環境の変化>

海上輸送では船舶の大型化により一度に運べる貨物量が増え、輸送の効率化が進む一方、陸上輸送においても、輸送の効率化を望む声が多くなってきた。

保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両が、港湾内の道路において、貨物の運搬を行う場合、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、保安基準を適用しないことにより、走行が可能となる。

<主な要件>

- 特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が、その責任において、道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること。
- 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の道路と分離されること。

認定計画数：2件（累計）
2件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例

～木更津港湾物流効率化特区～
（平成18年3月認定）

実施主体：千葉県、木更津市

工場から公共岸壁に至る間において、特殊な大型車両（最大積載量約140トン）を利用した効率的な貨物輸送を可能とすることで、公共埠頭の一層の利用促進と企業の物流コスト削減を実現し、立地企業の競争力の強化と産業の活性化を図り、市の基本方向の1つでもある「活力あふれる産業づくり」の実現を目指す。



特殊な大型車両（最大積載量約140トン）

調査計画案の概要

特例措置番号	1 2 1 9
特定事業の名称	特殊な大型輸送車両による港湾物流効率化事業
措置区分	告示・通達
過去の評価時期	—（H20: ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。）

1. 過去の評価結果の概要

当初評価予定であった平成 20 年度時点において、本特例を適用した特区計画の認定件数は、提案者である新日本製鐵(株)君津製鐵所が関連している 1 件（千葉県、木更津市【木更津港湾物流効率化特区】）のみであった。特例措置に関するニーズ調査を実施した結果、

- ・ 自社の専用埠頭の利用により対応できている場合は、敷地が隣接しているため港湾道路を通行する必要がないこと。
- ・ 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路を通行しなければならず、本特例措置の適用条件に合致しないことなどから、本特例措置活用は見込めない。

等により、今後の実施の可能性が小さいことから、予定していた評価を実施しないこととした。

その後、平成 31 年に本特例措置を活用する構造改革特別区域計画が申請・認定されたことから、改めて評価時期の検討を行い、関係省庁からの回答として、

- ・ 当該区域計画における特殊車両の運行開始は令和 2 年 7 月頃を予定しており、評価にあたっては、実際の運行による周辺交通状況への影響など、本特例の効果や弊害は、一定程度の事業期間を設けた上で評価すべき。このため、当初の評価は事業開始後、1 事業年度を確保できる令和 3 年度において実施することとしたい。

とあったため、令和元年 9 月 6 日の評価・調査委員会における意見として、当該特例措置の評価時期を令和 3 年度とした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

（本年度が最初の調査）

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により、地域活性化につながる効果（輸送コストの削減）が発現しているかを確認する。
- 本特例措置の活用例が少ない理由として要件や手続などの問題について考えられるものがあるかを確認する。
- 規制の特例措置を適用した車両が走行することにより生じる港湾物流への影響や他の交通に与える影響について確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

（本年度が最初の調査）

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、質問票 1と質問票 2により構成されています。
- ・ 質問票 1は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票 2は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

回答票 1

回答者情報	
市町村名	
担当部署	
担当者名（フリガナ）	
電話番号	
メールアドレス	

Q 1－1. 本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる		
3. 予定より遅れている		

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1へ

Q 1－2. 予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的に記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

本特定事業における要件・手続きに関する事項
本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
現場での事業運営上の事項
その他の事項

Q 2－1. 本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について 具体的に ご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している 2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している 3. 発現していない 4. わからない	⇒	回答欄
発現している効果の内容・理由／効果が発現していない理由／効果が発現しているかわからない理由		

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3へ

Q 2－2. 本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的效果と社会的効果の面から、具体的に ご記入ください。

経済的效果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3. 本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的に ご記入ください。

--

Q 4. 本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的に ご記入ください。

--

Q 5. 本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的に ご記入ください。

--

Q 6. 本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7. 本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8. 本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1は以上です。質問票 2へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	1 2 1 9
特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
特例措置の内容	保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両が、港湾内の道路において、貨物の運搬を行う場合、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、保安基準を適用しないことにより、走行が可能となる。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1 ～ Q 8 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 9 に進んでください。Q 9 ～ Q 1 6 については **特区実施事業者**からご意見を聴取の上、地方公共団体でご記入ください。

Q 9 <特区実施事業者 への質問>

貴事業所において、車両の寸法、重量又は走行性能に関して本特例措置を適用した車両の走行実績はありますか。

1. ある 2. ない

次の Q 1 0 にお進みください。

Q 1 0 を一つ飛ばし、Q 1 1 にお進みください。

⇒ 回答欄 9

Q 1 0 <Q 9 で「2. ない」と回答した 特区実施事業者 への質問>

本特例措置を活用していない理由及び本特例措置の内容や要件等に対するご要望があれば併せてご記入ください。また、本特例措置を活用する予定の有無についても併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 0

Q 9 で「2. ない」と回答した地方公共団体への質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

Q 1 1 <特区実施事業者 への質問>

車両の寸法、重量又は走行性能に関して本特例措置を適用した車両の走行経路箇所を、地図を用いて具体的にお示しください。

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 2 <特区実施事業者 への質問>

車両の寸法、重量又は走行性能に関する本特例措置の適用により、1 回で運べる貨物の数量（個数や重量）はどの程度増加しましたか。貨物の種類ごとの最大輸送個数や重量を従前と比較してそれぞれご記入ください。なお、その貨物が本特例措置の適用により新たに輸送可能となった貨物の場合は、その旨をご記入ください。

(例) 最大輸送個数 貨物 A **個→**個
最大輸送重量 貨物 A **t→**t

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <特区実施事業者 への質問>

車両の寸法、重量又は走行性能に関する本特例措置の適用を受けた車両による輸送の通算回数及び頻度を、従前（本特例措置を適用しない車両による輸送）と比較してご記入ください。

(例) 輸送回数 通算**回 (**回／年) →通算**回 (**回／年)

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 <特区実施事業者 への質問>

車両の寸法、重量又は走行性能に関する本特例措置による輸送コスト低減効果について、①輸送コスト削減額（通算及び年平均）、②輸送コスト削減率（％）、③貨物 1 個（あるいは 1 kg）の輸送にかかるコストの従来比等により定量的に把握してご記入ください。また、④削減された輸送コストの費目についても可能な範囲でご記入ください。

(例) ①輸送コスト削減額 ****円（年平均 ****円）
②輸送コスト削減率 **％
③輸送コスト(円/1 個) ****円→****円
輸送コスト(円/1Kg) ****円→****円
④削減されたコスト 燃料費、人件費（ドライバー、荷積み・荷卸し作業員）等

※他に低減効果がわかる指標があれば適宜ご記入ください。

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5 <特区実施事業者 への質問>

車両の寸法、重量又は走行性能の規制が緩和されたことによるCO₂排出量の低減効果について、①CO₂排出量の削減量（t）、②総排出量に対するCO₂排出量の削減率（%）をご記入ください。また、CO₂排出量の削減により得られた効果があれば併せてご記入ください。

（例） ①CO₂排出量の削減量 **t（**t／年）

②CO₂排出量の削減率 **%

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <特区実施事業者 への質問>

輸送コスト及びCO₂排出量の削減のほか、車両の寸法、重量又は走行性能の規制が緩和されたことによる効果があれば具体的にご記入ください。また、これらの効果が事業へ与えた影響があれば、その内容を具体的にご記入ください。

（例）・これまで輸送することができなかった貨物Aの輸送が可能となった
・本特例措置の効果を踏まえ、特区内における事業規模を拡大した 等

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <地方公共団体への質問>

本特例措置の適用が貴港湾の競争力向上に寄与しましたか。いずれかあてはまるものを選んでください。また、その内容を具体的にご記入ください。

1 寄与した （記入例）港湾で取扱う貨物量が増加した。

2 寄与しない （記入例）特に寄与したとは思わない。

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 8 <地方公共団体への質問>

本特例措置の適用が貴港湾内における他の交通に何らかの影響を及ぼしましたか。いずれかあてはまるものを選んでください。また、その内容を具体的にご記入ください。

1 影響があった （記入例）交通事故の危険性が増した。

2 影響はなかった （記入例）特に影響はなかった。

⇒ 回答欄 1 8

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	国土交通省
2. 特例措置番号	1219
3. 特定事業の名称	特殊な大型車両による港湾物流効率化事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	特殊な大型輸送用車両が通行することにより生じる道路への影響及び他の交通に与える影響について調査を実施 1. 自動車の運行管理状況の確認 ・運行実績 ・通行する道路が他の交通と分離され、道路を遮断する状況 ・運行状況及び交通事故（危険な状況に陥ったケースを含む）の有無について調査 2. 道路への影響の確認 ・道路構造の損傷の確認 ・道路構造の維持管理の確認
② 調査方法	1. 運送事業者に対して運行実績、運行状況及び交通事故発生の有無等について書面による調査を実施 2. 当該地区港湾管理者等に対して道路構造の損傷、維持管理等の状況について書面及びヒアリングによる調査を実施
③ 調査対象	・運送事業者 ・当該地区港湾管理者等
④ 実施スケジュール	・調査票の配布 令和3年11月 ・調査票の回収 令和4年1月 ・調査結果とりまとめ 令和4年1月

5. 担当連絡先

① 所属	国土交通省自動車局／港湾局
② 役職	係員／係長
③ 氏名	木内 健太／小野田 武
④ TEL	03-5253-8590／03-5253-8673
⑤ FAX	03-5253-1639／03-5253-1651
⑥ メールアドレス	kiuchi-k557b@mlit.go.jp ／ onoda-t852a@mlit.go.jp

様式 運行実績票（調査期間 平成20年9月～令和3年12月）

事業名:特殊な大型用車両による港湾物流効率化事業

(重量単位:kg)

番号	走行年月日	運行時間	往復 回数	自動車登録番号	積載物貨物名	積載物重量	事故等の有無(注) (ヒヤリハットを含む)	道路遮断による影響 の有無(注)	道路への影響の有無(注)
1		～							
2		～							
3		～							
4		～							
5		～							
6		～							
7		～							
8		～							
9		～							
10		～							
11		～							
12		～							
13		～							
14		～							
15		～							
16		～							
17		～							
18		～							
19		～							
20		～							

(注)「有」の場合は、詳細資料を添付して下さい。

※適宜、行を追加して下さい。

4. 弊害の発生に関する調査

調査内容 道路構造の損傷等の発生状況 〇〇〇 〇〇部〇〇課 調査票記入者:〇〇〇〇 連絡先: TEL ***-***-**** FAX ***-***-**** MAIL ***@***.***.***	①道路構造の損傷 有:□、無:□ (有の場合は、その状況が解る資料について添付下さい。) ② ①で有と回答した場合 (約 〇〇〇回/月 等具体的な数値でお答え下さい) 回答:(記載事例) 特殊車両による走行台数が1日当たり〇〇台と多く、…………… ……………〇〇について頻繁に路面が損傷しており(別添資料に示すとおり)、…… ③ ①で無と回答した場合 (道路構造の損傷が発生していない理由について、可能な範囲でお答え下さい) 回答:(記載事例) 特殊車両が走行することに伴い、原因者である、新日鐵との協議の上、〇〇〇〇しているところ。(別添資料参照) その〇〇〇〇に基づき、道路構造について、〇〇〇〇しており…………… ④舗装の構造について (特区実施前と実施後での構造に変化が有る場合は、構造の違いが分かる資料を添付下さい) 変更有:□、変更無:□ (実施者:〇〇〇〇) ←(変更有を選択した場合のみお答え下さい) ⑤道路構造の維持管理 有:□、無:□ (有の場合は、その状況が解る資料について添付下さい。) ⑥ ⑤で有と回答した場合 (約〇回/〇月 等具体的な数値でお答え下さい) 回答:記載事例) 特殊車両による走行台数が1日当たり〇〇台と多く、…………… ……………〇〇について頻繁に路面が頻繁に損傷しており、別紙資料に示すとおり、…………… ⑦ ⑤で無と回答した場合 (道路構造の維持管理が発生していない理由について、可能な範囲でお答え下さい) 回答:記載事例) 特殊車両が走行することに伴い、原因者である□□(運送事業者)と協議の上、〇〇〇〇しているところ。(別添資料参照) その〇〇〇(□協定書)に基づき、道路構造の維持管理については、〇〇〇〇しており、…………… ⑧道路構造の損傷等の調査 (損傷等調査を実施してありましたら、具体的な数値を用いてお答え下さい) 調査項目 実 施 者: 〇〇〇〇 頻 度: 〇回/月 又は〇回/運行 毎に、特殊車両が走行する路面の調査を実施している。 内容・方法: 〇〇〇を用いて〇〇〇の部分で〇〇〇等している。(調査方法(例:目視)について具体的にお答え下さい) 補修頻度: 現在、特殊車両の運行が、〇回/月(又は〇回/運行)と、〇〇〇であるため、〇〇〇している。 補修基準: 〇〇〇を超えた場合に実施する。(基準:別添資料) 補修内容: 〇〇〇の補修を実施。(これまでに補修実績のある場合は、その内容が分かる資料を添付してください。) ⑨特区実施に当たっての協議内容等の遵守について (取り交わしている協議内容の遵守状況をお答え下さい) ■ 〇〇〇〇に関する協定 第〇条 〇〇〇〇については、△△により実施されているところであり、□□□している。 第〇条 〇〇〇〇については、△△により実施されているところであり、□□□している。 ■ △△△に関する協定 第〇条 〇〇〇〇については、△△により実施されているところであり、□□□している。 第〇条 〇〇〇〇については、△△により実施されているところであり、□□□している。 ⑩特殊車両通行による弊害について (これまでの運行実績より弊害の有無、内容等をお答え下さい) 特殊車両による走行台数が1日当たり〇〇台と多く、……………、特区実施時間帯によっては、周辺道路の利用に… 地域住民や周辺道路利用者、運送事業者等より、……………について……………等の苦情が出てきている。 ⑪ その他 (上記以外で特段の事項が御座いましたら具体的にお答え下さい。)
---	--

(別添)

□ 特殊な大型車両による港湾物流効率化事業における障害の発生に関する調査

(記入者 所属・氏名 :)

※ 該当する番号に○を付すとともに、理由等具体的に記述をして下さい。

※ 欄が足りない場合には、別紙等によりご対応下さい。

Q 1 これまでに運行実績がありますか。

- ① ある → Q 2 へ
- ② ない → Q 4 へ

Q 2 運行状況についてご回答下さい。

Q 2 - 1 これまでの運行実績をご回答下さい。(運行実績表(様式)も提出願います。)

- ① 運行は不定期であり、年間で数日の通行である。→ Q 2 - 2 へ
- ② 運行は定期であるが、年間で数日の通行である。→ Q 2 - 2 へ
- ③ 運行は定期であり、頻繁に通行している。 → Q 3 へ

Q 2 - 2 運行実績が少ない理由をご回答下さい。 → Q 3 へ

--

Q 3 交通の状況等についてご回答下さい。

Q 3 - 1 交通事故（ヒヤリハットを含む。）やその他の交通に与える影響の有無についてご回答ください。

交通事故（ヒヤリハットを含む）が有る場合は、その詳細を記述して下さい。

--

Q 3 - 2 交通安全の確保など他の交通に配慮している点について、具体的に記述して下さい。

例）現地における注意喚起、運行計画等へ安全確保に関する確認事項を記載、
荷物の固縛についての確認マニュアルの作成など

--

→Q 4 - 2 へ

Q 4 今後の運行計画等についてご回答下さい。

＜Q 1で②を選択＞

Q 4－1 運行実績がない場合、その理由を記述して下さい。

Q 4－2 今後（将来）の計画（導入予定の車両を含む。）を具体的に記述して下さい。

ご協力ありがとうございました。

番号	1219
特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
措置区分	告示・通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日自技第193号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55条に基づき、以下の場合に限り、地方運輸局長の認定により基準の緩和を認めている。 ①長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両については、保安基準第55条第1項に規定する告示に基づき、寸法、重量等の基準の緩和を認めている。(ただし、保安基準第8条第1項に基づく車両の走行性能に係る基準については、緩和は認められていない。) ②分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量(保安基準第4条、上限36t)及び軸重(保安基準第4条の2)の緩和を認めている。
特例措置の内容	港湾施設である道路(港湾法第2条第5項及び第6項に規定する道路をいう。以下単に「道路」という。)において、貨物の流通の効率化を図る観点から保安基準に適合しない専用架台輸送用大型車両等特殊な車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行おうとする場合、以下の要件を満たしていると地方公共団体が認めて、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じるおそれがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。 1. 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(※1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこととする。 (※1)道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。 (ア)事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。 (イ)必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。 2. 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断(※2)されること。 (※2)具体的な遮断方法としては、物理的な遮断機等による遮断のほか、保安員による遮断等でもよい。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実施主体が地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。

1 2 1 9 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業

1. 特例を設ける趣旨

港湾施設である道路において、輸送の効率化を図るため、保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう車両の寸法及び重量等保安基準に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

港湾施設である道路において、道路運送車両の保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行う場合、以下の要件を満たせば、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じる恐れがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができるようにするものです。

- ① 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(※1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこと。

(※) 道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。

(ア) 事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。

(イ) 必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。

- ② 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断されること。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「道路の構造等の施設の安全性を確認すること」としては、例えば、道路の舗装、道路の幅員、道路にある埋設物、道路の構造耐力などがあります。
- ・ 「必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議する」とは、例えば、当該特例措置の緩和を受けた車両が通行する道路の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して、港湾管理者、特区計画を作成する地方公共団体及び実施主体が協議し、協定を結ぶことが想定されます。
- ・ 「道路が遮断される」としての具体的な遮断方法としては、物理的な遮

断機等による遮断の他、保安員による遮断等の方法をいいます。

- ・ 「地方運輸局長が車両ごとに指定した項目」としては、特区の基準緩和申請の認定により指定することになります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区申請に当たり、通行する道路が他の交通と分離され、道路が遮断され
るとして、港湾管理者、当該区域を所管する警察署及び地方運輸局等の関係
機関と調整した年月日及びその方法の記載が必要です。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	千葉県	千葉県、木更津市	木更津港湾物流効率化特区	木更津市の区域の一部（木更津港木更津南部地区公共埠頭周辺地域）	木更津港は京葉工業地帯の一翼を担う港で、大型船の接岸可能な公共岸壁（－12m）も整備されている。周辺に立地する鉄鋼関連企業は、近年、中国を中心に輸出が好調で、企業内の専用埠頭では出荷能力に余裕がない状況にある。しかし、これまで陸上輸送の規制から大型公共岸壁の能力を十分活かすことができなかった。このため、工場から公共岸壁に至る間において特殊な大型車両（最大積載量約140トン）を利用した効率的な貨物の輸送を可能とすることで、公共埠頭の一層の利用促進と企業の物流コスト削減を実現し、立地企業の競争力の強化と産業の活性化を図り、市の基本方向の1つでもある「活力あふれる産業づくり」の実現を目指す。	1219	・特殊な大型車両による港湾物流効率化事業	第10回 平成18年3月31日認定
2	福岡県	北九州市	北九州港湾物流効率化特区	北九州市の区域のうち、戸畑区の区域の一部（北九州港戸畑地区公共埠頭周辺地域）	北九州港戸畑地区の新日鐵住金株八幡製鐵所は、年間3百万トンの鉄鋼製品を所内専用岸壁で船積みし、国内外へ海上輸送しているが、出荷量増加に伴う「専用岸壁の出荷能力不足」、小倉工場高炉休止計画に伴う「同工場への素材鉄供給」及び製品の多品種小ロット化に伴う「コンテナ出荷拡大への対応」が課題となっている。 本特例措置により、戸畑工場と戸畑公共埠頭間において、特殊大型車両の通行を可能とし、戸畑公共埠頭を活用して、国内・小倉工場向け出荷能力を確保する。また同地区にコンテナ出荷用倉庫を建設し、ひびきコンテナターミナルを活用した輸出ルートを拡充する。これらにより、地域産業の活性化や雇用の確保を図る。	1219	・特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	第47回 平成31年3月20日

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容
平成20年度 (H21.1.29)	ニーズ調査の結果を踏まえ、予定していた評価を行わないこととした。

H31.3.20に本特例を活用した構造改革特別区域計画について2件目の認定がなされた
(福岡県北九州市：北九州港湾物流効率化特区) ため、改めて評価時期を検討

評価時期の検討に関する関係省庁からの回答

当該区域計画における特殊車両の運行開始は令和2年7月頃を予定しており、評価にあたっては、実際の運行による周辺交通状況への影響など、本特例の効果や弊害は、一定程度の事業期間を設けた上で評価すべき。このため、当初の評価は事業開始後、1事業年度を確保できる令和3年度において実施することとしたい。

評価・調査委員会における意見	評価時期
構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置 の評価時期に係る意見 (令和元年9月6日)	令和3年度

特殊な大型輸送車両による港湾物流効率化事業(1219)

特定事業の設置経緯

提案者のこれまで(提案者:千葉県、木更津市(新日鐵(株)君津製鐵所))

- 自動車の構造については、道路運送車両の保安基準において、その基準が定められているが、地方運輸局長の認定によって、分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量及び軸重の基準の緩和を認めている(車両総重量については36トンまで緩和)。

構造改革特区

特例措置の概要

- 港湾施設である道路において、保安基準に適合しない特殊大型車両で貨物の運搬を行おうとする場合、特区計画を作成する地方公共団体または実施主体が、その責任において港湾道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること等が、地方公共団体により認められた場合は、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両毎に指定した項目について、緩和を受けることができるようになった。

特定事業の実施

特定事業の実施状況

- 本特例を適用した特区計画の認定件数は、提案者である新日本製鐵(株)君津製鐵所が関連している1件(千葉県、木更津市【木更津港湾物流効率化特区】)のみである。
- 実施主体の1つの日鐵物流君津(株)は、平成18年8月本特例に基づき特殊大型車両の保安基準の緩和を申請し、関東運輸局から緩和の認定を受けた。また、同年9月同社は車両検査を実施し、ナンバープレートを取得している。
- 要件・手続等について、過剰又は煩雑であるとする意見はみられなかった。
- 現在、本特例措置を活用し、公共埠頭への製品輸送を実施している。

特例措置の更なる実施の可能性

その他ニーズの状況

主な意見など

行政評価局による調査の概要

- 全都道府県の特区窓口、及び、保安基準に適合しない特殊大型車両を保有し、港湾に近接した事業所で製品を製造している鉄鋼関係の事業者・港湾管理者に調査したが、活用予定はなかった。

事業所の敷地に隣接して専用埠頭を有しており、本特例措置は不要である。
(5事業所)

事業所の敷地から公共埠頭までは、県道を横断しなければ輸送できない位置関係にあり、本特例措置の対象とならない。
(6事業所)

今後の実施増加の見込み

今後の実施の可能性は小さい

- ① 自社の専用埠頭の利用により対応できている場合は、敷地が隣接しているため港湾道路を通行する必要がないこと。
- ② 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路を通行しなければならない、本特例措置の適用条件に合致しないことなどから、本特例措置活用は見込めない。

特例措置番号1228の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 評価調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・ 2
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・ 14
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表・・・・ 19
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・ 20
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・ 27
- ⑦ 参考：平成30年度の評価意見・・・・・・ 28
- ⑧ 参考：評価・調査委員による調査結果（平成30年度実施分）・・・・ 29
- ⑨ 参考：関係府省庁による調査結果（平成30年度実施分）・・・・ 37

民間事業者による公社管理道路運営事業（特例措置番号1228） （平成27年8月措置）

＜これまで＞

道路整備特別措置法に基づく有料道路制度は、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てることとしているが、公社管理有料道路における料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

- 道路整備特別措置法 第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第17条、第22条第1項、第23条第2項

＜取り巻く環境の変化＞

民間事業者による公社管理道路の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供すること等により、地域の活性化を図ることが求められている。

公共施設等運営権を有する民間事業者に通行料金徴収権限を付与する等、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とする。

＜主な要件＞

- 公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
- 公社管理道路の近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携して公社管理道路の運営等を実施すること。
- 公社管理道路運営権者は公社と公共施設等運営権実施契約を締結すること。
- 公社管理道路運営権者が徴収する利用料金は、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で定めること。
- 公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営権の設定の対価を徴収すること。

認定計画数：1件【国家戦略特区で活用】（令和3年3月末現在）



◎実際の取組事例

～愛知県 国家戦略特別区域～
（平成27年9月区域計画認定）

愛知県道路公社が保有する公社管理道路8路線について、平成28年10月から「愛知道路コンセッション株式会社」に運営権を譲渡。

PAにおける利便性向上の取組（地域産品PRイベント開催、リニューアル工事）や、沿線開発による地域活性化により、利用者の拡大を図る。

調査計画案の概要

特例措置番号	1 2 2 8
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H30

1. 過去の評価結果の概要

評価・調査委員会による調査では、当該特例措置を活用した公社管理道路の民間事業者運営について適正な事業実施がなされていることが確認されている。

関係府省庁としては、当該特例の活用事例は1件のみであり、かつ、現時点では事業開始からわずか2年が経過した段階であることから、事業の活用状況等について判断する段階には至っていない。従って、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは時期尚早と考えているとのことであった。

地域活性化部会の審議においては、大規模災害や景気変動等の事業への影響については事例がないものの契約や監査が適正であれば問題はないと考えられ、一般的に民間事業者の手法を活用することによる事業の合理化は見込まれるものであり、関係府省庁はこの取組を促進すべきであるとの意見があった。

上記を踏まえ、関係府省庁は、現在認定されている特区における新たな効果・弊害の発生について引き続き情報収集するとともに、他の公社管理道路での民間事業者による運営が進むよう情報提供・周知・助言を行う。また、大規模災害や景気変動等が起きた場合にも事業の円滑な運営がなされるかどうかについても検証を行う。関係府省庁はこれらの取組状況を2021年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその報告に基づき改めて評価を行うこととした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

特になし

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績（対象道路の通行台数、運営権者から公社への運営権対価等）、本特例措置の活用による経済・社会的効果（道路利用の増加、利用者の利便性向上、周辺地域の活性化等）の発現を確認する。
- 本特例措置の活用により弊害（不適切な道路等設備の保全、利用者とのトラブル等）が生じていないかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

H30年度の評価に係る審議を踏まえ、下記の事項を追加。

- 地方道路公社と道路運営権者が事前に取り決めた内容以外の事象の発生、調整方法・調整結果等。
- 災害や景気変動等により事業収益が減少した場合における地方道路公社との調整方法。
- 本特例措置の活用に関する他の自治体等からの問い合わせ、視察等の対応状況。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、質問票 1と質問票 2により構成されています。
- ・ 質問票 1は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ 質問票 2は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

回答票 1

回答者情報	
市町村名	
担当部署	
担当者名（フリガナ）	
電話番号	
メールアドレス	

Q 1－1. 本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる		
3. 予定より遅れている		

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1へ

Q 1－2. 予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的に記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

本特定事業における要件・手続きに関する事項
本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
現場での事業運営上の事項
その他の事項

Q 2－1. 本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について 具体的に ご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している 2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している 3. 発現していない 4. わからない	⇒	回答欄
発現している効果の内容・理由／効果が発現していない理由／効果が発現しているかわからない理由		

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3へ

Q 2－2. 本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的效果と社会的効果の面から、具体的に ご記入ください。

経済的效果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3. 本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的に ご記入ください。

--

Q 4. 本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的に ご記入ください。

--

Q 5. 本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的に ご記入ください。

--

Q 6. 本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7. 本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8. 本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1は以上です。質問票 2へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置別の質問項目）

特例措置番号	1 2 2 8
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
特例措置の内容	地方道路公社が PFI 法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。

Q 9 ～ 1 6 は、特区認定を受けた＜地方公共団体＞

Q 1 7 ～ 2 4 は、運営権を移管した＜道路公社＞

Q 2 5 ～ 3 2 は、本特定事業を実施している＜運営権者＞

への質問です。

Q 9 <地方公共団体への質問>

本特定事業の平成 29 年度から令和 2 年度までの各年度における実績・成果を記入願います。

- ・ 運営権対価（目標、目標の根拠、実績）
- ・ 通行台数（同上）
- ・ 維持管理・運營業務の要求水準が達成されたか
- ・ 利便施設等運營業務の要求水準が達成されたか

⇒回答欄 9

Q 10 <地方公共団体への質問>

本特定事業により、地域経済に好影響がありましたか。具体的にご記入下さい。

⇒回答欄 10

Q 11 <地方公共団体への質問>

本特定事業により、対象道路の交通状況はどのように変わりましたか。具体的にご記入下さい。

⇒回答欄 11

Q 12 <地方公共団体への質問>

本特定事業により、対象道路の周辺地域は活性化されましたか。具体的にご記入下さい。

⇒回答欄 12

Q 13 <地方公共団体への質問>

仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご記入ください。

- ・ 貴地域以外で実施しても質問票 1 の Q 2 及び本票 Q 1 ～ 4 で回答された効果・問題等が発生するか
- ・ 貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか

⇒回答欄 13

Q 14 <地方公共団体への質問>

本特定事業の活用に関し、他の自治体、道路管理公社等から実施状況の問い合わせ、ヒアリングや視察の依頼等ありましたか。ある場合、当該内容の概要

についてご教示ください。

⇒回答欄 1 4

Q 1 5 < 地方公共団体への質問>

本特定事業の実施により、不適切な道路等設備の保全等、弊害は生じていませんか。

⇒回答欄 1 5

Q 1 6 < 地方公共団体への質問>

本特定事業に関して、道路利用者、周辺住民や事業の関係者（公社・運営権者を除く）から意見が寄せられていましたらご記入下さい。（所属・氏名非公表）

⇒回答欄 1 6

Q 1 7 < 道路公社への質問>

本特定事業により、貴公社の財政に好影響がありましたか。具体的にご記入下さい。

⇒回答欄 1 7

Q 1 8 < 道路公社への質問>

運営権の譲渡により、道路管理の質や効率性がどのように向上しましたか。具体的にご記入ください。

⇒回答欄 1 8

Q 1 9 < 道路公社への質問>

運営権の譲渡により、Q 9 及び Q 1 0 の回答以外に貴公社の事業全般に好影響がありましたか。具体的にご記入ください。

⇒回答欄 1 9

Q 2 0 < 道路公社への質問>

運営権の譲渡により生じている又は懸念される問題点がありますか。具体的にご記入ください。

⇒回答欄 2 0

Q 2 1 < 道路公社への質問>

仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、Q 9 ～ 1 2 で回答された効果や問題等が同様に発生すると考えられ

ますか。また、それ以外の効果等が発生すると考えられますか。ご自由にご記入ください。

⇒回答欄 2 1

Q 2 2 <道路公社への質問>

道路運営権者と事前に取り決めた内容以外の事象が発生し、調整等を行ったものがありますか。ある場合は、具体的な事象の内容、調整方法、調整結果、調整が難しかった点についてご記入下さい。

⇒回答欄 2 2

Q 2 3 <道路公社への質問>

需要変動の他に、災害や景気変動等、事業の計画として減収となる期間が想定された場合、運営権者との費用負担についてはどのように調整することとしていますか。また、その費用負担が貴公社の事業に及ぼす影響の有無について、ご教示ください。

⇒回答欄 2 3

Q 2 4 <道路公社への質問>

本特例事業に関して、道路利用者、周辺住民や事業の関係者（運営権者を除く）から意見が寄せられていましたらご記入下さい。（所属・氏名非公表）

⇒回答欄 2 4

Q 2 5 <運営権者への質問>

本特定事業により、貴社の財政に好影響がありましたか。具体的にご記入下さい。

⇒回答欄 2 5

Q 2 6 <運営権者への質問>

運営権取得後、道路管理業務について改善を図った点はどのようなところですか。また、その効果はどのように現れていますか。具体的にご記入ください。

⇒回答欄 2 6

Q 2 7 <運営権者への質問>

運営権取得後、P A 等のサービス業務について改善を図った点はどのようなところですか。また、その効果はどのように表れていますか。具体的にご記入ください。

⇒回答欄 2 7

Q 2 8 <運営権者への質問>

地方道路公社と事前に取り決めた内容以外の事象が発生し、調整等を行ったものがありますか。ある場合は、具体的な事象の内容、調整方法、調整結果、調整が難しかった点についてご記入下さい。

⇒回答欄 2 8

Q 2 9 <運営権者への質問>

需要変動の他に、災害や景気変動等、事業の計画として減収となる期間が想定された場合、地方道路公社との費用負担についてはどのように調整することとしていますか。また、その費用負担が貴社の事業に及ぼす影響の有無について、ご教示ください。

⇒回答欄 2 9

Q 3 0 <運営権者への質問>

運営において生じている又は懸念される問題点がありますか。具体的にご記入ください。

⇒回答欄 3 0

Q 3 1 <運営権者への質問>

仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、Q 1 7～2 2 で回答された効果や問題等が同様に発生すると考えられますか。また、それ以外の効果等が発生すると考えられますか。ご自由にご記入ください。

⇒回答欄 3 1

Q 3 2 <運営権者への質問>

道路利用者や周辺住民から本事業に関して意見が寄せられていましたらご記入下さい。（所属・氏名非公表）

⇒回答欄 3 2

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	国土交通省
2. 特例措置番号	1228
3. 特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	現在コンセッションを行っている道路管理者である愛知県道路公社に対し、運営権者が道路の維持管理等を行ったことによる影響及び今後の見込みについて調査を実施。 1. 運営権対価の支払いによる償還が予定通りか。今後の償還見込み。 2. 愛知県道路公社運営時と運営権者運営時（コロナの影響を受ける以前を含む）の通行台数及び料金収入を比較。今後の見通し。 3. 維持管理・運営状況について愛知県道路公社の要求水準の達成状況及び是正措置等を講じた案件がある場合は具体的な内容。現在提示している維持管理における要求水準以外で今後運営権者と協議が必要な案件。 4. 運営権者がコンセッションを行うにあたり運営権者の創意工夫等で成果があったか。 5. 運営権者が交通の円滑化に資する取り組みを行っているか。ある場合は具体的な内容。 6. 運営権者の運営により、地域活性化に資する取り組みはあるか。ある場合その具体的な内容。 7. コンセッションが影響して利用者からの苦情等があったか。ある場合はその具体的な内容。 8. 愛知県道路公社及び運営権者において、コンセッション導入により課題が生じているか。いる場合はその具体的な内容。
② 調査方法	愛知県道路公社に対しアンケート調査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。
③ 調査対象	愛知県道路公社
④ 実施スケジュール	調査票の配布 令和3年 11 月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 ※必要に応じ、ヒアリングを実施。

5. 担当連絡先

①	所属	国土交通省道路局高速道路課
②	役職	係長
③	氏名	三井 直樹
④	TEL	03-5253-8499
⑤	FAX	03-5253-1619
⑥	メールアドレス	mitsui-n23g@mlit.go.jp

【記載要領】

①	調査内容	※どのような弊害を想定し、何を明らかにするための調査かを記入してください。具体的には以下のとおり。 ・特定事業の実施状況について ・特定事業を実施できていない原因について ・規制の特例措置の実施に支障がないかについて
②	調査方法	※原則書面の送付による調査とします(電子メールを含む)。 ※書面調査を行った上で、ヒアリング、現地調査等、必要に応じて追加的に行う調査方法があれば記入してください。
③	調査対象	※調査の対象となる全ての主体を具体的に記入してください。 (認定地方公共団体、事業者の他、利用者等にも調査を行う場合等、全ての対象を記入願います。)
④	実施スケジュール	※特段の事情がない限り、実施スケジュールは以下のとおりお願いします。 調査票の配布 令和3年 11 月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 なお、ヒアリング・現地調査を行う場合も、令和4年1月中にとりまとめを終えるようにしてください。

(別添)

□ 民間事業者による公社管理道路運営事業に関する調査

(記入者 所属・氏名 :)

※ 欄が足りない場合には、別紙等によりご対応下さい。

※ 回答対応者が複数いる場合には、別紙等によりご対応下さい。

Q 1 運営権対価

運営権者による運営権対価の支払いにより、予定通りの償還を行っていますか。また、今後の償還の見通しについても教えてください。

--

Q 2 路線別通行台数及び料金収入

以下の期間における路線別の通行台数及び料金収入を記述願います。

- 平成27年4月～平成28年3月までの実績値、計画値について（公社運営時）
- 令和2年4月～令和3年3月までの実績値、計画値及び今後の見通しについて（ARC運営時）
- 平成30年4月～令和元年3月までの実績値、計画値について（ARC運営時、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前）

--

(次ページへ続く)

Q 3 現在までの要求水準書の達成状況を教えてください。要求水準に達していないものがある場合は、具体的な内容、是正措置の有無及び是正方法を教えてください。要求水準に達している場合でも、指示事項案件や再発防止を講じるよう要請した案件がある場合には、具体的な内容を教えてください。また、今後運営を行うにあたり、運営権者と協議が必要な案件等がありますでしょうか。ある場合は具体的な内容及び対応方針を教えてください。

Q 4 運営権者のノウハウや創意工夫により、業務効率化につながる等、どのような成果がありましたか。ある場合は具体的な内容を教えてください。

Q 5 運営権者の改築事業等で交通の円滑化に資するような取り組みを行っておりますか。ある場合は具体的な内容を教えてください。

(次ページへ続く)

Q 6 運営権者の運営により、地域活性化に資する取り組みはされておりますか。されている場合はその具体的な内容と成果を教えてください。（雇用の創出・地域住民の参加等）

Q 7 利用者から、コンセッションに関する意見（苦情等）はありましたか。ある場合は、その具体的な内容を教えてください。

Q 8 愛知県道路公社及び運営権者において、コンセッション導入によって課題（事務手続きの増加、責任分担の把握等）は生じていますか。生じている場合はその具体的な内容を教えて下さい。

ご協力ありがとうございました。

番号	1228
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第17条、第22条第1項、第23条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとされており、公社管理道路において料金を収受できる主体は、地方道路公社に限定されている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）であって、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。 2. 地方道路公社は、公社管理道路運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、認定公社管理道路運営事業に係る実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第10項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」を定めるものとする。 3. 公社管理道路運営権者は、公社管理道路運営事業を開始する前に、実施方針に従い、地方道路公社と、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」をその内容に含む認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約（民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）を締結しなければならない。 4. 公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により利用料金を収受する場合における利用料金は、実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第5項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとする。 5. 特定道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法の規定の適用について、必要な技術的読替えを行う。
同意の要件	民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	1. 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により収受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2. 国土交通大臣は、上記1の利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第23条第1項（第5号に係る部分に限る。）に定める基準等に適合するものであると認める場合に限り、上記1の認可をすることができる。 3. 上記1の認可については、道路整備特別措置法第10条第6項及び第16条の規定を準用する。 4. 地方道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第10条第1項若しくは第4項、第11条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が上記1により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。 5. 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第23条第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公社の定款に定める方法で公告しなければならない。 6. 特定道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。 7. 特定道路公社は、上記6の対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。特定道路公社は、当該認可を受けようとするときは、上記1の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 8. 国土交通大臣は、上記6の対価の額が、特定道路公社が収受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、上記7の認可をすることができる。

1 2 2 8 民間事業者による公社管理道路運営事業

1. 特例を設ける趣旨

公社管理有料道路の通行者及び利用者（以下「利用者」という。）の利便の増進を図るため、地方道路公社（以下「公社」という。）が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）に基づくコンセッション方式を活用して民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設等の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することが、当該公社管理道路の利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該公社は、民間資金法第 19 条第 1 項の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとします。

公社管理道路運営権者が収受する利用料金は、民間資金法第 5 条第 1 項の規定に基づき公社が定める実施方針（以下「実施方針」という。）に従い、かつ、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

（１）公社管理道路運営事業に係る利用料金の収受（特例措置の内容 1）について

- ① 特例措置の適用に当たっては、公社管理道路運営事業の実施主体である民間事業者及び公社だけでなく、利用者も含めた 3 者にメリットがある枠組みを構築することが必要です。このため、特例措置を講ずる目的として「公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図る」ことを規定するとともに、特区計画や民間資金法に基づく手続きを通じて、「民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利

便の増進に支障を生じないことが確認されること」を同意の要件としています。

- ② 「公社管理道路」については、公社が道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第 14 条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第 15 条第 1 項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており、当該特例措置は、民間事業者が自らの判断により道路の新築又は改築を行うことを許容するものではありません。

- ③ 「その近傍に立地する商業施設その他の施設」とは、公社管理道路の近傍に立地する商業施設（サービスエリアやパーキングエリアを含む。）、レクリエーション施設、観光施設、物流施設、空港等をいいます。

「当該施設を運営する事業と連携して」については、

- ・ 民間事業者が公社管理道路の運営とあわせて、パーキングエリアの商業施設等も運営すること
- ・ 近傍の商業施設等の運営者と協議会を開催し、公社管理道路の利用の促進を図ること

など、連携の取組みを幅広く想定しており、民間の運営による公社管理道路の利用者へのサービスの向上の結果として、道路を通行してこれらの施設を利用する者が増加し、地域の活性化の実現につながることが期待されます。

（２）公社管理道路運営権者による供用約款の決定等（特例措置の内容 3）について

- ① 公社管理道路運営権者による公社管理道路運営事業の適正な実施については、民間資金法第 22 条第 1 項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）と、第 28 条の規定に基づく指示等、第 29 条の規定に基づく公共施設等運営権の取消し等を通じて、公社が公社管理道路運営権者を監督することによって担保することとなります。

「供用約款」とは、公社管理道路運営権者と利用者との民事上の契約関係を規律するものであり、公社管理道路運営権者は、実施契約を締結する場合には、

- ・ 供用約款の決定手続（例：公社に対する事前届出）

- ・ 供用約款の公表方法（例：事業場において公衆に見やすいように掲示）
- ・ 利用料金の公表方法（例：事業場において公衆に見やすいように掲示）

をその内容に含むものとし、公社は、当該契約に基づき、利用者保護の観点から適切な内容の供用約款が定められ、利用料金とあわせて公表されている旨を確認等することとなります。

（３）公社管理道路運営権者による利用料金の決定手続（特例措置の内容４、特例措置に伴い必要となる手続き１～５）について

- ① 当該特例措置は、民間事業者が、利用料金を自らの収入として収受して公社管理道路の運営を行い、民間の創意工夫により当該公社管理道路の利用者へのサービス向上を図るものであるため、公社管理道路運営権者は、公社が認可を受けて定めた上限の範囲内で、弾力的に利用料金を決定することができることとします。

その際、公社が定める利用料金の上限及びその徴収期間については、道路整備特別措置法に定める料金の額の基準のうち上限に係るもの及び料金の徴収期間の基準と同様の観点から、国土交通大臣が認可により確認することとするとともに、当該認可に当たって、本来道路管理者である地方公共団体の同意及びその議会の議決を必要とすることとしています。

- ② 公社が公社管理道路運営権を設定する際に現に許可を受けている料金の額及びその徴収期間については、上記の要件を満たすことが明らかであるため、公社が認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなすこととし、改めて認可手続きを経ることは要しないこととしています。
- ③ 公社管理道路運営権者は、公社が認可を受けて定めた上限の範囲内で、具体的に利用料金を定める場合には、民間資金法第 23 条第 2 項の規定に基づき、公社に利用料金の額を事前に届け出る必要があります。当該届出を受けた公社は、その内容を国土交通大臣及び本来道路管理者である地方公共団体に通知するとともに、公告しなければならないこととしています。公告の方法については、公社の定款に定める方法とし、具体的には、地方公共団体の公報への掲載等を想定しています。
- ④ 民間事業者の創意工夫による公社管理道路の運営の結果として、利用料金収入の増加や管理費用の縮減等により生じる収支差については、構

造改革特別区域法施行令第6条第1項第3号の規定に基づき、利用料金
の上限の設定時と著しく異ならない範囲において、実施契約等に一定の
ルールを設けて、効率的・効果的な事業運営を促すインセンティブとし
て民間事業者に付与することが可能です。

(4) 国土交通大臣による運営権対価の額の認可（特例措置の内容2、特例措
置に伴い必要となる手続き6～8）について

- ① 民間事業者が公社管理道路運営事業を実施する場合において、公社は、
利用者から徴収する料金収入に代わって、公社管理道路運営権者から徴
収する運営権対価収入により、当該公社管理道路の建設債務を償還する
こととなるため、公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営
権の設定の対価（以下「運営権対価」という。）を徴収しなければならない
こととするとともに、国土交通大臣が運営権対価の額を認可すること
により、公社による建設債務の確実な償還を担保することとするもので
す。

運営権対価の額の認可基準は、当該額が、公社が収受する当該公社管
理道路に係る占用料等の収入と併せて、公社が要する当該公社管理道路
の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を利用料金の徴収
期間の満了の日までに償うに足りる場合に限り、認可をすることができ
ることとします。

- ② 公社は、当該認可を受けようとするときは、利用料金の上限及びその
徴収期間の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載
した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならないこととします。
収支予算の明細については、公社管理道路ごと、年度ごとに、徴収する
運営権対価の額、運営権対価を分割払いとする場合の利息の額、一括払
いとする場合の運用益収入の額、占用料等の収入の額、公社と公社管理
道路運営権者がそれぞれ負担する管理費用の額等の内訳を明らかにして
作成するものとします。
- ③ 公社は、実施方針及び実施契約において、「運営権対価を徴収する旨及
びその金額」を定めることとし、当該契約に基づき確実に運営権対価を
徴収することとします。

(5) その他（特例措置の内容5等）

- ① 当該特例措置に基づき公社管理道路運営権者が収受する「利用料金」については、道路整備特別措置法における「料金」に係る規定はそのまま適用されないことから、必要な読替えを行った上で適用することとしています。

なお、利用料金を不法に免れた者から収受する割増金を含め、未収の利用料金については、公社管理道路運営権者が、民事上の手続きで請求することとなり、強制徴収の対象にはなりません。

- ② 道路整備特別措置法における「料金」以外の規定は、現行どおり適用されます。

一般的に、道路法による道路の管理における事実行為については、民間主体に事務委任することが可能であり、公社管理道路運営権者は、民間資金法に基づき、公社管理道路の運営等に当たって必要な事実行為を行うことが可能です。道路整備特別措置法第 17 条の規定に基づき公社が代行する道路管理権限のうち、

- ・ 公権力行使に該当する権限（例：占用許可 等）
- ・ 特別な管理の方法を定める権限（例：共用管理施設管理協議 等）
- ・ 他の行政機関等と関与する権限・手続（例：都道府県公安委員会の意見聴取・通知 等）

については、公社管理道路運営事業を実施する場合も引き続き公社が行使用することとなりますが、この場合であってもこれらの権限に係る事実行為（補助的事務、物理的行為等）を公社管理道路運営権者に委ねることは可能です。

また、公社管理道路運営事業を実施する場合であっても、公社管理道路の管理の最終的な責任を負う主体は引き続き公社であり、道路整備特別措置法第 46 条第 1 項、第 48 条第 1 項、地方道路公社法第 39 条等の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事は、公社に対し、監督等ができることとなっています。

- ③ 当該特例措置に関する国土交通大臣の権限は地方整備局長等に委任されているため、認可申請、通知等の必要な手続きは、地方整備局等に対して行っていただくこととなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

（１）特区計画（本体）

- ① 特区計画の認定申請は、公社の設立団体である地方公共団体が、単独又は共同で行うことができます。
- ② 「３ 構造改革特別区域の範囲」には、特例措置の対象とする公社管理道路及びその近傍の地域等を具体的に明示するとともに、「添付書類（１）区域の図面」において、当該公社管理道路及びその近傍に立地する商業施設等で公社管理道路運営事業との連携が想定されるものを記載してください。
- ③ 「４ 構造改革特別区域の特性」には、特例措置の対象とする公社管理道路の交通の状況、その近傍に立地する商業施設等の利用の状況など、当該地域において規制の特例措置を講じる必要性を記載してください。
- ④ 「７ 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」には、特例措置の適用により「公社管理道路の利用者の利便の増進」として期待される効果について、定量的な表現を用いて、定量的な指標の根拠や検証方法を明らかにして記載してください。

（２）特区計画（別紙）

- ① 「２ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」は、公社管理道路運営権を設定する公社及び公社管理道路運営事業を実施する民間事業者となります。

民間事業者については、特例措置の適用を受けて実施される民間資金法に基づく手続き（民間事業者の選定、実施契約の締結等）を通じて特定されることが想定されるため、「添付書類（２）特定主体の特定の状況」に、これまでの調整状況、特定する方法、今後の予定等をできる限り具体的に記載してください。

また、特区計画の作成に当たり、これら関係者から聴取した意見については、「添付書類（４）関係者の意見」に記載してください。

- ② 「５ 当該規制の特例措置の内容」には、
 - ・ 特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠（例：公社管理道路の交通の状況、公社管理道路の近傍に立地する商業施設等の利用の状況、当該商業施設等を運営する事業との連携として想定される内容及びその確認方法）
 - ・ 特例措置に伴い必要となる手続の実施方法
 - ・ 「同意の要件」で求められている弊害の防止措置の内容（例：公社管

理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことの確認方法)
など、特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。

- ③ 「添付書類（３）工程表」については、民間資金法に基づく手続き（実施方針の策定・公表、特定事業の選定、民間事業者の公募・選定、実施契約の締結、公社管理道路運営事業の開始等）に関するスケジュールが明らかになるように記述してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

国家戦略特別区域で活用している計画の一覧

番号	都道府県名	市町村名	実施主体	区域の範囲	内容	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	実施時期
1	愛知県	—	区域計画の認定後、愛知県道路公社から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づく公共施設等運営権を付与された民間事業者	名古屋市、半田市、碧南市、豊田市、常滑市、東海市、大府市、知立市、日進市、長久手市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の区域 (※上記の有料道路8路線が所在する市町の区域)	愛知県道路公社が管理する有料道路8路線※について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として収受させる等、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施する。 ※ 知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路	1228	・事業者による公社管理道路運営事業	平成 28 年度より実施

評価意見

①	別表 1 の番号	1 2 2 8
②	特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方道路公社が P F I 法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
⑤	評価	その他（２０２１年度に改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会による調査では、 ・ 民間事業者への運営権譲渡以降、通行台数や運営権対価等収入が増加するなどの効果がある。 ・ I T を活用した「デジタル維持管理システム」の導入による管理業務の効率化や、パーキングエリアの大規模リニューアルや各種企画の実施など、民間のノウハウを活用したサービス改善の取組により利用者・売上の増加につながっている。 ・ 契約時には想定していなかった事象が発生し、その費用分担について公社と運営権者とで協議が行われている。 ・ 当該特例を活用しているのが、供用延長や料金収入が全国でも上位の優良道路であり、特例の全国展開に当たっては各有料道路の経営状況などにより、得られる効果の程度に差が生じると考えられる。 との回答があった。 関係府省庁による調査では、 ・ 現在のところ、交通量・料金収入については概ね順調に推移している。 ・ 今後は、需要変動の他に物価変動や競合路線の影響により、計画上減収になる期間もあると見込まれており、減収分が公社負担となる可能性もあることから、現時点で正確な見通しは判断出来ない。 との回答があった。 また、関係府省庁としては、当該特例の活用事例は 1 件のみであり、かつ、現時点では事業開始からわずか 2 年が経過した段階であることから、事業の活用状況等について判断する段階には至っていない。従って、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは時期尚早と考えているとのことであった。 地域活性化部会の審議においては、大規模災害や景気変動等の事業への影響については事例がないものの契約や監査が適正であれば問題はないと考えられ、一般的に民間事業者の手法を活用することによる事業の合理化は見込まれるものであり、関係府省庁はこの取組を促進すべきであるとの意見があった。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、現在認定されている特区における新たな効果・弊害の発生について引き続き情報収集するとともに、他の公社管理道路での民間事業者による運営が進むよう情報提供・周知・助言を行う。また、大規模災害や景気変動等が起きた場合にも事業の円滑な運営がなされるかどうかについても検証を行う。関係府省庁はこれらの取組状況を 2 0 2 1 年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその報告に基づき改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

全ての規制の特例措置に共通の質問事項（地方公共団体の回答）

Q 1－1. 本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる		2
3. 予定より遅れている		

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2. 予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

本特定事業における要件・手続きに関する事項
本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
現場での事業運営上の事項
その他の事項

Q2-1. 本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している	⇒	回答欄
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している		1
3. 発現していない		
4. わからない		
発現している効果の内容・理由／効果が発現していない理由／効果が発現しているかわからない理由		
1) 効率的な事業運営の実現 PFI事業として競争性、透明性の高い運営権者選定を行った結果、維持費の削減、コンストラクション・マネジメント方式導入による原価透明性の確保、維持管理・運営業務と改築業務を同一の運営権者へ包括的に委ねることによる効率性の向上等、良質なサービスをより効率的に提供することのできる運営権者を選定することができた。今後、実施契約に基づいて公共施設等の管理者と運営権者が適切にリスク分担を図ることで、効率的な事業運営、確実な償還の実施が期待できる。 2) 低廉で良質な利用者サービスの提供 PFI事業として、公社のモニタリングによって公共性、安全性を確保しつつ、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用することにより、有料道路の利便性向上、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供が期待できる。 3) 長期、継続的な事業運営の実現 PFI事業として実施契約に基づき、約30年間の長期、継続的な事業運営を認めることにより、安定的かつ戦略的な道路運営が可能となり、道路利用者等のニーズの変化に応じた柔軟なサービスの提供が期待できるとともに、民間事業者に対する新たな事業機会の確保に繋がる。 ※上記のほか、運営権者が近傍に立地する商業施設その他の施設を運営する事業と連携して維持管理・運営業務を実施することにより、道路の利便の増進を図るとともに、沿線開発等による地域経済の活性化といった効果が期待できる。		

⇒ 「1.」「2.」を選択した場合 → Q2-2へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q3へ

Q2-2. 本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的效果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

経済的效果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
・平成29年度の通行台数は約5,423万台で、平成28年度に対して3.0%の増加となった。また、運営権対価（当該年度分）及び需要変動調整額も平成29年度分は約45.7億円で、目標値の6.3%プラスと順調に推移している。
社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）
・パーキングエリアにおいて、沿線自治体、地元企業・団体等と連携して地域製品のPRイベントを定期的に行っており、主催団体等と道路利用者の双方から好評を得ているほか、沿線施設等の利用増加など地域の賑わいにも寄与している。 ・一方、路線区域外の任意事業等がまだ始まっていないことなどもあり、コンセッション導入から2年しか経過していない現時点では、地域活性化につながっているか判断できる段階にない。

Q 3. 本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的に記入ください。

本特定事業を安定的に継続するため、モニタリング組織である会議体に県も参画しているところ。

民間が実施する地域活性化事業について、県庁内に部局横断的な連絡調整会議を設置し、事業化に向けた手続きが円滑に進むよう、県としてもしっかりと支援しているところ。

Q 4. 本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的に記入ください。

モニタリング組織である会議体を担当者レベルの連絡会議、事業責任者レベルの業務報告会、経営責任者レベルの協議会という複層的な構成とし、トップダウンやボトムアップで進める場合に、情報の伝達漏れを防ぐと共に、調整等をスムーズに進めるために、参加者は一部重複させている。

また、有識者からなる第三者委員会を設置し、中立的・専門的なアドバイス等を受けることが可能な体制を整備している。

Q 5. 本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的に記入ください。

Q 4 への回答に同じ。

Q 6. 本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的に記入ください。

愛知県道路公社が管理する有料道路は供用延長、料金収入ともに全国でも上位に位置する有料道路であり、それに伴うスケールメリットが考えられることと、各地域ごとに事前の調査・検討が必要であることから他地域でも同様の効果が発現するかどうかは分からない。また、本特定事業は長期のプロジェクトであり、コンセッション導入から2年しか経過していない現時点では今後の交通量・料金収入の変動による影響や、民間による地域活性化事業の実施状況が予見できないことから、特有の効果等について判断できる段階にない。

Q 7. 本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的に記入ください。

特になし。

Q 8. 本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

全国初の有料道路コンセッションであるため、適切な運営はもとより、地域活性化事業の効果が道路利用者や地域に一層広がり、この事業が成功モデルとなるように取り組んでいきたい。

また、約30年間にわたる長期のプロジェクトであるため、今後のコンセッションの動向をしっかりと見て参りたい。

規制の特例措置個別の質問事項（地方公共団体の回答）

Q 1. 本特定事業の平成 29 年度の実績・成果を記入願います。

運営権対価

目標	約 4,294 百万円	目標の根拠	実施契約書における当該年度年割額	実績	約 4,564 百万円
----	-------------	-------	------------------	----	-------------

通行台数

目標	約 52,355 千台	目標の根拠	公社が計画した交通量の 4%増	実績	約 54,228 千台
----	-------------	-------	-----------------	----	-------------

維持管理・運営業務の要求水準が達成されたか

運営事業者の責めに帰すべき重大なトラブル等はなく事業が行われた。

利便施設等運営業務の要求水準が達成されたか

運営事業者の責めに帰すべき重大なトラブル等はなく事業が行われた。

Q 2. 本特定事業により、貴団体の財政に好影響がありましたか。具体的にご記入下さい。

本特定事業の実施主体は道路公社であり、現時点で本県が収入を得られる等のスキームとなっていないため、影響の有無は判断できない。

Q 3. 本特定事業により、対象道路の交通状況はどのように変わりましたか。具体的にご記入下さい。

対象道路の平成 29 年度の通行台数は約 5,423 万台で、平成 28 年度に対して 3.0%の増加となった。

Q 4. 本特定事業により、対象道路の周辺地域は活性化されましたか。具体的にご記入下さい。

地域産品のPRイベントや、パーキングエリアのリニューアルが行われており、地域の賑わいにも寄与している。今後民間が実施する地域活性化事業（路線区域外の任意事業等）が開始されれば、さらなる地域の活性化と有料道路の利用促進との相乗効果を期待できるが、コンセッション導入から 2 年しか経過していない現時点では、地域活性化につながっているか判断できる段階にないため、今後の取組を見守る必要があると考えている。

Q 5. 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご記入ください。

貴地域以外で実施しても質問票 1 の Q 2 及び本票 Q 1～4 で回答された効果・問題等が発生するか

愛知県道路公社が管理する有料道路は供用延長、料金収入ともに全国でも上位に位置しており、それに伴うスケールメリットが考えられることと、各地域ごとに事前の調査・検討が必要であることから、他地域でも同様の効果が発現するかどうかは分からない。また、本特定事業は長期のプロジェクトであり、コンセッション導入から 2 年しか経過していない現時点においては、今後の交通量・料金収入の変動による影響や、民間による地域活性化事業の実施状況が予測できないことから、弊害の有無等について判断できる段階にない。

貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか

地域によって条件が異なるため、現時点で特段の影響があるかどうかは不明だが、他地域で有料道路コンセッションが導入され、地域特性により新たな維持管理の効率化の手法等が出てくることを期待したい。

Q 6. 本特定事業に関して、道路利用者、周辺住民や事業の関係者（公社・運営権者を除く）から意見が寄せられていましたらご記入下さい。（所属・氏名非公表）

本事業について意見募集等は行っておらず、本県には特段の意見は寄せられていない。

規制の特例措置個別の質問事項（道路公社の回答）

Q 7. 運営権の譲渡により、道路管理の質や効率性がどのように向上しましたか。具体的にご記入ください。

民間ならではの創意工夫による I T や新技術の導入により、通常業務の効率化や災害時の迅速な対応への取組により道路管理の効率性の向上が図られた。例えば、図面等のデジタル化クラウド化による維持管理業務の効率化や防災訓練においてドローンを活用した災害時の迅速な情報収集の試行に取り組んでいる。

また、柔軟な料金の割引施策、P A リニューアルなどのサービス向上への取組や P A での積極的なイベント開催などの利用促進への取組などにより、道路管理の質の向上が図られた。

Q 8. 運営権の譲渡により、Q 7 の回答以外に貴公社の事業全般に好影響がありましたか。具体的にご記入ください。

安定的に得られる運営権対価収入により、借入金の返済を確実に行うことができている。また、運営権者の創意工夫による I T や新技術の導入等により効率的な管理運営の確立に取り組んでいる。

Q 9. 運営権の譲渡により生じている又は懸念される問題点がありますか。具体的にご記入ください。

公社と運営権者において締結している実施契約書には、政策変更、法令改正、不可抗力等が発生した場合の費用の分担方法が規定されているが、明示されていない個別の事象（施設損傷を伴う災害を除く）に係る取扱いについて協議が発生している。

Q 10. 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、Q 7～9 で回答された効果や問題等が同様に発生すると考えられますか。また、それ以外の効果等が発生すると考えられますか。ご自由にご記入ください。

当公社の所有する有料道路は供用延長、料金収入ともに全国でも上位に位置する有料道路であり、それに伴うスケールメリットが考えられるが、他地域でも同様の効果が得られるかは分からない。

実施契約書での取り決めにもよるが、個別の事象に係る取扱いについて協議を行う必要が生じることは、十分に考えられる。

また、本事業は長期のプロジェクトであり、コンセッション導入から 2 年しか経過していない現時点においては、今後の交通量・料金収入の変動による影響や、民間による地域活性化事業の実施状況が予見できないことから、弊害の有無等について判断できる段階にない。

Q 11. 本特例事業に関して、道路利用者、周辺住民や事業の関係者（運営権者を除く）から意見が寄せられていましたらご記入下さい。（所属・氏名非公表）

特になし。

Q12. 運営権取得後、道路管理について改善を図った点はどのようなところですか。また、その効果はどのように表れていますか。具体的にご記入ください。

- ・これまで、維持管理に必要な情報（図面、点検調書等）の保管方法ではアナログ情報が膨大かつ分散していることから、簡易に検索し、様々な場所で随時閲覧するなどにより、日常を含めた業務に活用することが困難であった。また、今後、直接の担当者以外の様々な職員が効率的に検索して活用するためにも管理方法の改善が必要であった。このため、「デジタル維持管理システム」を構築した。これは必要な全ての情報をクラウド上に集めて整理し、直感的に探し出せるようにG U Iを設計してモバイル端末上に表示し、現場においても活用可能としたものである。これにより、上記の問題を解消できるようにし業務の効率化（図面等資料検索時間の短縮、現場における即時かつ広範な情報の入手等）を図っており、現在もシステムの改良と格納データ領域の拡大を進めている。
- ・ウェアラブルカメラシステムを導入し、現場の映像、音声等を愛知道路コンセッション本社、及び管制室に送ることを可能にすることにより、本社及び管制室にて現場の状況をリアルタイムに把握しつつ、同時に現場技術者と協議や指示をすることができるようになった。実際に、遠隔地での交通事故等の際に活用し、本社や管制室にいる責任者が現地のリアルタイムの動画映像を確認しながら、現地職員と会話を行いつつ的確かつ迅速な指示や応急復旧ができた。
- ・車載型路面状況モニタリングシステム（MARWIS）を導入して、雪氷対策期間中の凍結防止剤散布判断の定量化と合理化を実施している。

Q13. 運営権取得後、PA等のサービス業務について改善を図った点はどのようなところですか。また、その効果はどのように表れていますか。具体的にご記入ください。

○大府PA（上り）、阿久比PA（下り）について、トイレ、レストラン、ショップ、インフォメーションスペース等の大規模リニューアルを実施した。

【トイレについて】

- ・従前の床面はタイル形式で散水により清掃を行うタイプであったが、乾式のシート張りに変更して衛生面での改善を図るとともに、環境面でも清掃時の水道水使用量の大幅削減を実現。
- ・更新が必要となった便器には節水型トイレ（約70%減）を採用
- ・洗面所での温水利用を可能にするとともに、女子トイレにはパウダーコーナーを設置。
- ・お客様連れの方用の広めのトイレブースを設置するとともに、おむつ用ダストボックスを設置。
- ・親が見守りながら、子供が用を足せるキッズトイレを新設。
- ・男子トイレは洋便器に全てウォシュレットを設置。

【レストラン・ショップ】

- ・有名建築家の隈研吾氏の設計監修によりリニューアルを実施
- ・レストランとショップ運営については、高い専門性と特色のある会社に委託することにより、世界的にも有名な3人のシェフが監修するレストラン、イートインによるサービス提供を実現。
メニューにおいても地元産品を活かした、ここでしか味わえないメニューを特別に考案し提供
- ・ショップでは、従来の雑然とした商品陳列を刷新し、隈氏監修の内装において、スタイリッシュなディスプレイと、販売アイテムも従来の地元特産の土産物に加えて、3人のシェフがそれぞれ地元店舗とコラボレーションした新たな商品を開発して販売。

【インフォメーションスペース】（旧名称：情報コーナー）

- ・沿線の観光情報の提供能力を強化した「インフォメーションスペース」としてリニューアルを実施。
- ・沿線の観光スポット等の案内用パンフレット類スペースを、隈氏のデザインにマッチした木製ラックに刷新し60ポケットに増大（従前は後置きスチール製ラック）。ポスターも専用パネルに最低13枚掲示可能。
- ・壁面に1.2m×2.0mの観光ガイドマップを新たに作製するとともに、その両サイドに42インチディスプレイを2台設置。そこで、新たに制作した愛知県、知多半島の魅力を紹介する映像を常時放映。

【リニューアル前後のPA流入台数とPA売上高】

- ・PAへの流入台数は、平日大府で1.3倍、阿久比1.4倍、休日大府で1.5倍、阿久比1.6倍となっています。売上高は、平成30年9月の前年同期比比較で凡そ2倍となっている。

○知多半島4路線+衣浦トンネルを、特定した1か月のうちの土・日・祝日の1日が1,000円で乗り放題となるチケットを昨年11月と今年3月に発売し、約630件の利用があった。本年11月もより利用しやすいように改善を加えて実施を予定している。（現在、募集中）

○レンタカー会社と連携して、知多4路線と猿投グリーンロードの計5路線（64.2km）がETC1泊2日1,500円で乗り放題となる企画を8月から実施している。

Q14. 運営において生じている又は懸念される問題点がありますか。具体的に記入ください。

- ・道路構造物や施設等の損傷が想定よりも進んでいる、ないしは、想定していなかった損傷等が運営の過程において判明してきた。今後はその対応に当初計画よりも多くの費用と労力を要することが懸念される。
- ・当該道路では、従前より3路線において回数券を発行しており、これら回数券発行に当たっては資金決済法により未使用回数券残高の2分の1以上の発行保証金を供託することとなっている。

この法律は地方道路公社を適用対象外としていることから、公社は供託とそのための事務作業を行う必要がなかった。しかしながら、コンセッション開始後は回数券の発行者が民間会社になったという理由から資金決済法が弊社に適用され、供託（現在、約1億7,000万円）と供託金額算定のための作業（毎日約13,000枚、81種類の回数券の仕分け作業）が新たに発生することとなった。

運営権者の安定性、健全性については、その対応策等について提案し、評価を受けているとともに、運営中も相応のモニタリングが行われていることから、公社運営時と同様の取り扱いとして、イコールフットリングがなされるのが適当と考える。

Q15. 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、Q12～14で回答された効果や問題等が同様に発生すると考えられますか。また、それ以外の効果等が発生すると考えられますか。ご自由にご記入ください。

- ・規模や事業環境・条件が異なってくるので、その内容等は全く同じとは言えないが、同様のものが生じる可能性は十分にある。
- ・また、これまで公共が行っていた道路運営に民間企業が中心に関わるができるので、多くの企業（特に建設関連企業）の新しい事業領域の創出と技術革新等への刺激になる。実際、代表企業ではインフラ維持管理分野への技術開発への投資や同分野への事業領域拡大意欲がこれまで以上に高まっている。また、他の建設会社などからの関心も非常に高いことが感じられる。

Q16. 道路利用者や周辺住民から本事業に関して意見が寄せられていましたらご記入下さい。（所属・氏名非公表）

- ・運営開始以降、沿線地域の商工会議所・商工会、観光協会等の会合等に積極的に参加しており、その中では、これまでにない連携の機会ができ、実際にPAなどで地域の魅力をより多く紹介できるようになったとの意見をいただいております、今後の新たな取り組みに関する案ももらっている。

平成30年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	国土交通省
2. 特例措置番号	1228
3. 特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	現在コンセッションを行っている道路管理者である愛知県道路公社に対し、民間事業者が道路の維持管理等を行ったことによる影響について調査を実施。 1. 運営権者による運営権対価の支払いにより、予定通りの償還が行われているか。また、今後の償還の見通し。 2. 愛知県道路公社運営時と民間事業者運営時の交通量・料金収入を比較。 3. 維持管理・運営状況について愛知県道路公社の要求水準を満たしているか。満たしていない場合はどのような是正措置を行っているか。また、それに伴う協議が発生しているか。 4. 運営権者のノウハウや創意工夫により、業務効率化につながる等成果があったか。 5. 運営権者の改築事業等で交通の円滑化に資するような取り組みを行っているか。 6. 運営権者の運営により、地域活性化に資する取り組みはされているか。 7. 利用者から、コンセッションに関する意見(苦情等)はあったか。 8. 愛知県道路公社及び運営権者において、コンセッション導入によって課題(事務手続きの増加、責任分担の把握等)は生じているか。
②	調査方法	愛知県道路公社に対しアンケート調査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。
③	調査対象	愛知県道路公社(1件)
④	調査の実施時期	調査票の配布 平成30年10月17日 調査票の回収 平成30年11月1日
⑤	調査結果	現在のところ、交通量・料金収入について概ね順調に推移しているとのこと。 また、運営権者の創意工夫等により、文書のデジタル化やテレビ会議システムの導入等がなされているとのこと。 一方、今後の見通しについては、需要変動の他に物価変動や競合路線の影響により、計画上減収になる期間もあると見込まれており、減収分が公社負担となる可能性もあることから、現時点で見通しを判断出来ないとのことであった。
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	これまでのところ、重大なトラブル等はなく事業がおこなわれているところ。 一方、愛知県道路公社からは、コンセッション導入から2年しか経過していない現時点では、今後の運営状況や実施予定の地域活性化事業の状況等も踏まえる必要もあることから、判断出来ないとの意見があった。
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	当該特例の事例は1件のみであり、かつ、上記の通り現時点では長期契約のうちわずか2年が経過した段階であることから、事業の活用状況等について判断する段階には至っていない。従って、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは時期尚早である。

(別添)

□ 民間事業者による公社管理道路運営事業に関する調査

(記入者 所属・氏名：愛知県道路公社事業部事業課・横井嘉章
愛知県建設部道路建設課有料道路室・伊藤将直)

※ 欄が足りない場合には、別紙等によりご対応下さい。

※ 回答対応者が複数いる場合には、別紙等によりご対応下さい。

Q 1 運営権対価

運営権者による運営権対価の支払いにより、予定通りの償還を行っていますか。また、今後の償還の見通しについても教えてください。

- ・ これまでのところ、運営権対価一時金 150 億円（税抜）が運営開始初年度の平成 28 年度に支払われ、以降も予定通りの償還となっている。
- ・ 今後の償還の見通しについては、需要変動の他に物価変動や競合路線の影響により、計画上減収になる期間もあると見込まれており、減収分が公社負担となる可能性もあることから、現時点で見通しを判断出来ない。

Q 2 路線別通行台数及び料金収入

以下の期間における路線別の通行台数及び料金収入を記述願います。

- ・ 平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月までの実績値、計画値及び今後の見通しについて（公社運営時）
- ・ 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月までの実績値、計画値及び今後の見通しについて（ARC 運営時）

※H28.10.1～愛知県道路コンセッション事業開始

運営対象路線全体の状況は以下のとおり。

- ・平成27年4月～平成28年3月までの計画値は約5,032万台で約174億円に対して、実績値は約5,152万台で約179億円であった。
- ・平成29年4月～平成30年3月までの計画値は約5,033万台で約159億円に対して、実績値は約5,423万台で約168億円であった。
- ・現在のところ、概ね順調に推移していると認識しているが、今後の見通しについては、需要変動の他に物価変動や競合路線の影響により、計画上減収になる期間もあると見込まれており、減収分が公社負担となる可能性もあることから、現時点で見通しを判断出来ない。

(次ページへ続く)

Q3 現在までの要求水準書の達成状況を教えてください。要求水準に達していないものがある場合は、具体的な内容、是正措置の有無及び是正方法を教えてください。また、今後運営を行うにあたり、運営権者と協議が必要な案件等がありますでしょうか。ある場合は具体的な内容及び対応方針を教えてください。

- ・現在のところ、運営事業者の責めに帰すべき重大なトラブル等はなく事業が行われている。
- ・なお、実施契約書には、法令改正や不可抗力等が発生した場合の公社と運営権者の間における費用の分担方法が規定されているが、明示されていない個別の事象に係る取扱いについて協議を行っている。
- ・また、今後の対応方針については、コンセッション導入から2年しか経過していない現時点では、今後の運営状況や実施予定の地域活性化事業の状況等も踏まえる必要もあることから、判断出来ない。

(次ページへ続く)

Q 4 運営権者のノウハウや創意工夫により、業務効率化につながる等、どのような成果

- ・ 従来は紙ベースで保管されていた膨大なアナログ情報をデジタル化した上で、維持管理の担当者が直感的に情報を探し出せるグラフィカル・ユーザー・インターフェースを使って、橋梁や函渠などの構造物の諸元や設計図、点検調書などを一元的に格納・表示するシステムが開発されている。
- ・ モバイルカメラを活用したテレビ会議システムが導入されている。現場での点検作業者と事務所の責任者がリアルタイムで繋がり、緊急時などの被害状況の早期把握や点検者に対するA R C本社の技術バックアップ等が可能となった。
- ・ 既存のコンクリートポンプ車をロボットの脚と腕として使い、手首から先の部分を新たにアタッチメントとして開発、実用化している。先端冶具には各種のカメラ類、センサー類をはじめ、照明や打音装置などを複数搭載でき、遠隔操作による近接目視点検、打音検査の実施など安価な点検ロボットとなるように目指している。

がありましたか。ある場合は具体的な内容を教えてください。

Q 5 運営権者の改築事業等で交通の円滑化に資するような取り組みを行っておりますか。
ある場合は具体的な内容を教えてください。

- ・ 知多４路線においては、予定されていたＩＣ料金所のＥＴＣレーン増設工事（６カ所）本年１１月に完了した。また、りんくうＩＣ出口追加工事及び武豊北ＩＣ新設工事を進めており、今後、予定通りの工事が進捗するか見守っていく必要がある。
- ・ 平成２９年５月１０日に衣浦豊田道路で発生した逆走死亡事故を受け、当初、要求水準書で示された知多４路線の４３ヶ所だけでなく、逆走の恐れがある６路線合計８４ヶ所の逆走対策を本年４月までに完了させた。

（次ページへ続く）

Ｑ６ 運営権者の運営により、地域活性化に資する取り組みはされておりますか。されている場合はその具体的な内容と成果を教えてください。（雇用の創出・地域住民の参加等）

- ・大府PA（上り）、阿久比PA（下り）等において、沿線自治体、地元企業・団体等と連携した地域産品PRイベントを実施した（南知多観光PRイベント始め30回（平成30年10月末現在））。
- ・愛知県、愛知県道路公社、愛知県警、沿線地域の自治体、多くの企業・団体、プロライダーなどの後援・協賛・協力の下、交通安全&地域PR一体型イベントを開催した。サンタクロースの衣装をドライバーが着用し、オートバイ（自動二輪車）・車が知多半島道路や南知多道路などを走行し、交通安全・地域の魅力をPRした。
- ・大府PA（上り）、阿久比PA（下り）の建物の設計・デザインを世界的建築家隈研吾氏が監修し、また、日本を代表する3人のシェフの監修による地元食材を使ったメニューや土産品など、魅力ある内容により利用者サービスの向上や地域の活性化に向けて成果を上げている。さらに、情報コーナーの拡充やイベント開催エリアの活用による「地域活性化と賑わいの創出」など利用者サービスの向上が図られている。
- ・一方、現時点では、運営権者が実施することとなっている地域活性化事業（路線区域外の任意事業等）が開始されておらず、コンセッション導入から2年しか経過していない現時点では、地域活性化の成果について判断出来る段階にない。

Q7 利用者から、コンセッションに関する意見（苦情等）はありましたか。ある場合は、その具体的な内容を教えてください。

現在のところ、特段の意見等は寄せられていない。

（次ページへ続く）

Q8 愛知県道路公社及び運営権者において、コンセッション導入によって課題（事務手続きの増加、責任分担の把握等）は生じていますか。生じている場合はその具体的な内容

を教えてください。

- ・実施契約書には、法令改正や不可抗力等が発生した場合の公社と運営権者の間における費用の分担方法が規定されているが、明示されていない個別の事象に係る取扱いについて協議を行っている。
- ・また、今後の対応方針については、コンセッション導入から2年しか経過していない現時点では、今後の運営状況や実施予定の地域活性化事業の状況等も踏まえる必要もあることから、判断出来ない。

ご協力ありがとうございました。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（１）基本理念

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。